

平成30年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成30年12月6日（木）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 報第 1号 専決処分報告について
平成30年度上牧町一般会計補正予算（第4回）について
- 第 4 報第 2号 専決処分報告について
上牧町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議第 1号 上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議第 2号 上牧町空き家等及び空き地の適切な管理に関する条例の制定について
- 第 7 議第 3号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の一部を変更する規約について
- 第 8 議第 4号 平成30年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について
- 第 9 議第 5号 平成30年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について
- 第10 議第 6号 平成30年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について
- 第11 議第 7号 平成30年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について
- 第12 議第 8号 平成30年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について
- 第13 議第 9号 平成30年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について
- 第14 議第10号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第15 議第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第16 意見書案第1号 国民健康保険県単位化に伴う国保運営のありかたに関する意見書
（案）
- 第17 意見書案第2号 奈良県医療費適正化計画における「地域別診療報酬」活用検討の撤回を求める意見書（案）

第 18 意見書案第 3 号 認知症施策の推進を求める意見書（案）

第 19 陳情の委員会付託

本日の会議に付した事件

第 1 から第 19 まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	堀内英樹	2番	竹之内剛
3番	遠山健太郎	4番	牧浦秀俊
5番	吉中隆昭	6番	長岡照美
7番	富木つや子	8番	服部公英
9番	石丸典子	10番	康村昌史
11番	東充洋	12番	辻誠一

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	西山義憲
教育長	松浦教雄	総務部長	阪本正人
総務部理事	中川恵友	都市環境部長	杉浦俊行
住民福祉部長	濱田寛	水道部長	中村真
教育部長	塩野哲也	総務課長	山下純司

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	山本敏光	書記	山口里美
書記	高木寛行		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（辻 誠一） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、平成30年第4回上牧町議会定例会を開会いたします。

本日、定例会が開催されましたところ、議員各位におかれましては、ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。どうか議員各位のご協力をお願い申し上げます。



◎開議の宣告

○議長（辻 誠一） これから本日の会議を開きます。



◎町長の挨拶

○議長（辻 誠一） 初めに、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成30年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には早朝よりお集まりいただき、まことにありがとうございます。

11月に3回目の上牧町総合防災訓練を開催させていただきました。この総合防災訓練は、大規模地震の発生を想定して、上牧町の防災組織を動員するとともに、各防災関係機関及び町民の方々の参加協力のもと実施をいたしました。今年度の訓練には、各関係機関を含め約650名の方々のご参加をいただきました。訓練では、町民一人一人の防災意識を高め、いざというときの防災行動力を向上させることを目的に体験型の訓練を、また、奈良県ドクターヘリによります救急搬送・医療救護活動訓練も行いました。あわせて、指定避難所の体育館には、避難所運営に際してのテント、簡易トイレ、段ボールベッドなどを設営させていただきました。今後も訓練を続けながら、町民が安全で安心して暮らしていただけるまちづくりに

取り組み、さらなる地域の防災力の向上に努めてまいりたいと考えております。

それでは、本日提出しております議案につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

まず、報第1号、上牧町一般会計補正予算（第4回）、報第2号、上牧町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について、緊急に処理をする必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

報第1号につきましては、ことし5月の台風21号に伴う災害復旧費を計上させていただいております。

議第1号 上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令の施行に伴い、改正するものでございます。

議第2号 上牧町空き家等及び空き地の適切な管理に関する条例の制定につきましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、本町における空き家及び空き地の活用の促進等のために必要な事項を定めることにより、町民の生命、身体及び財産を保護し、生活環境を保全するとともに、健全で快適なまちづくりの総合的な推進を図ることを目的に制定するものでございます。

議第3号 山辺・県北西部広域環境衛生組合格約の一部を変更する規約につきましては、組合の共同処理する事務において、山添村が資源ごみに関する事務に参加することに伴い、組合格約を変更するものでございます。

議第4号 平成30年度上牧町一般会計補正予算（第5回）につきましては、1億32万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を76億8,639万6,000円とさせていただいております。

歳入の主な内容につきましては、民生費国庫負担金で、子どものための教育・保育給付費負担金の過年度精算金413万1,000円の増額、土木費国庫補助金で、町営第五住宅屋根改修のための社会資本整備総合交付金2,638万4,000円の増額計上をさせていただいております。民生費県負担金で、施設型給付費等負担金過年度分精算金206万5,000円の増額、県委託金で奈良県知事及び奈良県議会議員選挙交付金4,477万1,000円の増額計上をさせていただいております。不動産売払収入で705万9,000円の増額、財政調整基金繰入金で今回の補正の調整額3,202万8,000円を繰り入れし、繰り入れ後の基金残高は9億8,294万6,000円となっております。町債におきましては、町営住宅整備事業債2,630万円を増額、第三テニスコート改修工事費の減額により体育施設整備事業債を220万円減額計上させていただいております。

歳出の主な内容につきましては、人件費といたしまして、人事院勧告に伴う法律等の一部改正により所要額を計上しております。総務費の財産管理費で、公用車修繕料108万円、測量及び登記委託料123万3,000円、選挙費で、奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙費477万1,000円を増額計上しております。民生費の障害福祉費で、障害者自立支援給付費及び医療費、障害者入所給付費及び医療費等の精算金を1,007万2,000円増額計上しております。衛生費の母子衛生費で、妊婦一般健康診査委託料150万円を増額計上しております。土木費の道路橋梁費で、道路整備に係るC B R調査委託料692万7,000円を減額、道路水路管理補修工事830万円、道路整備工事1,078万8,000円、住宅管理費で、町営第五住宅屋根改修工事4,927万4,000円をそれぞれ増額計上しております。

次に、教育費の体育施設費で、第三テニスコート改修工事302万9,000円を減額計上させていただいております。減債基金で土地売却分706万円を積み立てし、積み立て後の基金残高761万3,000円となっております。特別会計繰出金で、国民健康保険、下水道事業、介護保険で774万6,000円を増額計上させていただいております。

議第5号から議第9号につきましては、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、水道事業会計の各補正予算でございます。

議第10号、議第11号につきましては、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び一般職の職員の給与に関する条例を、人事院勧告に伴う法律等の一部改正に伴い、一部改正をするものでございます。

以上のとおり案件を上程しております。いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議いただき、承認、議決賜りますようお願いを申し上げます、招集のご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

◇

◎議会運営委員会の報告

○議長（辻 誠一） 挨拶が終わりましたので、過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

吉中議会運営委員長。

（議会運営委員長 吉中隆昭 登壇）

○議会運営委員長（吉中隆昭） おはようございます。5番、吉中隆昭です。それでは、議会

運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集の平成30年第4回定例会議会の議会運営委員会を、去る12月4日午前10時より、全委員出席により、議会運営について慎重に審議いたしました。

本定例会に付議を予定されます町長提出議案と議員提出の意見書案第1号、第2号、第3号、それと受理しました陳情第1号について、本会議審議か各委員会付託かを審議した結果、報第1号 専決処分報告について、平成30年度上牧町一般会計補正予算（第4回）について、報第2号 専決処分報告について、上牧町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について、以上の2議案については、本日の本会議審議とすることに決しました。

議第2号 上牧町空き家等及び空き地の適切な管理に関する条例の制定について、議第4号 平成30年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について、議第10号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、以上の4議案については、総務建設委員会に付託することに決しました。

議第1号 上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第3号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の一部を変更する規約について、議第5号 平成30年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、議第6号 平成30年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、議第7号 平成30年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について、議第8号 平成30年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について、議第9号 平成30年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について、意見書案第1号 国民健康保険県単位化に伴う国保運営のありかたに関する意見書（案）、意見書案第2号 奈良県医療費適正化計画における「地域別診療報酬」活用検討の撤回を求める意見書（案）、意見書案第3号 認知症施策の推進を求める意見書（案）、陳情第1号 県立高校適正化計画に関する陳情書、以上の11議案については、文教厚生委員会に付託することに決しました。

会期日程につきましては、本日12月6日より12月18日までの13日間と決しました。また、日程の振り分けとして、12月6日、本会議、午前10時開会、12月7日、総務建設委員会、午前10時開会、12月8日、9日、10日は休会、12月11日、文教厚生委員会、午前10時開会、12月12日、休会、12月13日、一般質問、午前10時開会、質問者は遠山議員、堀内議員、牧浦議員、服部議員、石丸議員5名、12月14日、一般質問、午前10時開会、質問者は康村議員、長岡議員、富木議員、竹之内議員、東議員5名、12月15日、16日、17日、休会、12月18日、本

会議、午前10時開会となりました。一般質問の持ち時間につきましては、従来どおり、理事者側の答弁を含め1人1時間以内と決しました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

◇

◎議事日程の報告

○議長（辻 誠一） 報告が終わりましたので、これより委員長の報告どおり議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◎会議録署名議員の指名について

○議長（辻 誠一） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、竹之内議員、3番、遠山議員を指名いたします。

◇

◎会期の決定について

○議長（辻 誠一） 日程第2、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの13日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月18日まで13日間と決定いたしました。

◇

◎報第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第3、報第1号 専決処分報告について、平成30年度上牧町一般会計補正予算（第4回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 報第1号 専決処分報告について、平成30年度上牧町一般会計補正予算（第4回）については、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

平成30年12月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 報第1号 専決処分報告について説明いたします。

専第6号 平成30年度上牧町一般会計補正（第4回）につきましては、9月議会で議決をいただきました史跡上牧久渡古墳群保存管理活用計画策定委員会設置条例の保存活用計画の策定に対しての委員報酬、9月4日の台風21号に伴う災害復旧費用に関する補正予算を早期に調整する必要がございましたので、復旧工事等に関係する費用を計上した上牧町一般会計補正予算（第4回）を作成し、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成30年9月28日に専決処分させていただいたものでございます。

専決処分させていただいた補正予算の内容といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,447万円を追加させていただき、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億8,606万8,000円とさせていただいております。

次に、予算事項別の詳細につきましては、まず、説明書の3ページ、歳入では、款繰入金、項基金繰入金、目財政調整基金繰入金、節財政調整基金繰入金で、基金から3,447万円を繰り入れとさせていただいており、繰り入れ後の基金残高は10億1,497万4,000円となっております。

次に、4ページに移りまして、歳出では、款教育費、項社会教育費、目文化財保護費で、上牧久渡古墳群整備計画検討委員謝礼報酬費を史跡上牧久渡古墳群保存管理活用計画策定委員報酬に同額組み替えを行わせていただきました。また、台風21号災害に伴う復旧工事費等の費用で、款災害復旧費、項公共施設災害復旧費、目公共施設災害復旧費で、町内の広報板、

旧上牧温泉の給水補助タンク小屋の撤去、町立第一保育所の屋根の補修及び防水修理等に関する修繕料700万円、災害廃棄物処理委託料27万円、上牧第二中学校屋根改修実施設計委託料320万円、町営第一住宅の屋根瓦、壁及び雨漏り補修、上牧第三小学校フェンス取りかえ工事費等で2,400万円を計上いたしております。

以上の内容で専決処分をさせていただいておりますので、ご報告申し上げ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

東議員。

○11番（東 充洋） 1点お伺いいたします。専決処分を行われたんですけども、公共施設災害復旧費ということで3,447万2,000円が計上されたわけなんですけども、この復旧について進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今の進捗状況につきましては、件数といたしましては28件、細かくあります。その中で完了しておりますのが10件、それと今現在進行中があと18件という形で進んでおる状況でございます。まだ第一住宅の屋根瓦等につきましては、なかなか業者等の手配等ができておりません。今後、その部分につきましては、以前から業者の方には、住民さんが住んでおられますので、できるだけ早くしていただけるようには報告をさせていただいている状況でございます。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） わかりました。しかし、これが繰り越しとなるような状況ではなくて、年度中には工事が完了するというふうに理解してよろしいですか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 年度中には完了する予定をいたしております。

○議長（辻 誠一） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



◎報第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第4、報第2号 専決処分報告について、上牧町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 報第2号 専決処分報告について、上牧町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例については、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

平成30年12月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 報第2号 専決処分報告についてご説明いたします。

専第7号 専決処分書。上牧町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、緊急に処理を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をするものでございます。

今回、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、上牧町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正するものでございます。

内容についてご説明いたします。

第3条、保育料関連より、町立保育園を利用する児童の扶養義務者から徴収する保育料の算定に用いる別表（第3条関連）の表中、所得割額を所得割課税額とする整備でございます。

続きまして、別表第3項の次に、第4項、第5項、第6項を追加し、保育料算定に用いる

控除額の追加及び都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特別措置を指定都市以外の市町村区域に住所を有するものとみなす所得割課税額の算定とするための改正でございます。

備考第4項に、未婚のひとり親の取り扱い、2、みなし寡婦及びみなし寡夫を税制上の寡婦、寡夫とし、保育料算定の基礎となる控除額を追加いたします。この改正は、税制上、婚姻を前提とする寡婦、寡夫と未婚のひとり親の取り扱いに差があることで、各種福祉サービスに係る負担金等の額が異なり、未婚母・父に不利な取り扱いとなっているための改正でございます。

備考第5号につきましては、備考第4項の申請手続になります。

続きまして、備考第6項の追加ですが、都道府県から政令指定市への税源移譲に伴う特別措置を指定都市以外の市町村区域に住所を有するものとみなす所得割課税額の改正でございます。保育料算定における利用者負担額の階層区分は、市町村民税所得割額を用いて算定されることから、平成30年度より政令指定都市のみ税率が変更となり、指定都市の他の市町村の居住区の税額が異なることとなり、不公正が生じるため、政令指定都市以外の市町村区域に住所を有するものとみなす所得割課税額の改正でございます。これは都道府県民税が、政令指定都市は8%、一般以外は6%となっております。

条例の適用につきましては、公布の日から施行とし、なお、平成30年9月分以降の保育料に適用させていただき、同年8月以前の保育料につきましては、従前の例にいたすということでございます。

以上でございます。ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

富木議員。

○7番（富木つや子） 富木でございます。この件につきましては、未婚のひとり親世帯に対する税制面からの保育料等の軽減の分だと思っておりますが、先般、この懇談会で内容説明もしていただきましたので、内容については理解をさせていただいているところです。周知の件をお聞きしたかったんですが、既にホームページで、上牧町からのお知らせということでアップをさせていただいておりますけれども、保育料等にみなし寡婦（夫）控除を適用しますということで、ホームページにアップをさせていただいておりますが、現状等を、どのようなお問い合わせとか、これは申請主義になりますので、そのあたりの件を教えてくださいたいと思います。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 現行ですが、今のところ、そのお問い合わせはございません。

ただ、もし今後転入された場合ですが、その場合については、申請の場所、要するに子ども福祉課、その先のところに、こういう法律があります、条例がありますので、法律に適して該当するのであれば、そういう措置を申し込んでいただき、適切な申請をしていただき、その分の適用をさせていただく、窓口でも説明はさせていただいております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） ほかに、お知らせというか、周知といいますか、そのような形、ホームページだけでこのような形をとられますか。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今現在はホームページ上だけでさせていただいております。というのは、全家庭の方が該当するものでもないという判断があります。現状調査をさせていただいたところ、今現在、対象者がおられなかったのが1点と、これが今後、転入される方、今後入られる方が、これが適用される方で、個人的なものになると思いますので、その都度、申請とか問い合わせがあったときにだけ報告させていただく形をとらせていただくような方法でございます。

○議長（辻 誠一） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ほかになしと認めます。これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



◎議第1号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第5、議第1号 上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第1号 上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成30年12月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 議第1号 上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例の一部を改正につきましては、学校教育法の一部を改正する法律に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の公布に伴い、上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容についてご説明いたします。

放課後児童支援員の資格要件の拡大でございます。今回の改正ですが、第11条第3項第5号に、学校教育法で規定されます大学においての社会福祉学など、改正前の学部の規定を修めて卒業した者の次に、平成31年度から実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関として、専門職大学が学校教育法の規定により、大学に含まれることとなるため、当大学の全期過程を修了した者についても、資格要件を定めることとしたものでございます。

また、この条例は平成31年4月1日から施行するものとしております。

以上が今回提出いたしました改正内容についてでございます。議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第2号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第6、議第2号 上牧町空き家等及び空き地の適切な管理に関する条例の制定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第2号 上牧町空き家等及び空き地の適切な管理に関する条例の制定について。

上牧町空き家等及び空き地の適切な管理に関する条例の制定については、別紙のとおりである。

平成30年12月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 議第2号 上牧町空き家等及び空き地の適切な管理に関する条例の制定についてご説明いたします。

今回の上牧町空き家等及び空き地の適切な管理に関する条例につきましては、適切な管理が行われていない空き家等及び空き地が、防災、防犯、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを踏まえ、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に必要な事項を定めるとともに、空き家等及び空き地に対する措置、空き家等及び空き地の活用の促進のために必要な事項を定めることにより、町民の生命、身体及び財産を保護し、生活環境を保全するとともに、健全で快適なまちづくりの総合的な推進を図ることを目的とするため、上牧町空き家等及び空き地の適切な管理を総合的に推進するために制定するものでございます。また、本条例においては、空き地についても、上牧町条例において対応していくこととし、規定をしております。

制定する条例につきましては、全25条の構成としており、まず、第1条では目的を、第2条では定義を、第3条では所有者等の責務として、適切な管理を所有者みずからの責任と負担によって行うことを責務としています。第4条は町の責務を、第5条は空き家等対策計画を定めることとしております。第6条では町民等の役割を、第7条は民事による解決との関係を、第8条では空き家等対策協議会を定めております。第9条は空き家等に関するデータベースの整備等を、第10条は所有者等による空き家等の適切な管理の促進を、第11条は空き家等及び空き家等の跡地の活用等を定めております。第12条は特定空き家等の認定を定め、第13条は調査等を、第14条は空き家等及び空き地の所有者等に関する情報の利用等を、第15

条から第19条については、特定空き家等に認定された空き家等、または管理不全な空き地の状態を解消するための措置を規定したものでございます。具体的には、助言・指導から勧告、命令という3段階のプロセスを経て、それでも改善が見られない場合は代執行という最終手段をとるという仕組みになっております。その詳細を、第15条で助言または指導を、第16条は勧告を、第17条では命令を、第18条では公示等を、第19条で代執行を定めたものでございます。第20条については、緊急安全措置を、危険を回避する措置を定めたものでございます。周辺に危険を及ぼすような緊急の状態であっても、助言、指導からのステップを踏みながら手続を行っていくと、相当の時間を要することになってしまうため、町長がみずから危険な状態を解消するため、必要最低限度の措置を即時執行できることを規定しております。第21条は専門的知識を有する者からの意見を聞くことができること、第22条は警察その他の関係機関との連携を、第23条は関係法令の適用を、第24条は委任を、第25条は罰則を定めております。そこでは、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上が、上牧町空き家等及び空き地の適切な管理に関する条例の内容でございます。慎重審議の上、議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第3号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第7、議第3号 山辺・県北西部広域環境衛生組合格約の一部を変更する規約について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第3号 山辺・県北西部広域環境衛生組合格約の一部を変更する規約について。

山辺・県北西部広域環境衛生組合格約の一部を変更する規約については、別紙のとおりである。

平成30年12月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。
都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 議第3号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の一部を変更する規約について説明いたします。

今回の山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の一部の変更につきましては、組合の共同処理する事務第3条第2項で、可燃ごみに関する事務、不燃ごみ及び粗大ごみに関する事務、資源ごみに関する事務の3事務に分かれておりましたが、今回、山添村が資源ごみに参加することになったため、第3条第2項の表を可燃ごみに関する事務と、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみに関する事務の2事務に処理するための規約の変更でございます。

慎重審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第4号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第8、議第4号 平成30年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第4号 平成30年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について。

平成30年度上牧町一般会計補正予算（第5回）については、別紙のとおりである。

平成30年12月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 議第4号 平成30年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について説明いたします。

補正予算（第5回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億32万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億8,639万6,000円とするものでございます。

また、第2条、繰越明許費では、翌年度に繰り越しして使用することができる経費として、5ページの第2表に、事業名、町営第五住宅屋根改修事業とその金額を明記しております。

第3条、地方債の補正では、起こすことができる地方債の追加、変更として、6ページの第3表に、町営住宅整備事業債2,630万円の追加と、道路整備事業債では限度額を70万円減額、体育施設整備事業債も限度額を220万円減額しております。

今回の補正は、人事院勧告に伴う法律の一部改正により、人件費の調整費や町営第五住宅屋根改修事業費、また各事業内容の調整費や精算金などもこの補正で計上させていただいております。

それでは、補正予算に関する説明書の事項別明細書で、主なものにつきまして説明させていただきます。

まず、歳入につきましては、説明書3ページの款国庫支出金、項国庫負担金、目民生費国庫負担金413万1,000円、目教育費国庫負担金6万1,000円につきましては、子どものための教育・保育給付費負担金過年度分精算金として増額計上しております。款国庫支出金、項国庫補助金、目土木費国庫補助金につきましては、町営第五住宅屋根改修工事のための社会資本整備総合交付金2,638万4,000円増額計上しております。款県支出金、項県負担金、目民生費負担金につきましては、施設型給付費等負担金過年度分精算金206万5,000円増額計上、目教育費負担金につきましては、認定子ども園施設型給付費負担金過年度分精算金3万円増額計上しております。

4ページに移りまして、款県支出金、項県補助金、目民生費県補助金、保育対策総合支援事業費補助金につきましては、児童数減により子どもの森上牧園が廃園したことにより、6万6,000円減額計上しております。目農林商工業費県補助金につきましては、梅ヶ丘住宅裏の危険木伐採に対するナラ枯れ被害防除事業補助金64万9,000円増額計上しております。款県支出金、項県委託金、目総務費委託金につきましては、奈良県知事及び奈良県議会議員選挙交付金477万1,000円増額計上いたしております。款財産収入、項財産売払収入、目不動産売払収入につきましては705万9,000円増額計上し、減債基金に積み立てをさせていただいております。

5ページに移りまして、款寄附金、項寄附金、目一般寄附金では、寄附を2件いただきましたので52万8,000円増額計上しております。款繰入金、項基金繰入金、目財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算の調整として、財政調整基金から3,202万8,000円を繰り入れさせていただいております。繰り入れ後の基金残高は9億8,294万6,000円となっております。町債の土木債では2,560万円を増額計上し、目教育債につきましては220万円減額計上しております。

次に、歳出につきましては、7ページ、款総務費、項総務管理費の財産管理費で、公用車等の修繕料108万円、焼却場北側の土地売却に際しての測量及び登記委託料123万3,000円増額計上いたしております。

9ページに移りまして、款総務費、項選挙費、目奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙に関連する事業費として477万1,000円増額計上させていただいております。

10ページに移りまして、款民生費、項社会福祉費、目障害福祉費で、障害者自立支援給付費・医療費、障害者入所給付費・医療費の精算金として1,007万2,000円増額計上しております。

11ページに移りまして、項児童福祉費、目児童福祉総務費で、認可外保育施設の衛生・安全対策事業補助金を10万円減額し、子ども・子育て支援交付金、国庫補助金精算金166万5,000円増額計上しております。

12ページに移りまして、款衛生費、項保健衛生費、目保健衛生総務費で、職員1名の休職による欠員のため、臨時保健師の賃金90万3,000円増額計上しております。また、目母子衛生費では、母子手帳の発行部数の増加、妊婦の転入者数が増加していることにより、妊婦一般健康診査委託料150万円増額計上しております。

13ページに移りまして、目塵芥処理費では、アリゲータープレス機リース料56万5,000円増額計上しております。

14ページに移りまして、款農林商工業費、項林業費、目林業振興費では、ナラ枯れ被害防除事業補助金64万9,000円増額計上しております。款土木費、項道路橋梁費、目道路橋梁費では、町内街路灯の修繕料90万円増額、道路整備事業に係るC B R調査委託料執行残692万7,000円を減額計上し、また、道路水路管理補修工事としまして830万円、道路整備工事としまして1,078万8,000円増額計上しております。

15ページに移りまして、款土木費、項都市計画費、目都市計画費で、服部台明星線用地費17万5,000円増額計上しております。

16ページに移りまして、目住宅管理費では、町営第五住宅屋根改修工事設計の入札差金24万9,000円減額し、町営第五住宅屋根改修工事施工管理委託料175万7,000円、屋根改修工事費4,927万4,000円増額計上しております。

19ページに移りまして、款教育費、項社会体育費、目体育施設費では、第三テニスコート改修工事入札差金としまして302万9,000円減額計上いたしております。款諸支出金、項基金費、目減災基金費では、不動産の売払収入706万円を積み立てさせていただき、積み立て後の

基金残高は761万3,000円となっております。特別会計繰出金につきましては、国民健康保険特別会計へ14万1,000円、下水道事業特別会計へ754万円1,000円、介護保険特別会計へ6万4,000円増額としてそれぞれ計上しております。

以上、補正の概要を説明させていただきました。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第5号の上程、説明

- 議長（辻 誠一） 日程第9、議第5号 平成30年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（山本敏光） 議第5号 平成30年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について。

平成30年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）については、別紙のとおりである。

平成30年12月6日提出 上牧町長 今中富夫。

- 議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

- 住民福祉部長（濱田 寛） 議第5号 平成30年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）についてご説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,277万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6,033万6,000円とするものでございます。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

説明書3ページ、歳入につきまして、款4県支出金、目1保険給付費等交付金、節1普通交付金で6,236万7,000円、節2特別交付金で27万円を計上いたしました。これにつきましては、歳出の4ページ、款1総務費、目1一般管理費、節19負担金補助及び交付金で、国保情報データベース改修費負担金として27万円を、歳出4ページ、款2保険給付費、目1保険費、

一般被保険者療養給付費、節19負担金補助及び交付金で、一般被保険者の医療費の増額によります医療費負担分6,236万7,000円を増額計上いたしております。

続きまして、歳出3ページ、款6繰入金、一般会計繰入金で、人件費の調整分として14万1,000円を計上いたしております。この増額計上につきましては、歳出4ページ、款1総務費、目1一般管理費で、人事院勧告に伴います人件費14万1,000円によるものでございます。

以上が今回補正計上いたしております内容になります。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第6号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第10、議第6号 平成30年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第6号 平成30年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について。

平成30年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）については、別紙のとおりである。

平成30年12月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 議第6号 平成30年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加いたします。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,796万円とするものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。

説明書3ページ、歳入につきましては、款6諸収入、目1保険料還付金で10万円を補正計上いたしました。これにつきましては、説明書4ページ、歳出、款6総務費、目1徴収費、

節23償還金利子及び割引料で計上いたします過年度保険料の還付金となります。

以上でございます。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第7号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第11、議第7号 平成30年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第7号 平成30年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について。

平成30年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）については、別紙のとおりである。

平成30年12月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 議第7号 平成30年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）についてご説明いたします。

第1条、保健事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,721万2,000円とするものでございます。

保険事業勘定の内容についてご説明いたします。

説明書3ページ、歳入につきまして、款3国庫支出金、項2国庫補助金、目2地域支援事業交付金で1万3,000円を減額、款5県支出金、項2県補助金、目1地域支援事業交付金で6,000円を減額計上いたしております。これにつきましては、歳出の5ページ、款2地域支援事業費、項3包括的支援事業任意事業費、目1包括的継続的ケアマネジメント支援事業費の人件費7万9,000円に伴う減額によるものでございます。

次に、款7繰入金、目1一般会計繰入金で、人件費の調整分6万4,000円を計上いたしております。

続きまして、歳出に移らせていただきます。

説明書4ページ、款1総務費、目1一般管理費で、人事院勧告に伴う人件費で11万6,000円を補正計上いたしております。

次に、款2保険給付費、項1介護予防サービス等諸費、節19負担金補助及び交付金で、居宅介護サービス給付費で750万円を減額し、項2介護予防サービス等諸費、19負担金補助及び交付金で、介護予防サービス給付費で750万円の増額をさせていただきます。これにつきましては、要介護者が利用される居宅介護サービス給付費の減少が見込まれ、要支援者が利用される介護予防サービス給付費の増額見込みが要因となっております。

続きまして、説明書5ページ、款4基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金で、事業に係る調整分8,000円を基金に積み立てさせてもらうものでございます。

以上が今回補正計上いたしました内容となります。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第8号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第12、議第8号 平成30年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第8号 平成30年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について。

平成30年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）については、別紙のとおりである。

平成30年12月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（中村 真） 議第8号 平成30年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ754万1,000円追加し、歳入歳出のそれぞれの予算総

額を7億6,364万2,000円とするものでございます。

第2表、繰越明許費では、翌年度に繰り越しして使用することができる経費といたしまして、3ページ、第2表に下水道事業経営戦略策定事業744万9,000円を明記しております。

それでは、補正予算の内容について説明いたします。

補正予算説明書3ページ、歳入におきましては、一般会計繰入金754万1,000円を増額計上させていただきます。

次に、補正予算説明書4ページ、歳出におきましては、下水道総務費751万1,000円を増額計上させていただきます。このことにつきましては、人件費の調整による増額が6万2,000円、下水道事業経営戦略策定業務委託料744万9,000円を増額計上しております。この策定業務委託料につきましては、下水道施設の老朽化に伴う大量更新期の到来や、人口減少に伴う料金収入の減少等により、経営環境はますます厳しくなることが予想され、経営健全化への取り組みが求められているところでございます。このような中、下水道事業が将来にわたってサービスの提供を安定的に継続することが可能となるように、中長期的な基本計画であります経営戦略の策定を実施するものでございます。

次に、公共下水道事業費3万円を増額計上させていただきます。このことにつきましては、人件費の調整による増額補正でございます。

以上でございます。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第9号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第13、議第9号 平成30年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第9号 平成30年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について。

平成30年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）については、別紙のとおりである。

平成30年12月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（中村 真） 議第9号 平成30年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について説明いたします。

既決予算の収益的収入及び支出を23万3,000円増額し、収益的支出の合計額を4億9,261万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、水道事業会計補正予算書2ページ、収益的収入及び支出の支出、配水及び給水費を14万5,000円、総経費を8万8,000円増額計上させていただいております。このことにつきましては、人件費の調整による増額補正でございます。

以上でございます。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第10号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第14、議第10号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第10号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成30年12月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 議第10号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

平成30年の人事院勧告を受けて、国家公務員の一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が一部改正されており、この法律の一部改正に準じての改正でござ

います。

改正内容といたしましては、第1条で、特別職の職員で常勤のものに支給される期末手当の12月支給する月数を0.05カ月分引き上げるもので、100分の172.5を100分の177.5に、期末手当年間総支給月数を3.35カ月分とする改正でございます。

第2条では、特別職の職員で常勤のものに支給される期末手当年間総支給月数を、6月支給月数、12月支給月数をそれぞれ同じ支給月数に改正するもので、6月支給を100分の157.5を100分の167.5に、12月支給を100分の177.5を100分の167.5に改正することで、特別職の職員で常勤のものに支給される期末手当の6月、12月に支給される支給月数をそれぞれ1.675カ月分とする改正でございます。

附則では、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。

附則第1条第2項では、改正後の特別職給与条例の規定は、平成30年4月1日から適用する旨を定めたものです。

附則第2条では、条例改正前に支給された給与は、今回改正された条例による給与の内払いとみなすとしております。

以上が今回の条例の改正内容でございます。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第11号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第15、議第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成30年12月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 議第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

平成30年の人事院勧告を受け、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたことに伴い、これに準じて一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、今回の改正に伴う主な改正点は4点ございます。1点目につきましては宿日直手当の改正で、2点目につきましては勤勉手当の支給割合の改正でございます。3点目につきましては給料表の改正で、4点目につきましては期末手当の改正となっております。

第1条の改正の具体的な内容といたしましては、第14条第1項中、一般の宿日直手当につきましては、現状の4,200円から200円引き上げの4,400円となり、また、退庁時から引き続いて行われる宿日直手当の額を現状の6,300円から300円引き上げの6,600円に改めるものでございます。

また、同条第2項中、勤務一月につき2万1,000円から2万2,000円を超えない範囲についての改正も行っております。この改正につきましては、平成30年4月1日に遡及しての適用となります。

また、同条第3項につきましては、前項第2項に字句を改めるための改正も行っております。

第16条第2項第1号中につきましては、職員の勤勉手当の12月支給する月数を0.05カ月分引き上げるもので、100分の90を100分の95に改め、職員の勤務手当年間総支給月数を1.85カ月分に、再任用職員についても100分の42.5を100分の47.5に改め、勤勉手当年間総支給月数を0.9月分とするものでございます。

別表第1は、給料表の改正で、平均改定率0.2%の引き上げとなっており、平成30年4月1日に遡及して適用するものでございます。

別表第2は、行政職級別職務分類表の6級に理事職を追加させていただくものでございます。

次に、第2条の改正につきましては、第1条で改正後の期末手当の支給月数を6月、12月とも同じ支給月数に改めるものでございます。具体的には、職員については、6月の支給割合を100分の122.5を100分の132、12月の支給割合を100分の137.5を100分の132、再任用職員については、6月の支給割合を100分の65を100分の72.5に、12月支給割合を100分の80を100

分の72.5に改めるものでございます。また、勤勉手当においても6月、12月に一律に反映させることとし、職員にあっては100分の92.5、再任用職員にあっては100分の45となるよう改めるものでございます。

この改正につきましては、平成31年4月1日の施行となっております。

附則では、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。

附則第1条第2項では、改正後の給与条例の規定は、平成30年4月1日から適用します。附則第2条では、条例改正前に支給された給与は、今回改正された条例による給与の内払いとみなします。

以上が今回の条例の改正内容でございます。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎意見書案第1号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第16、意見書案第1号 国民健康保険県単位化に伴う国保運営のありかたに関する意見書（案）、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 意見書案第1号。

2018年12月6日 上牧町議会議長 辻 誠一殿。

提出者 上牧町議会議員 石丸典子。

賛成者 上牧町議会議員 東 充洋。

国民健康保険県単位化に伴う国保運営のありかたに関する意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提出者の趣旨弁明を求めます。

石丸議員。

○9番（石丸典子） 9番、石丸典子です。今回のこの意見書案第1号は、次に提案されます意見書案第2号の地域別診療報酬に反対する内容のものとともに、ことしの8月2日に奈良県社会保障推進協議会、そして奈良民主医療機関連合会、それぞれの両方の団体から議長宛

てに意見書採択のお願いが届いていたものであり、今回、今議会で取り上げさせていただくものです。

それでは、意見書案の文案の朗読をもって、説明にかえさせていただきます。

国民健康保険県単位化に伴う国保運営のありかたに関する意見書（案）。

国民健康保険制度は、日本の国民皆保険を支え、自営業や無職、低所得などの方たちが必要な医療を安心して受けられるようにする大切な社会保障制度です。しかし、この間の社会保障制度改悪の中、国保保険料負担の増大が進んでいます。協会けんぽ並みに保険料を下げようとすれば1兆円必要（全国知事会代表発言、2014年）とされていたにもかかわらず、国はわずか3,400億円の投入で、2018年度から国保の都道府県単位化を推進しました。

奈良県は、県内どこに住んでいても所得と世帯構成が同じなら同じ保険料水準を目指し、6年間の激変緩和を経て、2024年には統一保険料水準を達成するとしています。保険料の統一を図るために、県はこれまで市町村が保険料の上昇を抑制するために行ってきた一般会計からの法定外繰り入れをやめるよう指示しています。その影響などで、2024年には20の自治体で1人当たり平均保険料が10%以上の上昇、9自治体で20%以上の上昇となります（県最終試算）。

奈良県内の国保滞納世帯は2万1,088世帯（10.19%）、短期証交付世帯は1万2,960世帯、資格証交付世帯は354世帯（2016年6月時点）、滞納者への差し押さえは1,687世帯、4億2,158万円（2014年度）です。統一保険料への強引な誘導や法定外繰り入れ禁止の指示は、滞納者の増加と経済的自由による未受診者の増加につながります。奈良県が国保財政の責任主体であるならば、保険料を下げるための対策を講じる必要があります。また、高過ぎる保険料の根本問題である低い国庫負担率の改善を国に強く要請すべきです。

記。

1、高過ぎる国保保険料を改善するため、国保財政への国庫負担の大幅増額を要請すること。

2、急激な保険料上昇を招く奈良県統一保険料水準の導入は見直すこと。

3、保険料上昇を抑制するために、市町村が独自に行う施策及び市町村が決定する保険料、保険税率を尊重すること。

4、保険料上昇の著しい市町村に対する県の支援を具体化すること。

5、急激な所得減少や恒常的生活困難を抱える国保被保険者向けの一部負担金申請減免制度及び保険料申請減免制度を奈良県国保運営方針に明記し、周知すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

これは奈良県知事宛てに提出をするものです。

2018年12月6日。奈良県上牧町議会。

以上の内容ですが、議員の皆さんには慎重審議をしていただき、採択いただけますよう、よろしくお願いたします。

○議長（辻 誠一） 趣旨弁明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎意見書案第2号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第17、意見書案第2号 奈良県医療費適正化計画における「地域別診療報酬」活用検討の撤回を求める意見書（案）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 意見書案第2号。

2018年12月6日 上牧町議会議長 辻 誠一殿。

提出者 上牧町議会議員 東 充洋。

賛成者 上牧町議会議員 石丸典子。

奈良県医療費適正化計画における「地域別診療報酬」活用検討の撤回を求める意見書(案)。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提出者の趣旨弁明を求めます。

11番、東議員。

○11番（東 充洋） それでは、意見書案の文面をもって説明させていただきます。

読むわけなんですけれども、この問題は我々県民にとっては非常に重大な問題を含んでいるということを強く申し上げておきたいというふうに思います。

奈良県は、3月に第3期医療費適正化計画を発表しました。その中で、2023年、平成35年の県民医療費の目標を4,813億円と決め、県内の病床を一般・療養病床で1,697床、精神病床で600床減少させる、奈良県地域医療構想をはじめとして、効率的医療、健康保持、介護給付の適正化を推進し、医療費目標の達成をすることとしています。

しかし、医療費適正化の取り組みにもかかわらず、目標以上に医療費がかかった場合、奈

良県の国保料率を上げるかどうか判断し、国保料率を上げない場合は全国一律1.10円という診療報酬を奈良県だけ引き下げることが国に提案すると奈良県医療費適正化計画に明記しました。計画段階からの地域別診療報酬活用検討の表明は、医療費適正化の成否の責任を医療機関にのみ押しつける乱暴なやり方です。診療報酬は、医療機関の収入の源泉として医療従事者の雇用及び経営全般にかかわっており、その診療報酬を他県より低く設定することは、医療機関の県営に悪影響をもたらし、医師をはじめとするマンパワーの県外流出をもたらし、県内での医療機関開業を減少させます。県民にとって安い医療費という、一見、県民思いの政策のようですが、医療崩壊を引き起こし、最終的には県民の安心と健康を奪うことになるでしょう。

奈良県医師会は、5月24日、地域別診療報酬の導入断固反対の決議を上げました。保険料の値上げか診療点数単価の引き下げか、県民と医療機関を分断し対立させる、このようなやり方は容認できません。地域別診療報酬の検討に関しては、本計画から削除するよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

2018年12月6日。上牧町議会。

以上でございます。

○議長（辻 誠一） 趣旨弁明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎意見書案第3号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第18、意見書案第3号 認知症施策の推進を求める意見書（案）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 意見書案第3号。

2018年12月6日 上牧町議会議長 辻 誠一殿。

提出者 上牧町議会議員 富木つや子。

賛成者 上牧町議会議員 長岡照美。

認知症施策の推進を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、上牧町議会会議規則第14条の規定により提出します。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提出者の趣旨弁明を求めます。

7番、富木議員。

○7番（富木つや子） 7番、富木つや子でございます。

今回の認知症施策の推進を求める意見書（案）についてでございますが、我が国では認知症の高齢者が2025年に約700万人に増加されるとされ、また、生涯の罹患率が65歳以上の50%と言われております。そのような中で、認知症施策の推進は我が国にとっても最重要課題として今後進めていかなければなりません。そのような状況を踏まえて、今回この意見書案を出させていただきました。

それでは、この意見書案の案分の朗読をもって、趣旨説明とさせていただきます。

認知症施策の推進を求める意見書（案）。

世界に類例を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症の人は年々ふえ続けている。2015年に推計で約525万人であったものが、2025年には推計で700万人を突破すると見込まれている。認知症は今や誰もが発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進はきわめて重要です。また、認知症施策の推進に当たっては、認知症と診断されても尊厳を持って生きることができる社会の実現を目指し、当事者の意思を大切に、家族等も寄り添っていく姿勢で臨むことが重要であるとともに、若年性認知症など、これまで十分に組み込まれてこなかった課題にも踏み込んでいく必要がある。さらに認知症施策に関する課題は、今や医療・介護だけではなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっている。

よって、政府におかれましては、認知症施策のさらなる充実、加速化を目指し、基本法の制定も視野に入れた下記の事項に取り組むことを強く求める。

記。

1、国や自治体をはじめ、企業や地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。

2、認知症診断直後は、相談できる人がいないといった人が多く存在しており、診断直後の空白期間が生じている。この空白期間については、本人が必要とする支援や情報につながるができるよう、認知症サポーターの活用やガイドブック作成をすることによる支援体制の構築を図ること。

3、若年性認知症の支援については、若年性認知症支援コーディネーターの効果的、効率

的な活動を推進するため、コーディネーターによる研修など支援体制を整備するとともに、本人の状態に応じた就労継続や社会参加できる環境の整備を進めること。

4、認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用を通し、有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応など認知症施策の推進に取り組むこと。また、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたリハビリや介護方法に関する研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

奈良県上牧町議会。2018年12月6日。

議員の皆様におかれましては、慎重審議の上、ご賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（辻 誠一） 趣旨弁明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎陳情の委員会付託

○議長（辻 誠一） 日程第19、陳情の委員会付託、これを議題といたします。

本日までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおりです。

会議規則第91条の規定により、陳情文書表のとおり文教厚生委員会に付託いたします。



◎議第1号から議第11号、意見書案第1号から第3号の委員会付託

○議長（辻 誠一） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第1号から議第11号、意見書案第1号から意見書案第3号については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託し、また、一般質問については理事者側の答弁を含め、1人1時間以内とすることにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり所管の委員会に付託し、また、一般質問については1人1時間以内とすることに決定いたしました。



◎散会の宣告

○議長（辻 誠一） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでございました。

散会 午前11時36分

平成30年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成30年12月13日（木）午前10時開議

第 1 一般質問について

3番 遠山 健太郎

1番 堀内 英樹

4番 牧浦 秀俊

8番 服部 公英

9番 石丸 典子

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	堀内英樹	2番	竹之内剛
3番	遠山健太郎	4番	牧浦秀俊
5番	吉中隆昭	6番	長岡照美
7番	富木つや子	8番	服部公英
9番	石丸典子	10番	康村昌史
11番	東充洋	12番	辻誠一

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	西山義憲
教育長	松浦教雄	総務部長	阪本正人
総務部理事	中川恵友	都市環境部長	杉浦俊行
住民福祉部長	濱田寛	水道部長	中村真
教育部長	塩野哲也	総務課長	山下純司
税務課長	松井良明	まちづくり創生課長	松井直彦
生活環境課長	吉川昭仁	福祉課長	青山雅則
こども支援課長	寺口万佐代	生き活き対策課長	林栄子
教育総務課長	丸橋秀行	社会教育課長	森本朋人
政策調整課長補佐	俵本大輔		

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	山本敏光	書記	山口里美
書記	高木寛行		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（辻 誠一） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（辻 誠一） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。



◎一般質問

○議長（辻 誠一） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。



◇遠山 健太郎

○議長（辻 誠一） それでは、3番、遠山議員の発言を許します。

遠山議員。

（3番 遠山健太郎 登壇）

○3番（遠山健太郎） 皆さん、おはようございます。3番、遠山健太郎です。議長の許可を得ましたので、通告書の記載に従い一般質問をさせていただきます。

6日から始まったこの12月議会も残り数日となりました。きょう、あす、一般質問があります。きょうはその初日ということで、私自身も任期中15回目の一般質問となります。きよ

うはどうぞよろしく申し上げます。

事あるごとに「平成最後」という表現、活字が躍るここ数カ月です。平成30年度の年の瀬を迎えるに当たり、上牧町議会としても、ことしは上牧町議会基本条例の検証、まちづくり基本条例の議会部分の検証などさまざまな活動を振り返り、検証する1年であったなというふうに実感しています。

さて、それでは、一般質問に入ります。私の今回の一般質問は大きく2つ。

まず、1つ目、スポーツ行政についてです。アマチュアスポーツの問題がいろいろ取り沙汰された1年でした。また、ちょっと思い返すと2018年はアマチュアに限らずスポーツ界にさまざまな問題や事件があった1年だったと思います。振り返ると、例えば、ことし1月、カヌーの代表選手がライバル選手のボトルに禁止薬物を入れるという何とも言えない事件がありました。3月には女子レスリング協会のパワーハラスメント問題。5月には大学のアメフトの悪質タックル事件。8月にはボクシング協会において、助成金の不正利用や不当な判定、過剰な接待を行っているとして、告発状を提出され、奈良判定という言葉がマスコミにぎわして、奈良という文字がよくない意味で全国に流れたということがありました。ただ、悪い話ばかりではなくて、2月に行われた平壤オリンピックでは羽生結弦選手が金メダルを獲得しました。くしくもこの日、2月17日だったんですが、思い返せば議会報告会が同時刻にありまして、参加者がとても少なく、羽生結弦に負けたなということで、議会議員12名、少し寂しい思いをしたのがきのうのこのように思い出されます。

さて、その中で(1)第5次総合計画、誰もが気軽にスポーツを楽しめるまちを目指す中で、各世代ごとのスポーツに対する取り組みや課題について伺います。①は幼少期、小学生くらいまで、②中学校生活、③壮年期、65歳くらいまで、④老年期、65歳から。それぞれの取り組みと課題について伺います。

(2)上牧町内のスポーツ施設の現状と今後の課題について伺います。

大きな2つ目です。北葛城郡4町の連携、協働の取り組みについて。去る11月8日でしたか、2000年会館多目的室で開催された北葛城郡4町の議員研修においての冒頭の挨拶においても、「北葛は1つ。4町が1つとなり、さまざまな施策を推進していこう」と述べられていました。

その中で(1)「すむ・奈良・ほっかつ」はまだ存続しているのか。

(2)推進母体はどこか。推進協議会と検証委員会の現状について。

(3)主な取り組みについて。移住促進事業、空き家対策、その他の事業、今後の見通し、

新しい取り組みについて。以上を伺ってまいります。

以上が一般質問内容です。再質問は質問者席から行わせていただきます。どうぞよろしく
お願いします。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） それでは、最初の質問、幼少期（小学生ぐらいまで）のスポーツに関する取り組み、課題から順次答弁をお願いします。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 幼児期から小学校修了時までのスポーツの取り組みについて、まず説明いたします。

学校教育分野の方からいいますと、幼稚園では運動場遊びの中で基礎体力をつけることとともに、健康増進や運動能力の向上のために運動教室も開催しております。また、小学校では体育、保健体育の授業はもとよりも、またマラソン大会、縄跳び大会などの全校生徒で行ったり、縦割り班としての1年生から6年生でグループを組み、運動場で遊びやスポーツを行っております。

社会教育分野では小学校対象にはダンススクール、子どもウオーキング、マラソン大会などを実施し、また、ニュースポーツの体験などをするスポーツフェスティバルにも多くの小学生が参加していただいております。また、現在、スポーツ少年団につきましても、野球やサッカーをはじめ9種目12団体、198名の子どもたちがそれぞれの競技に励んで、頑張っている状態です。それにつけ加え、総合型地域スポーツクラブにおきましても、陸上、ヒップホップダンス、バレーボールの教室を開催され、多くの小学生が参加している状態です。

このことで全体的な課題といたしましては、子どもたちの持つ多くのニーズに行政だけでは対応しきれないという問題が出てきております。また、そういうことから、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブが担う役割も大きくなってきていると考えております。

以上です。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 今、幼少期から小学生に至るまでの取り組みと課題の説明をしていただきました。今回、このスポーツ行政というに当たって、最初からいいますと、私が一番言いたかったことは、スポーツ、特に運動というのは、小さいころからずっとやり続けている子はずっとやるんですけども、途中でやめると運動はしなくなってしまう。なので、継続的

にやっぱりスポーツ、運動というのは何らかでかかわってくるのがすごい大事じゃないかな。特にこの幼少期というのは、スポーツを始める意味でのまさに初歩の初歩で取っかかりの部分、とても大事な時期。そして、また、今、部長もありましたけども、体力づくりということで大事な時期と言えますね。

先ほど、今、部長の方でありました運動教室。体育教育という意味で、この総合戦略とか総合計画のところにも体育教育の充実というのが書かれていますね。例えば、総合戦略でいうと、基本目標1のところの就学前教育の充実で体育教育の充実ということで、これ、このときの説明だったか予算委員会だったか忘れちゃったけども、年間11回委託をして、会社の方でやっているという形があったんですけども、ここ、ちょっと細かいことですけど、伺いたいんですが、この基準値というのがありまして、2015年度は32回という話がありました。この体育教室というのが今、どういう形で行われていて、年間何回行われているか、そのあたりをちょっと説明お願いしてもいいですか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今、回数の話が出ましたけども、今、幼稚園というだけの限定はされておりますが、今、体育教室、年間11回。それも年少組、年中組、年長組、各1回ずつという形で、全部が1つでするんじゃなくて、その段階に応じた部分を各1時間程度、年10回やっているという形になります。その中で、内容といたしましては、年少の方ではマット運動を基本に、マットでのでんぐり返りとか、その辺からの基礎、体幹を鍛える的な部分から始めているということで聞いています。そこに、あと縄遊びなりボールゲームがだんだん最終に入ってくるという状態であります。年中ではマット運動から始め、よく運動会でするバールンでの全員での団体競技的に体幹を養いながら、親子レクリエーションも入れながら、マット運動、跳び箱、鉄棒まで今、伸ばしてきている状態になります。できる子に至りましては、逆上がりのできる子も出てきているというのは聞いております。年長はもうそれをもう1つ上の段階を目指しながら、そこへまたプール、縄跳び等を入れながらやっている状態です。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） すごく細かいプログラムをしっかりと組まれて年間11回やられているというお話を聞きました。

この総合戦略、総合計画というても、この基準値というので、K P I というのがどうしても回数で規定されているので、ここがしっかり検証ができないということで、これ、2015年、

32回ってありますね。今、聞きましたら、体育教室は11回。恐らく英語教室が入ってくるので、32という形になっていると思うんですけど、これを2020年度までに60回にふやすという目標値があるんですけども、今後、その今、年間11回というのをふやしていこうとか、回数の話なんですけども、そういう予定があるという解釈でよろしいですか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） だんだんということではありますけど、まず、英語の方がかなり回数がふえていくのが目に見えているところがあります。これについても、そんな一遍に倍になるとかいうことはないですけども、徐々にはふやしていきたいとは考えております。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） そうですね。このふえていくのが、予算どりのこともあるでしょうからですけども、いきなりふやすのは当然無理だし、今の話を聞きますと、どちらかというところふやすのは体育教室よりも英語教室の方がメインで、体育教室は今までのことを充実させていく、年間11回というのが多少ふえるかもしれないけれども、その中でしっかりしたプログラミングをやっていく、そういう認識でよろしいですかね。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） はい、議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） ぜひ引き続いてしっかりやっていただきたいと思います。

次に、小学生のところではいこうと思うんですけども、これ、幼少期というのは就学前教育というところにあるんですけど、小学生になると今度は生涯スポーツというところに総合計画でいくんですけど、総合計画では86ページにありますね。この中でこの現況と課題のところでは少し読んでみると、丸の1個目ですね。「本町では、幅広い年齢層の町民が活発にスポーツを行っており、スポーツ少年団やシルバークラブなど、さまざまなクラブの団体活動が近年ますます盛んになっています」。先ほど部長の方でスポーツ少年団のお話、あと、総合型スポーツクラブのお話があったんですけども、その中でこのスポーツ少年団のお話がありましたけども、「近年ますます盛んになっています」ってありますけども、今の現状ですね。盛んになっているのかどうなのかも含めて、今のスポーツ少年団はどんな状態なのか。先ほどありました9種目12団体、198名という数字をいただきましたけども、どういう活動をしているのかもう少し詳しく教えていただけますか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○**教育部長（塩野哲也）** 内容といたしましては、種目でいいますと、俗に言う少年野球が2チーム、人数にいたしますと31名おります。そして、サッカーにつきましても2チームあり、28名います。ただ、サッカーにつきましては、現在ちょっと減少傾向があり、済みません、間違えました。去年度におきましてはサッカーが2つあったのが今、1チームになっております。合同のチームという形になっております。あと、ミニバスケットボール、これは結構盛んで、2チームで、これが38名おります。テニスは1チーム、25名。少林寺拳法、剣道というのは個々にありまして、少林寺拳法についてはちょっと人数少なく7名です。剣道につきましては10名。バレーボールは1チーム、22名。さっきのミニバスやなくてバスケットボールの方も1チーム10名、あと、空手が2チームで27名という状態の中で、人数的には盛んで行われているのが、そんな減ってはいっていないんですけど、ちょっとスポーツ的には苦しいところは出てきているというのが事実であります。

○**議長（辻 誠一）** 遠山議員。

○**3番（遠山健太郎）** 細かく数字まで調べていただいてありがとうございます。

その中で、9種目12団体あるので、そこにはそれぞれの指導者の方がいらっしゃると思うんですけども、その指導者の方の指導体制。このあたりの説明をもしよければ。例えば、その指導者が個々に何人いるというのは大変だと思うんですけども、指導者は認定資格という問題もあったりと思うんですけども、そのあたりの資格保持の現状であるとか、そのあたりがわかる範囲、簡単で結構なんですけども、教えていただけないでしょうか。

○**議長（辻 誠一）** 教育部長。

○**教育部長（塩野哲也）** 指導者につきましては、もともと事の起こりが子どもたちを親が見てきた、またはスポーツ団体が応援してきたということがあって、指導者については、野球については、認定資格を持っている者はいることはいるんですけども、そんな多くいてない。あと、各チーム四、五名の指導者が完全にいてるんですけども、そのうち1名いてるとかそういう段階で、あとは保護者の方がやっているという段階。また、空手とかそういうところはそれなりのところでやっておられる方が指導しているという形で、認定資格、その辺にどこまでというのがちょっと難しいんですけども、段を持っている方とかいうのでやっているのは聞いております。

○**議長（辻 誠一）** 遠山議員。

○**3番（遠山健太郎）** これ、皆さん、ご存じのように、僕、別な市なんですけども、スポーツ少年団で野球の監督をさせてもらっていて、実はこれ、すごい、結構問題になっていまし

て、うちのチームは50人選手がいるんですけど、コーチは18人いるんですね。18人いるんですけど、認定指導員の資格は持っているのが3人なんです。今までは1人あればよかったんですけど、実は通達が来まして、来年以降、認定資格員の資格を持っていないと指導できない。野球でいうとベンチへ入れないと。来年以降はグラウンドも立っちゃだめだという指導が来まして。皆、一般のお父さんですよ。できれば来てくださいと言っていたお父さんに、資格がないと教えられないというふうに言われまして。細かい話ですけども、2日間の認定講習というのがあるんですね。2月にあるんですけど、2日間缶詰めでやるんですけど、細かいんですけど、それ、3,000円ぐらいかかるんです。そうすると、うち、18人中3人もういる、15人受けると4万5,000円かかるんですよ。そのお金どうしようとか、そもそも、それを受けさせる必要があるのかという問題があったりするんですけども、上牧町で今、そういう話というか、例えば、今、言いましたような認定指導員じゃないとスポ少の指導ができないとか、そういうことは別段ないんですか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 社会体育の担当の方からはそういう話は出ているというのは、ちょっと聞いてはおりますけど、実質その分についてどうのこうのというのは聞いていない状態であります。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） もし、そういう話がなったとき、これは、もしかしたら少年野球だったら軟式野球連盟とかそういうところから来る話があったときに、ぜひその辺の助成であるとか、お願いをしたいのは、スポ少というのは、うちの部は関係ないかもしれないですけど、月1,000円の会費でやっているの、やっぱり、お金がすごい大変なんですよ。その中で認定指導員の資格を取るための助成とかそういうことをぜひお願いしたいなと思っているんですけども、上牧町ではまだそういう事例がないのであれば問題ないかなと思うんですけど。

というのは、少し話がそれますが、ご存じかもしれないんですけども、野球に関して言うと、実は、ことしの夏に大阪のすごい強豪な少年野球チームがありまして、全国大会に行くような。名前出しちゃいけないと思うので出さないんですけど、その監督の暴力行為がユーチューブで流れまして、その監督が辞任をしたんですけど、その監督が実は認定指導員の資格を持っていなかったということですごいたたかれたんですね。いずれにしても持ってないと指導員になれないというわけではないんですけども、やっぱり野球の指導者は認定指導員じゃないとだめだということがすごい議論に一時なったんですね。ということもあ

って、私たち、そういうことを強いられているのかなと思ったりするので、そのあたりを助成とかそういう意味ではしっかりお願いしたいというふうに思います。

そこだけお願いしておいて、次に中学校の方へ行きたいと思います。中学校のスポーツに関する取り組みや課題についてお願いできますでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 中学校の取り組み、課題についてご説明いたします。

12月1日現在の中学校の運動系部活動について、上牧中学校ではサッカー部をはじめ8種類のクラブがあります。また、クラブ加盟人数は261名です。上牧第二中学校におきましては、サッカー部をはじめバスケットボール等6種目のクラブがあります。参加人数は116名となっております。現状はそういうことで、課題といたしましては、例えばですが、野球部は両校とも個々の学校では人数が少なく、チームが組めない状態になっているということが1つ。また、全体的に見ますと、卓球やテニス、また話題性のあるクラブ、バドミントンとかと、それに加え、個人競技にどうも人気集中しているように思われてきます。そういうことで参加生徒数の偏りがあることが1つ挙げられます。

先ほどの在籍人数の少ない部活動については、活動の仕方に工夫が必要だと考えております。例えば、また例に出して申しわけないんですけども、野球で在籍が少ないために上牧中学校、上牧第二中学校、それでもまだ足りないということで、桜井の大三輪中学校で1チームを組んで県大会等に参加しているという状態になっております。また、あわせて、その練習についても上牧中学校グラウンド、または大三輪中学校のグラウンドということで、交互でやるという部分も出てきて、それについて土日の練習をやっているという状態になっております。

また、第二中学校のサッカー部についても、3年生が引退して人数が一遍に少なくなりました。そういうことで、この2学期からは斑鳩中学との合同チームということでサッカーをやっている状態であります。これについては、基本的には上牧第二中学校のグラウンドで練習しているので、こちらから行くことは余りないようですけども、そういうことも、こちらが行く場合も当然出てくると考えております。そういう課題も出ています。

また、指導する立場の教員につきましても、生徒数が減少ということで、学校配置の職員数が減少してきていきます。だから、それについて、安全・安心な部活動の運営に大きな課題が今後出てくると考えております。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 今、部活動の現状を詳しく説明していただきました。たしか去年の今ごろだったと思うんですけど、ほかの議員の方から部活の種目の話がありましたけど、私はそれは触れません。いろいろな事情があると思いますし、そこをふやせ、ふやさないという話の議論というよりも、今のお話の中で、やっぱり子どもが減っていてチームが組めない。これ、チームスポーツなので、人数がなかったら何もできないという中でのすごい苦勞されている、私も上牧町中学校の野球部の保護者の方、知り合いですけども、桜井の大三輪中学校と組んで一生懸命練習しているって、桜井まで行ったりとやってやっていると聞いて、ぜひ応援したいなというふうに思っています。

そこに、個人種目がふえているという話がありますけども、じゃ、個人種目の部活をふやしたらいいか。そういう議論というよりも、むしろ、僕、ちょっとここで伺いたいのが活動日数ですよ。今、話がありました。先生の負担というのが、やっぱり、かなり昨今、問題に。働き方改革というんですか、部活動の日数がね。部活というのは、先ほどありました安全第一。なので、やっぱり先生が見ていないと部活はできないと思うんですけども、先生が働き方改革によって、やっぱり、お休みも当然とってもらわないといけないという中で、昔に比べて部活動の活動日数が減っているんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりというのは、もし、把握をしていたら、教えていただけますか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 活動日数につきましては、今まだ試行というか指導中なんですけども、土日の1日は休みにする。また、平日1日は部活動を休みにするという方向性で進んでいます。また、その1つのクラブについても3時間程度までの時間ですという方向性でいっているんで、多分そういう意味では昔のクラブでいえば、大分と練習時間は減ってきているとは考えています。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 今、お話、土日どちらかが休みで平日は2時間から3時間という話を聞きました。これも私、上牧ではなくて違う市でやっているんですけども、最近グラウンドに中学生がたくさん来るようになったんですね。なぜかというとな部活がないと。野球なんですけど、平日2時間らしいんです。土日半分ということで1日が休み。皆さん、野球やっていた方はご存じだと思います。2時間だと、まずトンボかけますよね。アップしますよね。キャッチボールしたら、もう片づけなんです。全然野球ができないんです。それが平日続くんなんです。土日3時間で終わりなんです。体動かしたいから、ボール打ちたいからって言って、

うちのグラウンドに中学生が遊びに来るんですね。遊びに来るっていても小学生と一緒にやるわけいけないので、時間を分けて、場所区切ってって。もしかすると、大きい狙い、将来、スポ少ってこうなるんじゃないかなと思うぐらいなんですね。その子たちをむげに追い返すわけにもいけないので、そうか、野球したいのかと言って。ある子なんかはもうそれで部活をやめたりもしますね。やめてクラブチームに行ったりとかするんですけど。そういうのがすごい今、部活上の問題と申しますか、子どもたちがやりたいけどもさせてあげることができない。そういう形で現場ですごい悩んでいるんじゃないのかなと思うんですけども、このあたり、すごい遠い将来になるかもわからないんですけども、部活の指導体制のあり方。少し話を聞くと、実はスポーツ少年団、スポーツ基本法という法律が改正されて、昔は小学生だけだったんですけども、3歳から高校生までスポーツ少年団の概念が広がりました。私自身、この背景にはいずれの部活はスポ少で見せるんじゃないのかなと、なので、認定指導員の資格を養成しているんじゃないのかなというふうに勝手に思ったりします。

それによって指導者の確保はできるんですけども、でも、よく考えてくださいと。スポ少の指導者というのはお父さんたちなんですよ。お父さんたちに部活を見せるということの概念がそもそもいいのかどうなのかということも踏まえて、今後、部活の指導体制って長いスパンで見たときに、スポ少で見せるのか、それとも、例えば外部委託を出して、しっかりと指導するのか。私なんかは1つ、例えば、簡単な話であれば大学とかと連携して、教職課程の大学生たちを来て、それを昼から教えてもらうとか、そういうことがあってもいいじゃないか。そのあたり、すごい大きい将来的な視野なんですけども、指導体制のあり方というのは部長、どういうふうにお考えですか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今、議員のおっしゃったとおり、確かに日本スポーツ協会の方から提言というのは出ております。それについては、国がまず先に、文科省が今後の運動部活動のあり方について、中学校運動部活動の地域への移行を見据え、と言う言い方をしております。これはつまり、スポーツ少年団、先ほど言われましたように、3歳から高校生まで入れるというルールを構築するというイメージのもとに、これが言われると思います。そういうことでスポーツ少年団と総合地域スポーツクラブとが連携して、そういうのに移行したらというイメージで国は言っていると思います。

ただ、今のところ、現在のところ、将来的にはそういうこともありということはないんで

しょう。子どもが減っていく中でよりいろいろなスポーツに参加するという部分では、ある意味、効果はあるかなと思います。ただ、今の現状では教育の一環としてやっている部分の部活動もありますので、一概にすぐそういうわけにいかない。また、外部委託ということも学校との相談の中で、今言った大学コーチ、また普通のコーチできる方の部分も学校との相談の上、やっぱり安全と安心したスポーツ活動は当然とっております。技術を求めるということも1つはありますけども、やっぱり楽しくやるというのが基本的だと考えておりますので、その部分は今後も相談しながらという形になると思っております。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） ぜひ、そこを長いスパンで。今、言いました生涯スポーツという概念で、幼少期から小学校やとって、中学校でぱんと切れたら、多分、高校、大学、壮年期、老年期でスポーツすることはしなくなってしまうと思うので、ここ、大事なところだと思うので、ぜひお願いしたいなと思います。

では、次に行きます。これもう、どうしても中学校の部活、小学校のスポ少って話していると、僕、多分もう1時間で足りないの、次に行きます。壮年期ですね。いわゆる現役世代と言われる生産年齢人口世代のスポーツに関する取り組み、どうお考えかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 壮年期につきましては、壮年期の対象事業といたしまして、ソフトボール大会やバレーボール大会を実施しております。また、バレーボール大会につきましては、去年実績でいいますと3チーム、17名の参加がありました。ソフトボール大会につきましては、年2回行っており、5月には10チーム、134名、9月には10チーム、142名の参加がありました。その他、行政といたしましては、スポーツ教室ということで健康ストレッチ教室、年12回開催しております。これについては、現在15名の参加でやっております。おのおの、いろいろな団体が上牧町の中ではあります。

また、それにあわせて、手軽にできるニュースポーツということで、先ほども言いました健康スポーツフェスティバルということで、宣伝をしていながら、またそれに対するいろいろな道具も集めさせてもらって、貸し出しをしながら、そういうスポーツもやっていただきたいなと考えております。

課題といたしましては、ニュースポーツ、宣伝しているんですけども、広がりが見られない。また、各クラブチームにおきましても新たな参加者は入ってきているところはあるんで

すけども、全体的に見ますと、ちょっと年齢層が高くなってきているんじゃないかなと考えております。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） この現役世代と言われる世代が一番スポーツに対して離れてしまう。ただ、一方で、これ、ウォーキングであるとかマラソンというのがすごい流行しているといいますか、あるので、そのあたりはしっかり手当をしていただきたいなと思うんですけど、1つだけ、ニュースポーツの話がありましたけど、ここ、ちょっと教えてほしいんですけど、ニュースポーツの推進ということで、生涯スポーツにもあるんですけど、この顧客ターゲットというんですかね。僕、ニュースポーツっていうと、壮年期というよりもっと上の世代だと思ったんですけども、そうでもないんですよ。このニュースポーツの推進を図るのはどの世代をイメージされているんですか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 確かに部分的に高齢者の対象的な部分が多いんですけども、いざやってみると、結構おもしろい部分が多くあり、またスポーツ吹き矢など、特にまた結構おもしろい分もあります。そういうことから言えば、もう早い段階からそういうものにも手を出していただきたいと考えております。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 上牧町はソフトボールがすごい盛んな町だと思います。先ほど、ソフトボール、バレーというのがありましたけど、ぜひニュースポーツ大会みたいな形を、上牧町長杯でも何でもいいんですけども、そんなことを企画することも将来的に考えていただきたいなと思います。

最後に老年期、65歳以上のスポーツに関する取り組みということで、上牧町は今、ときめきクラブであるとか、ためトレほほ笑みクラブ、ハッピーライフ教室、ホームページにも出ていますけども、さまざまな活動をされていますよね。取り組みはそれでわかっているんですけども、何か課題というのがもしありましたら、その課題の点だけ、もしよければ教えていただけないでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） そういう部分、今、言われた部分もあるんですけど、基本的に社会教育分野からいいますと、今現在、一番盛んなのはグランドゴルフが物すごく盛んで、参加者につきましても90名程度の方が大会に大概参加していただいています。それに加えて、

逆を言いますと、今までゲートボールが主流な高齢者的なスポーツだったんですけども、ほとんど衰退して、1チームかそこらしか残っていないという状態になっております。これにつきましても、やっぱり、個人競技の方に向かう傾向がちょっと強いのかなという。そういう方が先ほど言いましたニュースポーツもここに入れていって、少しでもいろんなスポーツに参加していただきたいなと考えております。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 確かにグランドゴルフはすごい流行していますよね。きのうかおとといたったかな、うち、葛城台の公園の中で朝からすごい準備をされて、練習をされている方もいらっしゃいました。僕、個人的にはグランドゴルフはもっと若年層、例えば、部活じゃないですけど、中学校とか小学生にグランドゴルフをやって、それを老年期の方と、シルバークラブとタッグを組んで合同の大会とかやったらすごいおもしろいんじゃないかなというふうに思っているんで、そのあたりも今後引き続きやっていただきたいなと思います。

では、次に行きますね。上牧町内のスポーツ施設の現状と今後の課題、このあたりについてお願いできますでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） スポーツ施設の現状と今後の課題について。現状でいいますと、上牧町のスポーツ施設につきましては、上牧第一体育館、第二体育館、第一テニスコート、第二テニスコート、第三テニスコート、健民グラウンド、桜ヶ丘東公園グラウンド、釘池運動場、町民プール等の施設があります。

これにつきまして、第二体育館につきましては、平成29年度に耐震補強工事、改修工事を行いました。今年度につきましては、第三テニスコートの全面改修、9月には健民グラウンドのメンテナンスも行いました。12月には第二テニスコートの全面改修を行っております。そのことで、今後のこのことについて、あといろいろ、まだ、やっぱり老朽化している施設が当然まだまだあります。また、今の部分で少し足りない部分が出てくるかと思えますけれども、今後につきましては、中長期財政計画に基づき、第一テニスコートの全面改修や第一体育館の改修等も予定している状態であります。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） このスポーツ施設については、たしか去年の12月議会だったと思えますけど、体育館の一部貸しの条例改正が去年のこの12月、していただいて、すごい使い勝手もよくなったりであるとか、あと、町民プールについても月曜日にオープンをしていただく

と、いろいろな町民の方のニーズに合わせて検討していただいているということは大変ありがたいことだなと思います。そういう中で、先ほどありましたいろんな老朽化の問題で、改修とかが重なっていて、財政状況もかなりしんどいなということがある中で、それで、私、ちょっと気になって、伺いたいんですけども、29年3月に公共施設等管理計画が策定されましたね。ここ、前のときにも僕、その場で言ったことがあるんですけども、この公共施設等管理計画の施設一覧のスポーツレクリエーション施設には第一体育館と第二体育館しか書いていないんですね。一方、今、話ありました、テニスコートが3面あったりとか、あと町民プールがあったり、このあたりのプールとかテニスコートがこの公共施設等管理計画に入っていないのはなぜなのかなと思うんです。当然、維持管理、補修も必要だと思いますし。

ちなみに、参考までに、プールでいうと、三郷町にウォーターパークってあるんですけど、あれ、三郷町の公共施設等管理計画には入っています。財政状況を考えて、いずれ改修が必要だって入っているんですけど、上牧町の町民プールは総合施設等管理計画に入っていないですよ。テニスコートも入っていない。これはやはり、公共施設等管理計画に入れて、個別計画を立てて、どうしていくのかということを議論していかなければいけないなと思うんですけども、このあたりだけ、どうでしょうかね。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 確かに以前にその話をさせていただきました。確かに覚えております。そのときにご回答させていただいたときには、テニスコート、また、町民プール等につきましても個別施設計画をもちまして、今後、計画していくというお話をさせていただいたのかなというふうに記憶をしております。その部分につきまして、今、進めておる状況でございますので、個別施設計画をもってお示しをさせていただきたいというふうには考えておりません。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 総務部長、ありがとうございます。何か蒸し返しみたいになって申しわけなかったです。ちょっと確認だったので。これから入れていただくということで安心をしました。ぜひ入れていただいて、しっかりとした財政状況を考えながら、町民プールどうするんだ、テニスコートは3つ要るのか、その辺の議論も踏まえてしていただきたいなというふうに思います。スポーツ施設の現状と今後の課題については以上です。どうもありがとうございました。

では、大きな2つ目に移ります。北葛城郡4町の連携、協働の取り組みについてです。先

ほどありましたけれども、去る11月8日の2000年会館多目的室で開催された議員研修で冒頭でありました。北葛は1つ、4町が1つとなり、さまざまな施策を推進すると述べられました。しかし、その中で「あれ、そういえば最近「すむ・奈良・ほっかつ」って聞かへんよな。まだやってんのかな」というような空気が流れたというふうに僕は感じたんですけども、ここで(1)番、「すむ・奈良・ほっかつ」、こちらについてはまだ存続しているのかどうか。何かちょっとシュールなタイトルになっていますけれども、そのあたり教えていただけますか。

○議長(辻 誠一) 総務部理事。

○総務部理事(中川恵友) 「すむ・奈良・ほっかつ」は存在しているのかという質問でございます。本町の庁舎前の懸垂幕という形でPR等させていただいておりますが、現在、この部分につきましても、4町におきまして主に移住定住ということで、よそから、できれば、上牧町に住んでもらうというのが一番いいんですが、それではあれだということで、できれば4町の北葛城郡の中に住んでいただきたいということで、現在、PR活動も啓発等も含めて4町で協働で取り組んでいるところでございます。

○議長(辻 誠一) 遠山議員。

○3番(遠山健太郎) 中身については次に伺っていくんですけど、まずは存続していると聞いて安心をしました。ありがとうございます。

では、(2)番、行きます。では、その「すむ・奈良・ほっかつ」といいますか、4町協働の取り組みについてなんですけど、推進協議会と検証委員会がありますけども、この現状。特に、推進協議会というのは町長と議会の議長が構成員になっていると思います。その作業部会もあると思うんですが、そのあたりの現状もかいつまんで、もし、よければ今の現状を教えてくださいませんか。

○議長(辻 誠一) 総務部理事。

○総務部理事(中川恵友) まず1つ目の事業の推進主体はというところでございます。この分につきましては、「すむ・奈良・ほっかつ」推進協議会ということが母体となっております。また、事業計画案を検討いただきまして、協議会の中で協議いただきまして最終事業を決定するというような形の取り組みとなっております。また、作業部会におきましては事業の検証等を行っていただきまして、その意見をもって最終協議会に意見を上げていただいて、その中でどういう事業をするということを決定させていただきまして、事業を進めているというところでございます。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） これ、手元に29年8月ですけども、検証委員会の報告書というのがあります。ここでは28年度に実施をした検証内容がすごい細かく記載されています。いい意味からいろんな指摘をされていて、例えば、コールセンターはお金がかかり過ぎるから要らないんじゃないかというのがあったりとか。これについては、私、どこかの委員会だったか忘れましたが、話を聞いたら、既にもうコールセンターは撤退して役場の中に設けたということで、多分、検証委員会の委員の意見を受けてやったんだなということで、まさにこれ、検証によるPDCAになっているかなと思うんですけど、その中で一方で、こういう指摘があるけどもやっていないことも。やっていないと言っちゃいけないですけども、できていない、やっていないか、検討してやったけどできなかったのかがあると思うんですね。

例えば、この検証の中でアクセスの話であるとか。アクセスは、大阪から北葛城郡がどの程度遠いのかというアクセスの表記の仕方じゃなくて、移住を促進するのだから、北葛城郡から大阪まで何分で行けるよとアクセスの表記を変えた方がいいんじゃないかという話であるとか。あと、協議会として、不動産会社と連携しながら空き家の利活用につなげていくことを期待している。多分、これ、副町長だと思うんですけども、上牧町の西山委員が指摘をされていることとか。このあたりの指摘をされていることがどの程度できているのかは、そういう管理はきちりされていますか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 今、1点目の不動産業者との空き家の利活用という部分でございますが、この分につきましては、以前の担当の理事からのご説明あったかと思いますが、不動産に関する空き家の利活用については4町別々に取り組むという形で、現在、本町につきましても町独自で今現在そういう形の不動産業者との連携を図りながらそういう形で利活用できないかという形で進めているところでございます。

もう1つ、いろいろ今おっしゃっていただきましたように、メディアで移住定住ということで、北葛城郡をPRするというご意見につきましては、本年度の事業の中で一旦、まだ業者名等ははっきりと決まっていはいないんですが、大手の不動産販売会社さんのホームページ、北葛城郡の北葛のそういうPRをさせていただくようなリンクをさせていただきまして、そういった形で事業を進めていきたいというふうに考えております。この分につきましては、本町で今、9月ぐらいからですか、町民の転入者アンケートにも少し住民の方からもいただいております、そういう移住定住を考えるに当たってどういったところから情報を

得ているのかという質問をさせていただいております。その中でもインターネットであったりとか、不動産業者さんへの情報を利用して移住先を考えているというようなこともいただいております、その分につきましても「すむ・奈良・ほっかつ」の中でもそういうことも意見も出ておまして、本題につきましてもはリンクということで今現在、最終的にはまだ契約等が済んでおりませんのであれですが、一応大体3社ぐらいの大手の住宅販売業者のサイトの中に一応そういう形でPRというんですか、リンク先を設けさせていただくような事業も検討して実施させていただく予定をしているところではございます。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） しっかり検証に基づいて実施をされているということを確認をしました。

この検証委員会の設置要綱の中に、検証する視点が産官学金労言で書いてあるんですけど、これ、僕、この当初から聞けばよかったですけど、この産官学金労言の視点から検証を行う、産官学金労言というのは何ですか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 産官学金労言ということですか。産業、官公庁、それから金融機関、具体的に言いますと、申しわけございません、大学であったりとか金融機関、今後でいうとハローワーク。それから、今回でしたら、言ということで、メディアということで、エフエムハイホーさんをお願いして28年度は検証させていただいたということでございます。

○3番（遠山健太郎） 産官学金労言。要は、産業、官公庁、学識経験者、金融機関、労働関係、言、マスコミ、このあたりの視点から検証を行うということで、これは引き続きこれからもやっていくという解釈でよろしいですか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） この分につきましては、28年度事業について交付金を活用させていただきまして事業をさせていただきまして、28年度に対する検証というのは、今おっしゃっていただきました産官学金労言の有識者を加えました検証委員会で検証させていただきましたが、29年度におきましては、各町総合戦略で移住定住という形の分、取り組んでいるということで、今、言うております産官学金労言という有識者を各町で委員ということで任命をさせていただきまして、各町で検証をさせていただいているということでございますので、その意見をもって作業部会に上げさせていただいて、その作業部会の中でその意見を反映した形での検証をさせていただいているというところでございます。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 何かぐるぐる回ってちょっとあれですけども。そうすると、この検証の方法がもし変わっているのであれば、この検証委員会の要綱は変えなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけども、そのあたりは変える判断であれば変えていただけたらいいだろうし、しっかり検証ができればそれでいいと思うので、僕はここは問わないので、そこはしっかり議論をしていただきたいなど。あくまでその産官学金労言の視点からやると書いてあるので、視点からやるのであればやるし、やらないのであれば内容を変えないといけないしということをお願いしたいと思います。

では、最後に（3）主な取り組みということで、まず、移住促進事業というのがリージョンプロモーション事業というのがありましたでしょう。今やっているかどうかちょっとわからないんですけども、移住促進というのは子育て支援とか学力向上計画、少子化対策とも相まって、息の長い継続した取り組みが必要だと思うんですね。正直なところ、地方創生加速化交付金の有無であるとか、財源的にはとても重要なんですけども、国の施策によって実施がしなくなったり、したりとかということは、この移住促進に関しては決していいことじゃない。と、恐らく担当課の方も感じていることだと思うんですが、この移住促進事業、今も継続してやられているんですかね。そのあたりだけ教えていただけますか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） この分につきましては、今年度30年度におきましても協議会の了承を得まして、事業を実施させていただいております。その中でもいろいろ意見等がございまして、28年度は国の交付金を活用させていただきまして事業をさせていただきましたが、それ以降については各町一般財源という財源を用いまして、事業を実施させていただいているところでございますので、そういった分、財源的なものもございまして、その点も踏まえて、事業については今後、協議会の中でいろいろご意見をいただいて決定するわけですが、事務局といたしましては、今おっしゃっていただいたとおり、なかなかすぐに効果の出ると言うたらおかしいですが、定住という部分には難しい部分もあろうかと思いますが、事業費のこともございますが、PRということでありましたら、事業費を少なくともPR活動は続けていける部分等もあろうとは思っていますので、その分につきましては、いろいろとの中で協議させていただきながら、できる限り考えて進めていきたいとは思っているところでございます。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） なかなか難しい。どうしてもいろんなことやりますから、「28年度は」はたくさん出てくるのに「29年度は」が出てこないんですね。これは交付金の問題も多分あったのかもしれないですけども、今、理事が言われたとおり、移住促進というのは息の長い。僕、成果をすぐ求めるわけじゃ当然ないんですよ。「あ、北葛城郡の話があったな、よし、行こうかな」というようなことは、ことしは思わなくても2年後、3年後、いずれ住むときに思うかもしれないので、やはり、これは継続的なものが必要だなと思うので、お金のかからない継続的なものは難しいかもしれないですが、そのあたりを考えていただきたいなというふうに思います。

では、次に、空き家対策の話、先ほどありましたけども、空き家対策、特に今回、上牧町ではこの議会で空き家に関する条例が上程されまして、今度、火曜日の本会議で採決されましたら制定する見込みになると思うんですけども、委員会答弁の中で、北葛城郡の4町の中で上牧町だけだと。ある町においては、もう制定すら考えていないんだという話がありました。空き家対策も当初は北葛4町でやるという話だったのが個々にやるという話になって、そのあたりは、空き家対策は足並みをそろえなくて本当によかったんですか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 今、議員おっしゃっていただいたとおり、「すむ・奈良・ほっかつ」の中でも空き家の活用について4町で取り組んでいくというようなことも少し当初は検討されて、そういう形で取り組みもいろいろされたわけですが、最終的には4町での空き家の利活用についてはそれぞれ意見が違ったということで、4町別々に取り組んでいくという形に結果的にはなってしまいました。

ただ、空き家の活用ということでございますが、今現在、本町におきましても、空き家を有効に活用したいという形の方に対してアンケートをさせていただきまして、今後そういった方を結局、最終的に事務局の方で取りまとめをさせていただきまして、空き家バンクというような形に最終的にはなろうかと思うんですけど、そういった空き家バンクに登録していただく方を登録させていただきまして、できたら、「すむ・奈良・ほっかつ」の中のホームページの中にもそういった形で空き家情報、活用したいという形の情報を載せさせていただくというようなことも今後、事務局、4町の中で少し協議をさせていただきたいなど。現在、あくまでも上牧町の意見ではございますが、今後、その中でもそういう形で4町での空き家の情報をホームページの中で見られるような状態にしていくというのも考えていく必要があるのかなというところで、それに至るまでの、そういうバンクをつくるまでの情報を今現在、

上牧町においては収集しているところでございます。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 事あるごとに僕、空き家のときには言っていたのが空き家の対策は大きく2つありますと。1個は管理の問題、もう1つは利活用の問題。これはやっぱり分けて考えるべきかもしれないけど、切っても切れないものだと思うんですね。切っても切れないけども、やっぱり、例えば、上牧町においても、管理についてはまちづくり創生課だし、利活用については政策調整課だし、課も分かれてきたりとかそういう問題もあるという中で、やっぱり、これは一緒にしなきゃいけない。今のお話を聞いていると、空き家対策については、管理については北葛4町が個々にやる。だから、上牧町だけは条例はつくるけど、ほかはつくらない。そしたら、利活用は、先ほど、空き家バンクの共同利用。これは総合戦略基本目標3にもありますよね。広域連携の中に。なので、空き家バンクは共同でやると。そしたら、それに伴う管理については個々でやる、これがどうも理解がしにくいんですね。本来でしたら管理についても4町一括で、同じ基準で管理をしていって、空き家条例をつくってということをした上で、その中で利活用できる空き家については空き家バンクにしていく。こういうふうな一体にしていかないと、この空き家の共同バンクというのも成り立たないんじゃないかなというふうに思ったりするので、そのあたり、いま一度、これから検討していただきたいなというふうに思います。

では、最後にといいますか、この北葛4町、いろいろな事業をしていますけども、その他の事業ですね。今、移住促進だけと言っちゃいけないですけど、そこがメインになっていますよね。その中で何か北葛4町で協働してやっついこうというのが、もし、今、イメージがあるのであれば教えていただけませんか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 今のところ、議員がおっしゃっていただきました特に移住定住という部分で4町で北葛城のPRをさせていただいているというところが実情でございまして、それ以外のところにおきましては、今のところ、大きな取り組みと言うたらおかしいですが、そういう話については出ていない部分もあろうかとは思っています。ただ、今回いろいろ、4町の「すむ・奈良・ほっかつ」以外でも、6月議会ですか、ブロック塀の補助金であったりとかということは4町で、そういう形で取り組んでいくというような形の分も取り組みをされているということですが、この「すむ・奈良・ほっかつ」でそういったことが今のところ出ていないというのは現状ではございます。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 新しい事業ということで、お金のかかる事業はできないとは思いますが、そもそも「すむ・奈良・ほっかつ」というか、北葛4町で協働してしようと思った理由というのが地域資源の共同活用、有効活用であったり、小さい町なのでプロモーションも限られているから4町一体でやっというそういう概念だったと思うんです。僕、もっとできることがあるんじゃないかなと思う。

ちょっと簡単な話をしますと、例えば、さっきスポーツ施設の話がありましたけども、壮年期の人たちがスポーツ施設で、よく議会報告会で話があるのが、王寺アリーナでトレーニングジム施設がありますよね。あれを上牧町につくってほしいという意見があるんですよ。そこで言うのが「王寺町行ったらいいじゃないですか」と。あれ、王寺アリーナのスポーツ施設、ご存じかもしれないんですけど、利用者登録すれば誰でもできますよね。町民じゃなくてもできるんですよ。最初30分、ビデオ見ないといけないんですけど、ビデオ見たら誰でもできるんですよ。逆に言うと、その王寺アリーナのスポーツ施設を何で上牧で紹介しないのかと。言っていること、わかりますか。それが北葛4町の話じゃないのかなと。

例えば、馬見丘陵公園で今度、クリスマスイベントあるじゃないですか。「あれ、広陵町だから上牧関係ない」じゃないと思うんですよ。クリスマスイベントが馬見丘陵公園でありますけど、上牧町の皆さんも行きましょと。北葛でやる場所なのでとか。あとはもうすごい軽い話をしますと、上牧には映画館がないって言いますが、いやいや、河合町にあるじゃないですかという話であるとか。そういう形の相互の施設を有効にPRをするということがもっとあってもいいんじゃないのかな。こういうことがお金がかからない。お金がかからないと言っちゃいけないですけど、今ある施設を有効活用する。お互いにPRをしていくということが大事じゃないのかな。そういうことで「すむ・奈良・ほっかつ」を使っていたきたいなというふうに思うんですけども。

あと、ここ、無理な話でちょっと教えてほしいんですけど、コミュニティーバスあるじゃないですか。上牧町はペガサス号、ささゆり号、ありますよね。河合町、豆山きずな号とすな丸号かな。王寺はないですよ。広陵は広陵元気号あるじゃないですか。これの共同運行ってできないんですかね。越境はできないですか。例えば、そうすることによって、ペガサス号が大輪田駅、池部駅へ行けたらすごくいいと思いますし、河合の方がアピタにコミュニティーバスで行きたいという方、かなり多いですよ。でも、河合町の中だけだからアピタまで来ないですよ。それをするによって便数もふえていくんじゃないか。そういうこ

との検討は、奈良交通の問題あるかもしれない、ちょっと難しいですか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） この場でできるかどうかというお答えは申しわけないですが、少しお答えしにくい部分がございます。といいますのも、今、議員がおっしゃっていただきましたように、奈良交通という部分の路線バスということもございます。今、4町でのコミュニティーバスを運行するに当たりまして、そうなりますと、もともとあります奈良交通さん自身が運行を赤字路線になれば、今でも奈良交通さんにおきましては路線を廃止というようなことも出ておりますので、なかなかすぐにはというわけにはいかないとは思いますが、そういう機会がありましたら、そういったことも含めまして、いろいろ公共施設の利用のPR等もあろうかと思いますが、そういう形の分も協議会の中で、あくまでも事務局の中で担当者会議というそういう形でお話をさせていただく機会がございましたら、少しこういった意見も出ているんやということで、検討できるかどうかを含めて意見の方は述べさせていただきます。とは思いますが。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） では、時間が限られているんですけども、少しだけ町長にお話いただきたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今お話をいただいております北葛4町の話、観光であったり、今、スポーツ施設の共同利用であったり、それとコミュニティーバスの共同の運行の話。まず1つ、観光について、王寺の町長と私、ちょっと話もしております、北葛4町で一体的な案内をして、上牧町何もないとは言いながら、片岡城跡もあるし、久渡古墳もあるよと、そういうものを入れてウォーキングができるようなコースを4町でつくってやろうよという話が1つございます。それと、もう1つあわせて、馬見丘陵公園、畠田の駅前の再開発、これ、王寺町、計画をされております。これをやるときに奈良交通と協議をして、上牧町内を經由して馬見丘陵公園に行く、このルートをみんなで考えてやろうよと、この話。それと、最終的に出ましたコミュニティーバス、この運行については、それぞれの町で公共交通の協議会、これを設置をして、協議をしながら進めていくと。ただ、できるできないはその協議会の中での意見になろうとは思いますが、当然、なりわいにしておられるタクシー会社、奈良交通、あるわけでございますので、その営業に影響を与えるというようなことにもなるわけでございますので、そういうものについては、そういう人たちとしっかりと協議を進めるというこ

とは可能でございますので、きょういただいた意見については、また私、王寺の平井さんが北葛の町村会長でございますので、お話をさせていただきたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 遠山議員、残り時間が1分になりました。まとめに入ってください。

○3番（遠山健太郎） わかりました。町長、限られた時間でありありがとうございました。今のお話を聞きまして、これから限られた資源を有効活用していただく、これが「すむ・奈良・ほっかつ」、北葛4町の協働した取り組みだと思っておりますので、ぜひともこれからお願いしていきたいと願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

長時間にわたりまして丁寧な答弁ありがとうございました。私の質問は以上です。

○議長（辻 誠一） 以上で、3番、遠山議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は11時10分。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（辻 誠一） 再開いたします。



◇堀内英樹

○議長（辻 誠一） 次に、1番、堀内議員の発言を許します。

堀内議員。

（1番 堀内英樹 登壇）

○1番（堀内英樹） 1番、堀内英樹です。

国立社会保障・人口問題研究所、略称社人研が2018年に公表した最新の将来推計人口によると、2045年の上牧町人口は約1,700人と大幅な下振れ傾向にあり、平均年齢は2015年の50歳から18歳上昇、68歳と超高齢化の町になると予測されています。他方、上牧町人口ビジョンでは2045年時点の将来展望人口を1万9,600人に設定し、そのために、まち・ひと・しごと創生総合戦略、2019年までの5年間において4つの基本目標と9つの基本的方向を設定しています。いずれにおいても大幅な人口減少と急速な高齢化が確実な見通しであり、その通過

点である10年後、2030年ごろの上牧町はどのような状況であると想定しておられるのか、町の所見をお伺いします。

大きな項目の1ですが、10年後における上牧町人口の予測と目標をどのように設定しているのか。

その1、社人研の将来推計人口と上牧町人口ビジョンの将来展望人口の違いについて。

②上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略の成果と人口動向について。

大きな項目の2、人口減少、高齢化が避けられない10年後の上牧町の姿をどのように描いているのか。

その1、高齢者人口の見込み数と介護保険給付費の予算規模。

②町民税と固定資産税と中心とした町税の見込み額。

③小・中学校児童生徒数の見込みと校区編成のあり方。

④公民館と集会施設の統廃合と配置状況。

⑤町道の延長距離と面積。維持管理の状況。

⑥バス路線の存続と地域コミュニティ移動手段の状況。

⑦ごみ出し困難世帯の急増とその対策。

以上が私の一般質問項目です。再質問は質問者席から行わせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 今回、資料をお願いいたしましたところ、学校クラス編成につきましてご提出いただきました。大変お世話かけました。また、「未来の年表」という資料を私どもから、ある書籍のコピーでございますが、配付させていただきました。これは人口減少、高齢化について、長期的な視点から見て、町の課題、たくさんございます。ともに考えていただきたいと、こういう意味でございます。

大きな項目の1、10年後における上牧町人口の予測と目標をどのように設定しているのか。

その1、社人研の将来推計人口と上牧町人口ビジョンにございます将来展望人口、この違いについて、一度整理して答弁お願ひします。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） そしたら、1つ目の社人研の将来推計人口と上牧町人口ビジョンの将来展望人口の違いについてという質問でございます。

国立社会保障・人口問題研究所及び上牧町人口ビジョンの将来推計人口の基準となる人口

におきましては、平成22年度の国勢調査の人口を用いまして基準人口とさせていただきます。それに17年から22年の人口動向を勘案させていただきます。将来の人口を推計させていただきますところでございます。具体的に説明の方をさせていただきますと、先ほど言いました22年の国調人口に、あと出生、死亡、転入、転出などの移動などの過去の推移や傾向を将来的に投影をさせていただきます。算出されたものが先ほどの中にもありました社人研の将来推計人口ということが示された人口でございます。これにつきましては、上牧町の考えにおきましても同じような形で国調人口をもとに推計人口というのを算定させていただいております。

この中の大きな違いといたしましては、出生と移動に関する部分でございます。出生におきましては、社人研の方におきましては、過去の合計特殊出生率を用いまして算定をされておりまして、社人研の方でおきましたら2025年には1.13、2030年には1.09に減少するというふうなことをもって算定されておりまして、また、死亡並びに移住に関しましても、過去の生存率であったり、移動率をもって算定されております。上牧町の人口ビジョンにおきましては、出生につきましては、現在、国が人口問題についても、これ、いろいろ施策をっており、取り組んでおられるのとあわせまして、本町におきましても、先ほど少しありましたように、上牧町の総合戦略というものを立てさせていただくことによりまして、子どもたちの支援を行うということで、出生率につきましては、国と同様に2015年には1.3に、2020年には1.6に、2030年には1.8に上昇すると仮定をさせていただきます。なおかつ移動の部分につきましても、町のいろいろな施策を打つことによりまして、転入転出の移転人口が移動率につきましては同じという形で仮定をさせていただきます。10年後の社人研の推計では1万8,719人であるところを、上牧町の人口推計といたしましては2万1,843人という形で考えて、作成させていただいたというところでございます。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） この社人研の人口統計、過去の例からいいますと、結構当たっております。軽く見ることはできません。それだけ申し上げて②に行かせていただきます。

上牧町、そこで、上牧町のまち・ひと・しごと創生総合戦略の成果、4年度目に入っておりますが、それと人口動向ですね。これはもう直近の動向で結構でございます。どのように分析しておられますか。いかがですか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、4つの

基本項目と9つの基本的方向にまとめましてさまざまな施策を実施させていただいております。この分におきましては、毎年、外部の方によります検証委員会を立ち上げさせていただきまして、その中でいろいろ検証していただきまして事業を、結果を踏まえて、翌年度にどういった形でその分を生かしていくのかというような形で、現在、検証もさせていただいております。また、本年度におきまして、全ての課におきまして、総合戦略におきます事業の検証を終えさせていただきまして、あと1回でそのまとめをさせていただきまして、公表をさせていただく予定をしております。また、この分、公表させていただいた以降におきまして、来年度で総合戦略については、5年目を迎えます、32年度以降に、改めてまた総合戦略、5年間になると思うんですが、後期の分の総合戦略を計画をしているところでございます。ということもございますので、今回いろいろなご意見をいただいた意見を踏まえまして、後期の総合戦略に生かしていきたいという形で考えております。

また、成果という部分でございましたら、なかなかお示ししにくい部分ではあるんですが、例えば、例を挙げますと、不妊・不育治療の補助金におきましては、それを利用された方が出産に至ったというようなことも聞いておりますし、また、転入転出の人口増減におきまして、ここ2年におきましては転入者の方が上回っているというような状況でもございますので、なかなか、これだけがということは言いにくい部分もあるかと思いますが、いろいろな施策をすることによって、そういった形の分が少し出てきているのかなというところは考えているところでございます。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） まだ創生総合戦略、4年目でございますから、評価するには余りにも時間が短過ぎます。それと、もう1つ、最後に述べられた、短い期間であるけれども一定の効果は若干なりとも出ている。これはもう事実だろうと思います。ただ、目標値、グラフであらわされておりますけれども、なかなかここからはまだまだ遠いというのが今言えることかなと思います。

そこで、副町長、まだこの段階では評価、難しいと私は思います。軽々やるべきではないと思いますが、町として、今後、考えていただかないかん点は1つ、大事な点、ございます。このいろんな施策ですね。施策、遂行されております。しかし、その一方で、所期の効果が得られない場合、既に若干その傾向が出ているんですけども、行政としては逃げも隠れもできません。ですから、所期の効果が得られない場合の行政としての備え、あるいは心構えというものも、やっぱり今後必要だと思っておりますが、副町長、いかがですか。

○議長（辻 誠一） 副町長。

○副町長（西山義憲） 今のご質問にお答えいたします。

総合戦略につきましては、議員の方からいろいろ述べていただきましたとおり、やっぱり人口減少、それから少子高齢化等々によりまして、国の指導のもと、各地方自治体につきましても総合戦略を作成したということでございます。上牧町におきましても、策定時に当たりまして、やれることをまとめさせて、計画書を作成させていただいたところでございます。今、ご指摘のその中で効果、それから、今、施策を打っているわけでございますが、私の方も検証委員会の中で検証もさせていただいております。その中でやれていること、それから、実際問題、今、取り組みをやらうとしているがやれないことも出てきております。その部分につきましては、おっしゃいますように、今、理事の方から今後の予定と申しますか、今後どのようにやっていくのかというところの予定等も少し申し上げさせていただきました。

総合戦略につきましても本年度、そして来年度というふうな形で、初期の期間については終わりを迎えるという形になっております。そのことから、その部分の最終的な検証を全てにおいて行いまして、次期と申しますか、次の計画を作成したいとも思っておりますので、その部分につきましては、やれたことは継続してやるのか、やれなかったこと、その部分についてはどうするのかというところも十分検証を行いまして、その中で次回と申しますか、次の計画にはより計画を練り直すと言ったらあれなんですけども、先ほどの人口の減少もあります。その辺も踏まえて、人口ビジョンも踏まえまして、全てにおいて、その見直す時期の最適な計画を庁内全職員でつくり上げたいとこのように思っているところでございます。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） この項目についてはお聞きしておきたいと思っております。ありがとうございます。

大きな項目の2でございますが、人口減少、高齢化が避けられない10年後における上牧町の行政の姿をどのように描いているのか。ここなんです、その1、上牧町人口の見込み数と、それから介護保険給付費の予算規模。住民福祉部長のチーム、煩わしますが、ここですね、高齢者の人口の見込みをどういうふうに見込むのかというあたりが、これはどのようにの辺の数値をとるのかによってかなり大きく変わってきますが、今、町で進められている計画で結構ですので、その先、10年後を見たときに介護給付費、どのぐらいを予算として見込まれるのか。もうざっくりしたところで結構ですからお聞かせいただけませんか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 高齢者人口見込み数と介護保険給付費の予算規模なんですが、これ、第7期のこちらの介護保険利用計画、この作成のときにコホートを使わせていただいて、先のみで計算させてもらった部分があります。それを利用させていただきたいというのがまず前提でございます。その中で高齢者人口の見込み数は10年後ということで、2028年を想定させていただいて、高齢者人口はおおよそ7,700人と見込んでおります。介護保険における被保険者見込み数ですが、7,200人を見込んでおります。この人数差でございますが、これは住所地特例分の500人を除く数値で計算させていただいております。

介護保険の給付の予算規模につきましては、平成29年度の保険給付費の14億5,000万円の1.6倍となる23億円程度を見込んでおります。この保険給付費における町負担分といたしましては、約2億9,000万程度になると推測しております。その分におきまして、介護保険基準額になりますと、現在の給付の伸びが維持されるものと考え、減額9万円。それで月額でならしますと7,500円という数字を見込んだという形でとらせていただいております。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 今、従来の介護保険事業計画をもとに、また予算の実績等ももとに、今、答弁いただきました。29年度決算、これでは介護給付費全体で約14億5,000万。一般会計からの繰り入れ、当然、法定繰入ございますから、2億3,000万ですね。30年3月末の高齢者人口、住民課でお尋ねしました。7,342人ですね。高齢化率は32.4%です。今後の人口予測によって相当変わるんですけども、10年後、約7,200人というふうに答えがございました。介護給付費23億円ということでございます。

このところ、これから、人口の見方等もございしますが、この先ほどお配りした資料の中に2024年の年表がございします。ここが2025年問題と言っていますが、正確には2024年に多分こういう事態が起こってくるであろうと。つまり、1947年から49年生まれの800万人が後期高齢者になられる。この時点では3人に1人が高齢者という状況が言えるかと思ひます。そのときに、やはり、介護給付費ですね。こういう見込みでおさまればいいんですけども、今後の高齢者のいろんな医療問題も当然これにかかわってきます。それから、先ほど来議論された自らのスポーツによる健康維持とか、それ以外の要素もたくさんあると思ひますが、このところはやっぱり慎重に見ていかないと、これはもう財政にも影響してきますし、それから、そのほかのいろんな事業にもかかわるところでございしますから、その点、今後、施策

の方向としては基本的に今の介護保険を踏まえて、どのように進めていこうと考えておられるのか。基本的なところで結構です。よろしくお願いします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今おっしゃっていただいたような今後の考え方なんでございますが、介護保険制度は、高齢者ができる限り、住みなれた地域で最後まで尊厳を持って、自分らしい生活を送りながら生きていきたいという願いを可能な限り支えていくために生まれた制度でございます。10年後には第10期の介護保険事業計画に基づき事業を展開いたす形となりますが、当然、上牧町だけではなく、全国の市町村が超高齢化社会を迎えるわけでございます。被保者数、給付費の増加に伴い、介護保険料の上昇も視野に入れながら、国の動向を注視し、健全な運営を行いたいというふうなことで今後の方向性を考えております。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） それでは、②、お願いします。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） ②番の町民税と固定資産税を中心とした町税の見込み額というご質問でございます。なかなか10年後の見通しというのは難しいところもあるかなというふうには考えておるところでございますが、今、想定される部分につきましては、本町における町民税につきましては、先ほどからいろいろとご審議をいただいております総合戦略の部分もでございます。それによります施策をさせていただきながら展開をしている状況でございますが、一定の人口減少には歯どめはあり、一定の効果は見込められるというところではございますが、今後、決して楽観視できるものではございません。今後とも減少傾向で推移していくものとは考えております。

そのような状況の中、2030年におけます町民税につきましては、全体で18億5,000万円程度を見込んでおるところでございます。内訳といたしましては、個人住民税が約9億円、固定資産税が約7億3,000万円、その他の税が2億2,000万円と想定しておるところでございます。その他の町税といたしまして、法人町民税につきましては約7,000万円、軽自動車税が約5,000万円、町たばこ税が約1億円というふうな形で想定して見込んでおるところでございます。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） さきに、28年度版でございますが、中長期財政計画が出ております。今回、平成から次の年号に変わりますので、全て西暦でやりとりさせていただいております。ここでは2025年の町税で約19億円。これ、10%減るだろうと。先ほどの答弁でございますと、

大体このレベルですね。これからさらに5,000万円程度減るだろうという見通しを立てられました。私は、正確な、あるいはまた緻密な計算というのはできないんですけれども、やはり、いろんな傾向から見ると少し甘過ぎるのではないかなという気はします。

といますのは、町の高齢化率ですね。ここは人口とちょっと違う動きをするんですが、2030年には今、予測されている高齢化率、皆さん、どのぐらいだと思われますか。何と50.7%です。これは社人研の高齢化率です。ここは、50%というのは本当かなと思って大分確かめたんですが、やっぱりこの数字なんです。50%といますと、いろんなところで議論されましたね、この限界自治体という話。限界自治体、つまり、もう自治体として維持できるかどうかのすれすれが高齢化率50%という意味であります。ここに行くんですね。そういう点が1つ。

それから、もう1つは、今、町長が全国町村会もお出になって、大変これからの将来的な地方財政、どうあるべきかということを議論されていると思いますが、これから地方交付税がどのようになるかということによって、随分町の財政も変わってきます。変わってきますが、その辺も含めて、今の時点で将来、10年後の町の財政について、どのように考えておられるのか。そこのところを端的に整理して述べていただけませんかでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、言っていただきました将来を見据えた財政計画と申しましょうか、そういう部分でそこは一番大事かなというふうには思っております。そういう形の中で、先ほどから28年の中期財政計画のお話もしていただきました。30年の2月に新しく中期財政計画でご説明の方、させていただきます。今も新しい中期財政計画等の見直しをさせていただいているわけですが、やはり、上牧町に限られた財源といいましたら、税収入、それと交付税が主な収入でございます。その中でどういうことができるのかというところを常に中期財政計画の中に盛り込んで、今、運営、財政の方を計画しているところでございます。今後、できるだけ施策、住民サービスも当然考えなければいけないところではございます。その限られた財源の中で定期的に毎年毎年、ローリングをさせながら、財政計画を練って、持続可能な安全・安心なまちづくりに取り組んでいきたいというふうには考えているところでございます。

それと、先ほど交付税のお話もいただきました。やはり、後の質問でもございます小学校の問題、公民館、町道、バス路線、ごみ出し等の問題もございます。やはり、地方交付税の部分につきましても一番大きくかかわってくるのかなというふうには考えておるところでござ

ございます。やはり、地方交付税につきましては、国調人口の部分が大きく影響してきますので、その部分も加味しながら、児童生徒あたりの部分につきましても影響額が大分出てくるというふうには認識しておりますので、今後また中長期財政計画の方で計画をしっかり練りながらやっていきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 今、総務部長から、小・中学校の生徒数の話も地方交付税とかなり大きなかわりがある、これは制度としてそのとおりだと思います、というお話も出ましたので、③の小・中学校の児童生徒数の見込みと校区編成のあり方ですね。ここに行かせていただきます。お出しいただいた資料はこういう資料でございます。上が小学校、それから、下が中学校ですね。こういう資料です。

この資料を拝見しますと、1つは明確に出ておりますのは、まず生徒数ですが、10年後に小学校で40%減る、中学校で30%減るというデータが出ております。それから、あとはいろんな動きが出てまいります。もう既に三小においては単一学級が出現しており、運営上の何らかの注意が必要だというこの黄色い部分ですね。イエローの部分が始まっております。それから、6年後、二小において、1、3学年で単一学級。ここは何らかの手立てが必要と。それから、中学校はもう少しおくれますが、少しの時間差を置いて、二中ですが、やはり、1、3年において単一学級。これも何らかの手立てが必要だと。こういうふうに資料はなっております。資料の読み方としては、今、何点か申し上げましたが、こういうことでよろしいですか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） はい、そのとおりです。結構です。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） この中で何らかの手立てが必要だというお話なんですけれども、これはいろんな要素があると思います。しかし、核心部分は何かといいますと、校区編成と統廃合ですね。ここが中心になるだろうと思います。もちろん財政のかかわりもでございます。ここはやっぱり、こういう何年か後に何らかの手立てが必要であるとするならば、校区編成、統廃合をもう今から取り組む必要があるのではないかというふうに私、考えております。この点については、一番大事なところですので、教育長、突然のお願いで恐縮なんですけど、もう端的に今後の教育委員会としての方針、お聞かせいただけませんかでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育長。

○教育長（松浦教雄） 今のご質問なのですが、急を要するものではないというものの、周りの市町村ではそのような計画もされているところもあります。本町におきましては、今、この資料にもお示しをさせていただいておりますように、35年度がピークと。35年度だから34年度に協議会を立ち上げるということは、これは非常に危険な状況でございますので、逆算いたしまして、ここより数年前にそのような協議会を立ち上げていきたいなど、町長ともそのような話はおいおいさせていただいているところでございます。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） この校区編成とか統廃合とかいう問題、それから、それ以外の手立ての話、大変子どもたちのこれからの教育の問題だという点と、それとやはり、地域ですね。いろんな自治会単位でのエリアというのが相当かかわります。この辺の話はその次に申し上げております公民館と集会施設の統廃合、配置の問題、これと相通ずる部分があります。つまり、身近な地域とのかかわりの身近なテーマでもございますので、なかなか調整が難しい。過去の例、あるいはよその例を見ますと、けんけんがくがくとなるテーマであります。大変ご苦勞かけますが、もうこういう状況であれば、やっぱり、10年間で小学校で40%減る、中学校で30%減る、これはもう現実でございますから、ご苦勞かけますが、ぜひお取り組みをお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育長。

○教育長（松浦教雄） 今のご質問なのですが、すぐさまということではございませんが、精いっぱいご努力をさせていただいて。何せ3小、2中学校を抱える本町のこの人口規模が、統合、廃合、それから、義務教育学校等に向けての設置が非常に難しい人口構成であるんです。例えば、本県におきましても山村に行きますと、もう実際に小中連携、小中一貫なんていうのが簡単にできるわけですよ。校区編成がございませぬのでね。そういうことを兼ね合わせていきますと、本町の場合だったら統廃合をどんな形で進めていくのかということさらには慎重に考えていかななくてはならないなどそんなようにも考えておりますので、精いっぱいご努力させていただいて、前向きな答えをまたできたらなと考えております。

○1番（堀内英樹） よろしくお願ひします。煩わせますけど。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） それでは、④の公民館等集会施設の統廃合と配置状況ですね。ここに行かせていただきます。時間の関係もございませぬので、少し申し上げますが、公共施設等総合管理計画、さきにお示しいただきました。その中では29施設、延べ面積で6,208平方メートル

と。耐震基準適合が14施設、できていないのが15施設。一番大きいテーマとしては、公共建築物につき床面積を40年間で20%削減する目標というのが掲げられております。このところを今後、これも先ほど申し上げたように、校区の問題と同様に大変難しい、住民さんの関心も非常に強い問題でもございますので、本当にもうご苦労だと思っておりますけれども、これも避けて通れない。どうでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） ご質問の公民館等集会施設の統廃合と配置状況につきまして、ご説明させていただきます。

アンケート調査の結果におきましては、公共建築物の整備の方向性についてお聞きしましたところ、積極的に統廃合、複合化を進めるという意見が最も多く、町民は公共建築物について統廃合、複合化を進めることを望んでいることがわかりました。ですけど、まだまだ難しい点はあるというふうには認識しております。また、見直しする施設については、余り利用されていない施設、それと老朽化が著しい施設という結果も出ております。これらの結果を踏まえ、公共建築物等については、施設の利用を図ることを十分検討した上で、用途が重複する施設や利用されていない施設、また、施設の利用者数の減少や費用縮減の観点等を踏まえ、機能の集約のため、積極的に統廃合、施設の複合化、集約化等を検討をしていきたいというふうに考えております。また、廃止した公共施設については、他用途への転用や民間への売却等の計画も策定をさせていただき、有効活用を図っていきたいというふうにも考えております。

そのような状況を含めまして、今後もまだまだ厳しい財政状況が続く中でございますが、次世代への負担をできる限り軽減し、平準化するためにも公共施設の全体を把握した上で、長期視点をもって、更新、統廃合、長寿命化等を着実に実行するため、個別施設計画を作成させていただき、施設類型ごとの具体的な方向を示させていただき、個別施設計画を策定することであしたの上牧町の公共施設のあり方を具体的に示し、公共施設の再配置等に向けて調整会議等行っているところではございますが、公共施設等につきましては、いろいろ建った経緯等がございます。やはり、住民さん等の意見もございます。やはり、このアンケート調査も無視できないというふうには考えております。そういうふうな全体的な部分を考えながら、個別施設計画を策定させていただき、進めていきたいというふうには考えている状況でございます。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 難しいテーマ、たくさんございます。先送りすることなく、もう着実に進めていただきたい。待たないでほしいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、⑤の町道なんですけど、これも以前から議論させていただいております。これも29年の3月議会で、私、一般質問をさせていただいておりますが、道路舗装、総延長87.6キロメートル、うち更新工事済み11.7キロメートル。率にして13.4%。総面積61万1,000平方メートルのうち、更新工事済みが8万7,800平方メートル、これは14.4%の割合です。町域の道路としては、前にも指摘しましたが、約1割弱道路があるという大変道路のたくさんある町でございますので、交付税もらうときはいいんですけども、後、維持管理大変です。どうされますか。もう端的に整理して答弁いただいたら結構です。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） ⑤番の町道の延長と面積、維持管理の状況についての質問ですが、まず、上牧町としては町全体の道路の舗装の老朽化により、問題となっております。いろいろ以前からも質問がございましたように、私どもは平成25年にいち早く路面性状調査というのを行い、ひび割れ、わだち堀れ、平坦性の3要素からこの舗装の取り組みをさせていただきました。いろいろ今、議員の方からお答えをいただきましたが、現在は、その調査の結果、50.6キロメートルが舗装の対象となっております。そのことから他の事業もやっているんじゃないかと。ガスの工事も下水の工事もあるということで、それを15.5を引きますと、その当時、35.1キロメートルの補修が必要で、毎年1億円の予算を投入させていただき、対策を講じてきました。現在はCBRの結果、路盤まで大きくやり変えていかなあかんという幅の広いところも、幹線道路1級、2級の道路も修理やっていきました。そのことを考えて、現在29年度時点では8.5キロメートル、約4億円を執行させていただきました。残りは26.6キロメートルを予想として、今後も同じような考えで維持管理に努めていきたいというように担当課としては思っております。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 大変ですけども、計画どおりよろしくお願いします。この間も、歩道ですけども、外部道路です。お年寄りの方がやっぱり、道路のでこぼこにつまずいてけがされました。道路管理者として、管理責任問われないように、たくさんございますので、頑張ってやってほしいと思います。よろしくお願いします。

次、参ります。⑥でありますけど、バス路線の存続と地域コミュニティー移動手段の状況。これは先ほどの遠山議員の質疑の中でも議論されました。私、お聞きしたいのは奈良交通の

路線バスなんですけれども、我々考えている以上に、事業者の方では相当深刻な状況分析なさっております。予想以上に早く減便、それから時には路線の廃止が、恐らくもうこの数年のうちに日程に上ってくるであろうという情報も得ております。そのような状況の中で、地域のコミュニティーの移動手段、先ほどは4町でどうだというふうなお話も出ましたが、あらゆる可能性を駆使して、やはり、地域の、先ほどの公共施設の統廃合とも関連しますし、ぜひ進めていただきたいのですが、いかがでしょう。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） まず、奈良交通の路線バスのお話を先にしていただきました。この部分について少しだけお話をさせていただきたいと思います。

奈良交通のバス路線の存続の回答をさせていただく前に、議員の皆様方で住民アンケートをとられたとお聞きをしております。それで、五位堂までのバスの時間が1時間に1本しかないというふうな形での住民さんからのアンケートがあったかと思います。その部分を踏まえまして、私の方でちょっと奈良交通さんに確認をさせていただきましたところ、やはり、バス運行に際しては、業務人員、運転手さんの確保がなかなか難しく、不足している状況であると。それとまた、民間企業でもあることから、やはり、運行するには利益を上げなければいけないというのは当然なことなので、需要がないので増便はできないというふうなお答えもいただいております。さらに今、議員からもありましたように、ほかの地区でも本数を減らしているのが現状であるというふうな回答もいただきました。そういうふうな部分も踏まえまして、本題の公共交通の課題と深刻化といたしましても、人口減少もそうでございますが、急速に公共交通の利用者が減少するとも考えられております。やはり、利用者が減少しましたら減便や路線の廃止も考えていかなければならないというふうには思っているところではございます。

そこで、上牧町の地域コミュニティーの移動手段の状況といたしましては、高齢者や障害者等の交通弱者のための移動手段として、町内の主要施設等を巡回するコミュニティーバスを運行させていただいております。これまでに利用者のニーズに合わせた形で、増便や運行期間などの見直しに取り組んできました。さらには町民皆様にアンケートを実施させていただいた結果、その中で新しいバス停をふやしてほしい、また、ルートを見直してほしい、さらには、きめ細かく巡回してほしいとのご意見をいただいております。そのことを踏まえまして、住民の方々の利便性向上に向けまして、調整会議等を実施し、検討をしているところでございます。

今後の姿と申しますか、高齢化が進んでいく中、さらにコミュニティーバスの需要がふえてくるのも予想されると認識はしております。その対策としまして、例えば、ルートの見直しや増便の見直し等が必要になってくるのかなというふうにも考えております。また、さらには総合計画の中で公共交通の利便性向上に向けた取り組みといたしまして、上牧町の交通政策検討会の開催を踏まえながらコミュニティーバス、それとまた、奈良交通の存続などの部分についても協議をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） お聞きしておきたいと思います。

では、最後の⑦ごみ出し困難世帯の急増とその対策であります。当然、これ、廃掃法の関係で家庭ごみ、自治体の責任であります。今、言われているのは、もう自助の限界に来ておりますから、公助や共助の活用も考えなきゃいけない。それから地域の見守り活動とか、地域包括等の連携もあります。それからまた、自治体によってはもう当然民間委託もしておりますし、今、話題になっている外国人労働者によるサポートの体制等も既に始まっているかと思えます。どのように考えておられるか、端的にお願いします。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） ご質問のごみ出し困難世帯の急増とその対策ということで、まず、ごみ出し困難世帯ということで、高齢者になったり、要介護状態になると、ごみ出しという日常動作すら難しくなります。ごみ捨て場での距離があるケースもあります。生ごみや缶、瓶のごみが予想以上に重たくなるということで、体力が落ち、持ち上げることも大変であるということで認識しております。上牧町は平成22年10月1日から、日常生活で常に介護や介助を必要とする方で独居等の理由によりごみ出し困難世帯に対して、玄関先まで出向いてごみを回収するふれあい収集を実施しております。現在ご利用されている方は15世帯の方が登録されております。今後も引き続き、こういった活動を継続して実施していきたいというふうに町は考えております。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） よろしくお聞きしたいと思えます。

あと、時間わずかになりましたが、最後に町長にお尋ねしたいと思います。十年一昔と言います。先行き長いようで、過ぎれば大変短いです。これまでの10年。年明け3月には今中町長、上牧町の再生を目指して就任されてから、ちょうど10年になります。この先の10年の

お話を先ほどさせていただいたんですが、大幅な人口減少とか急速な高齢化、これはもう避けて通れません。今後は10年間を想定した未知の行財政運営。今まで経験したことのない財政運営がもう待たなしの状況であります。町長、この先、どのような覚悟と所信で町政を進めていかれるのか、お感じになることを述べていただきたいと思います。

○議長（辻 誠一） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、堀内議員の方からいろんな問題点をお尋ねいただきました。全て今後大きく影響してくる問題でございます。人口減少にはもう歯どめがかけられない状況だろうと思います。移住定住もなかなか、それぞれに施策が難しいというふうに考えておりますので、現状のままの施策をこれから続けていくということはもう不可能でございます。人口減少に伴う、人口が減ってもしっかりと住民の安全・安心が保たれる、コミュニティーがしっかりと構築できる、そういうまちづくりをこれから目指していく必要があるというふうに考えております。細かい話をすると話が長くなりますので、まず、人口減少には歯どめはかけられない。人口が減っていても住民の安全・安心をしっかりと守れる、コミュニティーがしっかりとつくっていきける、そういうまちづくりをこれから目指す。そういう考え方でおります。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 先ほど申し上げましたように、これまでに経験もしたことのない人口減少、確実に進んでいく、そういう中でございますので、英知を絞っていただいて、また、職員の皆さんの協力もお願いして、ぜひ進めていただきたいというふうに考えております。ご答弁感謝申し上げます。

以上で私の一般質問は終わらせていただきます。長い時間にわたりまして、丁寧に答えていただき、大変煩わせました。終わります。

○議長（辻 誠一） 以上で、1番、堀内議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は午後1時。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時00分

○議長（辻 誠一） 再開いたします。



◇牧 浦 秀 俊

○議長（辻 誠一） 次に、4番、牧浦議員の発言を許します。

牧浦議員。

（4番 牧浦秀俊 登壇）

○4番（牧浦秀俊） 議長の許可をいただきましたので、通告書に従って一般質問をさせていただきます。

私の質問は大きく4つ、1つ目、次期教育指導要領について。

1つ、総合学習外部委託容認について。年間授業数70コマの4分の1まで、土日や夏休みを利用して学校外の団体や公共施設に委託することが認められるが、当町の方針をお願いいたします。

2つ目、小学校の英語が正式な教科となり、授業数がふえるが、総合学習のコマ数と英語の授業の確保をどう考えているのか、お願いいたします。

3つ目、議会報告会で、子育て世代の人口をふやすには学力アップと特徴ある教育が必要ではないかと住民より意見が出ました。上記の科目も含め、他町にはない上牧町独自の工夫はできないものかお願いいたします。

2つ目、生活支援・介護予防サービスと高齢者について。介護の総合事業が本格的にスタートをしたが、本町の取り組みについて伺います。このサービスは各自治体が行うため、住んでいる場所ごとにサービスレベルが異なるという特徴があります。本町の現状はどうなっているのか。

2つ目、訪問介護、通所介護サービスの内容と利用者の状況についてお願いいたします。また、今後の考え方はどんなものかお願いいたします。

3つ目、機構改革後の保健福祉センターについて。平成30年4月から保健福祉センターに福祉課を移転、また、新たにこども支援課が設立されたことにより、介護保険でいう包括ケアシステムの構築が行われ、窓口の一本化を実現した。運用を始めた2カ月時点でも私は伺いましたが、半年過ぎた今現在について、以下3点を伺います。

住民にとってよくなった点、また、よくない点について伺います。

2つ目、総合的な評価はどうか伺います。

3つ目、今後の考え方はどうか伺います。

4つ目、8050問題について。現在、日本に発生している問題、8050問題について。今現在の当町の考え方について説明いただきたい。また、本町には該当者がおられるのかどうかもお願いいたします。

以上で、再質問については質問者席で行います。よろしくをお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） それでは、まず、総合的な学習の時間とは、教科書横断的なテーマを取り上げ、探求的な学習を行うことで、小・中学校では2002年から正式導入されました。当初は、小学校は年105から110コマだったのですが、11年度実施されている現行の指導要領では、理数を中心に授業時間数がふえたため年70コマに削減された経緯があります。

そこで伺います。①の総合学習外部委託容認ですが、今回その内容は、年間授業70コマの4分の1まで土日や夏休みを利用して学校外の団体や公共施設に委託することが認められるようになるが、当町の方針はどんなような予定であるか聞かせてください。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 総合学習の外部委託の容認についてということで、今、議員がおっしゃられたとおり、総合的な学習の時間という考え方は今のそのとおりで、また、国から今言われたような外部委託の話が出ているというのは事実であります。ただ、現時点では、この件については文部科学省及び県教育委員会から通知などまだ届いていない状態であります。運営方針などの詳細な点についても明確に把握できていないのが現状でもあります。そのことから、児童生徒による一層の多様な学習体験をさせて、問題発見、課題解決型の学習を深めることには期待ができるとは考えておりますが、また、それとあわせて教職員の働き方改革、長時間労働の緩和に寄与する点など利点があるとは思っております。

しかし、教育委員会といたしましては、教職員が引率、指導、監督などをしない授業を安易にふやすことにならないかという懸念もあります。また、教職員がかかわらないことによって、授業の質が担保できるのか。学習の評価をどうするのか。児童生徒の安全が確保できるのか。受け入れ先との連絡調整業務が煩雑にならないのかなどのクリアすべき問題もまだ多くあると考えております。そのことから、導入については、これから十分に検討を重ねたいとは考えておりますが、また、することについても、実施する上でも児童生徒にとって実りある学習ができるよう力を尽くしていきたいと考えております。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 確かに、まだ通達も行っていない状況の中で2020年には始めるということになっております。文科省によりますと、総合学習の授業を年18コマまでNPOや公共施設、企業などに委託できるようになる、博物館での調べ学習や学校周辺の地図づくり、現場体験が想定されていると。また、学習の目標や指導、評価の方法などについて、学校と外部の受け入れ先が十分に連携できている場合は教員が引率しなくても授業として認める。これにより、長時間労働問題となっている教員の負担軽減にもつなげていきたい考えであるともあります。もう今、部長がおっしゃっていただきましたように、2020年までには我が町の方向性も決めていただかなければならないと思っていますので、またその点の方をよろしくお願いたします。

それでは、関連していますので、2番に移らさせていただきたいと思います。2の次期指導要領では、歌やゲームで英語に親しむ外国語活動が小学3、4年で正式に実施され、5、6年では英語が教科となる。英語をめぐっては18年度からの2年間は移行期間とされ、3、4年生に年15コマの外国語活動が設けられ、5、6年は15コマふやし、年50コマとなりました。当然、授業のコマ数が足らなくなっているのは見るも明らかであります。そこで、文科省は、移行期間中に限り、総合学習のうち15コマを外国語活動に振りかえることを認めていますが、20年以降はどうなるのか。先ほども言っていましたように、まだ考えていないということですが、これから先、今、18年のもう終わりですので、もう本当に20年には決めなくてはいけないことなので、今の時点で考えられること、土曜日や夏休み等、そして、当町の考え方を教えていただきたい。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） このことにつきましては、今、議員がおっしゃられたとおりの内容となっております。ただ、本町の考え方といたしまして、小学校の3年生から6年生までは、実質1年間で35コマの授業数がふえるというのはこれは事実となります。それがなくなっていきます。今、言っているように、平成32年度以降は総合的な学習時間から割くということもできないということで、丸々ふえるという形になります。その対処方法といたしまして、今、協議している段階ではありますが、方法論としては二、三あります。

まず1つは、学習の振りかえということで、例えばの話のですよ、漢字ドリル等のふだん毎週やっている時間を朝15分で漢字ドリルのみの時間にするとか、計算ドリルだけの時間を毎朝15分とって、それを5日間すれば週1コマになるということになります。そういうことでその部分、数学から1コマ、また国語から1コマ、週の時間を減らして、今の時間割の中

で朝15分ふやしてという方法論が国の方からの指導として、1つの方法として来ております。

また、今、議員がおっしゃられたように、土曜日等の授業も行うことや、また夏休み等の休業期間で授業をするというのも1つの案となっております。ただ、それについては、今まで協議している段階ではあります。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） わかりました。本当に1、2、3と続いて関連することばかりなんですけども、3番目に入らせていただくんですが、これは議会報告会で住民さんより、子育て世代の人口をふやすには学力アップと特徴ある教育が効果的だと意見、いただきました。まさに総合学習。小学生の英語の授業化で町独自の教育、本当に他町との差別化をこの部分でも発揮できないものかと考えております。本当に2020年はもうすぐそこに来ておりますので、ちょっとこの辺の方をもっと考えて、例えば、さっきおっしゃられたように、朝15分のドリルをすると。これで15分掛ける4で1コマというような形も出していただいたんですが、それ以外にも町独自で上牧町はこんなことをやっているよというようなことを。また、総合的な学習でも外部委託が認められるのであれば、本当にボランティアの人が、例えば、今、ささゆりウオークみたいなこと、あるじゃないですか。ああいうのも合同でやれば見張りも、子どもの安全を見ながら一緒に行けるとか。本当に共同教育、それと他町にはない取り組み、そういうこともひっくるめて、これから総合学習と小学校の英語の授業化もお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今、議員のおっしゃったように、いろんな面で委託も含め、考えていくことが必要だと考えております。ただ、今、本町ではまず基本に基礎学力の向上とわかりやすい授業ということを念頭に、学力アップも当然この分に入っていきます。そして、基礎学力のつまずきは、その後の学習に大きな影響を与え、学習を苦手とする児童生徒を生むことになっております。このことから、この解消を目指して、小学校低学年の学習習慣と基礎学力の向上のためにまきっ子塾を今、実施しております。これについては、今後も続け、充実させていきたいとは考えております。また、幼稚園、小学校、中学校、各校から、教務主任等の代表に出てもらって授業研究プロジェクトを立ち上げております。これについては、わかりやすい授業の研究、改革、実施を進めているところです。また、ほかの学校から見た目というのも、この幼稚園から小・中学校を先生を入れることによって、いろんな目で見るといふことで進めております。

それと、各学校の校長につきましても、リーダーシップのもとに自由な発想で特色ある教育を打ち出そうと日々奮闘していただいているところでもあります。知・徳・体のバランスのとれた教育を主眼にしたり、人権教育を基盤とする学校づくりを目指したり、施設の利点を生かし、縦割り活動を根づかせている学校もあります。また、今後は、先ほど言いました英語や、また総合的な学習時間の使い方という形で、また特色が出てくるとは思います。教育委員会といたしましても、全ての子どもが輝く学校、それぞれの子どもが能力を十分に発揮できる学校、安全で安心して通える学校を基本線に、長期にわたり継続でき、生徒、保護者、教職員、地域とともに誇れる特色ある学校をつくっていきたいとは考えております。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 本当に頼もしい限りです。

ちょっと最後にお聞きしたいんですけども、教育長は英語のエキスパートやと認識しております、最後に小学校の英語の授業化に伴いまして、今、教育長のお考えを少しお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育長。

○教育長（松浦教雄） 私の考えというよりも、2020年度から全国でこれが教科化になるわけでございます。ここへ小学校の場合、プログラミング教育も加担されるわけでございますので、小学校の教員にとってかなりふだんの勤務状態がかなりまた厳しくなるのかなと思いません。私もエキスパートではございませんが、英語力の指導力の向上のために、研修や教員の加配、ALT、外国語指導教師の外部人材教員の活用推進事業は今も続けておりますし、さらに続けていきたいなと思っております。先ほど部長から答弁がございましたように、本町ではこの2年間で本町単独の3小学校、5年生、6年生クラスに町単費の英語指導教員を配置をさせてもらっております。これからの英語力向上は、せんだっての議員懇談会でもご提示させていただきましたが、来年度また国際交流も。そういう中身を含めて英語力の向上は必要になってこようかなと思っておりますので、そのような部分からも視点を置きながら、子どもたちの教育に推進してまいりたいなと思っております。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 教育長ありがとうございました。まさにこれから望まれていることやと思います。総合学習、それと小学校の英語の授業化、もう本当に今、注目されている部分だと思いますので、期待しておりますので、よろしくお願ひします。これで結構です。ありがとうございました。

次、お願いいたします。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） それでは、2番目の生活支援・予防サービスと高齢者についてお伺いいたします。

介護の総合事業が本格的にスタートしましたが、本町の取り組みについてお伺いいたします。このサービスは各自治体によって取り組まれています。各自治体が行う事業のため、住んでいる場所ごとにサービスレベルが異なるという特徴があります。本町の現状はどのようになっていますか。訪問介護、通所介護のサービスの内容と利用者の状況について教えてください。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 私どもの本町の現状はどのようになっているかということでございます。本町の現状でございますが、訪問型サービスにつきましては、現行相当サービスとしての訪問介護を受けていただいております。通所型サービスといたしましては、現行相当のサービスの通所介護、多様なサービスと分類される人員の基準を緩和した通所型サービスA、住民が主体となって運営する通所型サービスB、短期的に集中的に運動機能を向上させる通所訪問型サービスCとがございます。

それで、まず、通所型サービスAはどのようなものかということ、郁慈苑に委託しておりますほほえみデイサービスがございます。これは週1回の開催で1回の個人負担額は95円。これはあくまで1割負担という形で計算させていただいております。

続きまして、通所型サービスB。これにはふくふくの会というのがございます。これはボランティアが中心となって、手芸等の企画、運営等を行っている場になっております。1回当たり個人負担額は昼食代がついて1,000円という形であります。

それと、通所訪問型サービスC、これにつきましては、西大和リハビリテーション病院に委託している上牧元気教室でさせていただいております。この教室では理学療法士や作業療養士が中心となって3カ月間、週1回、通所サービスを集中的に実施して、運動機能を向上させ、自立した生活が継続できるよう支援することを目標、目的としております。また、個々の状態に合わせて、一、二回程度、専門員が自宅の方に訪問していただき、自宅環境の調整のアドバイスや自宅でできる運動の提案なども行っております。個人負担額は無料ですが、かかりつけ医師の協議によって運動中止の条件を確認するための書類の発行時に関しましては自己負担とさせていただいております。現在の参加人数は22名でございます。それと、こ

の教室の修了後になります。教室で向上させた運動機能を維持できるよう、個々の状況に合わせて、地域体操はときめきクラブであったりとか、ためトレ、ほほえみクラブ等の運動習慣を身につける教室、ハッピーライフ教室などを紹介して、その場を切るのではなく、その後につないでいただけるようにさせていただいております。

以上のように総合事業に関してサービスをいろいろ開始させていただいている本町の現状でございます。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 本当に手厚くされているのがよくわかりました。

それでは、訪問介護についてお伺いしたいんですが、これ、対象者は今どのくらいおられるのか。また、料金はどうなのか。ちょっとお伺いできますか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 訪問型サービスを利用されておられる方は、10月末現在で要支援1、2、総合事業対象者の実人数60名、延べに換算させてもらって267名の方が利用されている状況でございます。これは週1回ペースで月4回の利用であれば1,236円。これも1割負担の計算とさせていただいております。月5回の場合であれば1カ月1,357円という形になっております。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） わかりました。267名って、結構、受けておられる方がおられるんですね。

それでは、今おっしゃられた郁慈会での体操行うデイサービス。デイサービスになるんですかね。ほほえみデイサービスは、近隣の7町ではほかにやっておられるところ、あるんでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、利用されている方は6名おられます。近隣の状況ですが、近隣の方ではやっておるところは私の記憶ではないかと。上牧町がやっておる部分だけではないかというふうに認識しております。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 上牧町だけなんですね。ここがさっき言っていましたように、各自治体が行う事業のため、サービスのレベルに違いの出るところであり、このサービスはほかと差別化ができる、上牧町ならではのところやと思います。

それで、内容について、人数は6名と聞きました。事業の人員配置、事業費、個人負担、

体操等の内容を教えてください。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今思い出せる、この利用されている部分につきましては、週1回1人の利用料なんですけど、これが1回95円になっております。

○4番（牧浦秀俊） あと、体操の内容とか事業費とか。

○議長（辻 誠一） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（林 栄子） 事業費と体操の内容についてですけれども、事業費は郁慈会さんの方に任せてありますので、事業費の詳しい中身は私どもはちょっと把握はしていないですけれども、ただ、介護保険上のものになってきますので、この事業の保険料も含めましての1回当たりが950円かかっております。1人分950円という形で委託をさせていただいております。それで、1割負担の方で1回95円お支払いをいただくという形になっております。

中身なんですけれども、まず参加されましたら、血圧測定をされたり、脈拍を測られたり一般状態の観察をしていただきまして、その後、ラジオ体操とか簡単な椅子に座ってできるような体操をしていただいております。その後、そのときに応じてなんですけれども、理学療法士の方にも入っていただきまして、適切な運動のアドバイス、実施等していただいていると聞いております。

以上です。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） いや、1人95円と聞きましたもので、事業費、ちょっと聞かせていただいたんですけども、事業費950円の6人いったら、ろっくごじゅうしの6,000円弱ですよ。ちょっと言い方はあれですけども、事業としてはもうかる事業ではないと思うんですけども、ということは、この事業は郁慈会さんが事業の内容を理解してくれて、上牧町の住民の皆さんの健康を考えてやってくださるという認識でよろしいんでしょうかね。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今、牧浦議員おっしゃっていただいた、内容を理解していただいているということ間違いありません。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） ほんまありがたいことですよ。

それでは、今6人でおっしゃられたんですけど、こんないいことしているのになぜ6人し

か参加人数がふえないのか。また、もう1つは、定員は何人なのか、ちょっと聞かせてもらいたいと思います。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、定員枠であれば10人ぐらいはいけるかと思っています。

6人の利用、まだふえていかない理由というのは、これ、また通所になりますので、ご本人様が自分の足でと言うたら失礼なんですけど、体をもってそっちに行っていたらかなければならないという部分がございます。その辺でまだ6人にしかなっていないのかなということも考えられます。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 実は、質問する前にやっていないのかなと。余りちょっと僕らの方に、広報見ても載っていないし、やっていないのかなという質問書を書いたもので、ちょっと割れたんですけども。

それでは、この緩和した基準の訪問型サービスの中で通所訪問型サービスを受ける場合は、どのような申し込みをしたらええのか。また、対象の把握はどのようにされたのか、教えてください。

○議長（辻 誠一） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（林 栄子） 対象者の方の把握ということなんですけれども、まず、皆さん、いろんなことがございましたら、地域包括支援センター、または生き活き対策課の介護保険係の窓口にお尋ねをいただいております。そのときにゆっくりお話を聞かせていただきましたら、こういったことが必要じゃないかと判断させていただいた場合は、基本チェックリストをやっていただきます。それは25項目のチェックリストでして、そのチェックリストをチェックすることによって該当であるという判断をさせていただきましたら、こういったほほえみデイサービスの方の紹介をさせていただいております。ただ、ほほえみデイサービスの紹介もしておりますが、いろんな事業がありますので、そちらの紹介もさせていただいて、こういったデイサービスに参加したいということであれば、前もって見学もしていただきながら、そちらの教室をご案内させていただいて、参加に至っているところでございます。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） そしたら、対象者は現在、要支援の1、2の方が受けておられると思うんです。訪問介護と通所予防介護が地域支援事業に組み込まれて、再編されるものですね。

また違うんですか。対象者は現在、要支援1、2の方が受けている訪問介護と通所介護予防介護が地域支援事業に組み込まれて再編されるものですね。

○生き活き対策課長（林 栄子） はい。

○4番（牧浦秀俊） 今までの予防介護給付が全国一律のサービスに対し、このサービス基準は町が独自で決めるものでよかったですね。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 議員おっしゃっていただいていますように、要介護1、2と判定された方はもちろんなんですが、先ほども林課長の方から、基本のチェックリスト、これ、受けていただいて、25項目あるというふうにさせていただいております。これで要支援の1、2と判定されなくても、このチェックリストを判断させていただいて、それで該当していただいた方が総合事業の方に、今おっしゃった通所とか訪問の方のサービスを利用できる。ただ、先ほどおっしゃっていただいている要支援1、2だけではなく、その認定をまだ受けていない方であっても、チェックリストの項目で、この方はこういう分に行けると判断できれば、要支援の1、2の判定をとらずでも行けるというふうに考えていただければと思います。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 私もこれに対してはずっといろんなところを調べていっているんですけども、それについては一切どこにも目にしていなかったんですけども、どこに載っているのか、どういうところでインフォメーションされているのか、ちょっと教えていただきたいんですけど。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） ちょっと私、今、何月号の広報かは忘れたんですが、この制度の改正ある場合、こういう形でチェックリストを運用して受けられますよというのはまず、広報の方。何月号かはちょっと済みません。今、手元にございませし、ちょっと覚えてはおりませんが、載せさせていただいたのが1つと、それと、あと、ホームページにもちょっと見ていただいたら、載せさせていただいているかなというふうに記憶しております。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） それは今、聞いておきます。

それでは、現在、さっき答弁いただきました西大和リハビリテーション病院に委託された3カ月短期集中型通所及び訪問サービスによる機能向上訓練に参加されている方が、たしか

対象は要支援の1、2ですよね。それも例えば、チェックリストで上がれば、それも出られるということでもいいんでしょうか。1、2プラスチェックリストに上がっている人も受けられるという認識でよろしいんでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） はい、今のご理解でいただけたら結構だと思います。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） それでは、3カ月ですよね。そこを卒業された方はその後どのようにされるのか。さっき、ちょっとご答弁ありましたけど、その方々の中にもこの郁慈会でやっておられるほほえみデイサービス、10人まで行けるということなんですけど、例えば、これ、本当に上牧町以外はやっていない事業ですので、やっぱり、まんま10人。例えば、この中に3カ月で終わられた中にほほえみデイサービスの対象者になる方がおられると思うんですけども、それをPRされたことはあるんでしょうかね。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 先ほども修了後のことはいろいろお話しさせていただいて、たしかに今、3カ月修了後の方であって、ほほえみデイサービスの方を利用された方、おいでになります。これは今、ちょっとごめんなさい。人数的なものの把握はちょっとしておりませんが、その3カ月後にそちらの方に行かれたという方もおいでになります。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 本当に今、僕、質問させていただいたように、上牧町はこういう多様なサービス、他町ではやっていないことをいっぱいやってくれてはるのにもかかわらず、ちょっと僕も今、一般質問してもやっておられないという前提のもとで質問するようなレベルの次第になりました。本当に、これだけいいことをやっておられるんですから、やっぱり、もう少しPRの方ですね。町民さん、お年寄りはどうもなかなか字も見えない。なおかつインターネットなんか見られる人って半分もおられないと思います。この辺をまたちょっと考えていただきまして、もう上牧町はこんないいことをやっていますよと、ほほえみデイサービスなんかはもう本当に上牧町以外はやっていないですよと。言葉を変えれば、こんなもうかれへんことを町でやれ、なかなかやってくれないですよという意味合いを込めて、やっぱり、ちょっとPRの方をお願いしたいと思います。それはもう答弁結構ですので。

最後に、住民の皆さんが総合事業の多様なサービスを受けてもらって、自立を進め、要介護に進行しないように予防することが大事で、なおかつ地域の中で暮らしていただくこ

ともとても大切なことだと考えます。今後とも上牧町に合ったサービスをよろしくお願いたします。サービスはもういっぱいしてくれはるので、サービスよりもPRの方、よろしくお願いたします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今、牧浦議員の方からおっしゃっていただきましたように、私どものPR不足の部分もあるかなというふうなことを感じますので、今後はそういう取り組みに対しては、必ずどういうPRをしていけば、より皆様の方にわかっていただけるのか、ここを念頭に置きまして、今後のPRを行っていきたいというふうに考えております。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） ありがとうございます。またよろしくお願いたします。

それでは、次の質問の3に入らせていただきたいと思います。町民サービスの質の向上と施策の着実な実現を目指し、平成30年4月1日から行政組織を一部改正して、保健福祉センターに福祉課を移転し、窓口が一本化になりましたが、まさしく保険介護という地域包括ケアシステムの構築だと思います。窓口一本化に伴い、住民にとってよくなった点、また、よくない点について、各課ごとに説明をお願いし、総合的な評価もしていただきたいと思います。そして、最後に今後の考え方もよろしくお願いたします。多分、これ、6月議会で僕、聞いたと思うんですけども、それ以降、僕もちょっと耳に入ったことがあるので、もう一度お願いたします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、ご質問の1番、住民さんにとってよくなった点、また、よくなかった点についてというご質問でございます。

まず、よくなった点から説明させていただきます。正面玄関等が障害者用の駐車場から受付窓口までの距離が短くなっております。エントランスも広いため、車椅子の利用者にとっては利用しやすくなったというふうな声もいただいております。障害福祉利用者の高齢化や生活困窮者の多様なニーズに応えるために生き生き対策課の介護保険係や地域包括支援センター、または社会福祉協議会との連携が必須であり、報告、連絡、相談がより迅速に対応することができるようになったため、利用者様にとっては利便性が高まったのではないかなというふうなことも考えております。また、保育所の申し込みに来られた際には、同時に予防接種や健診の説明も可能になり、住民の方には利便性を担保しているのではないかなというふうに思われます。それとあと、生活保護相談や虐待、DV相談のときも相談者との個室での

対応も可能に今現在なっております。個人のプライバシーが守られると喜んでいただいているというふうに思いますので、3課の連携が密になったことにより、こういうことが生まれてきたのではないかというふうなことがよくなった点ではないのかなというふうに思っております。

また、よくない点につきましては、窓口に来られた方がどうしてもふえてこられます。1つの課が3つにふえたことによって来られる可能性もありますし、多目的室が行事とかいろいろの部分に使われる場合のとき、やっぱり慢性的な駐車場不足がどうしてもこれは生まれてきます。その部分が今は一番よくない点なのかなというふうなことも思っております。

それと、続けさせていただきます。総合的な評価はどうかという質問だと思います。子育て、介護、障害、生活困窮者や虐待などいろんな面で連携がとりやすくなりました。迅速な対応がとれるため、総合的にはかなりよくなったのではないかというふうに私どもの方は考えております。

もう1つ、今後の考え方というふうなことでございますが、先ほどもよくない点で挙げさせていただいております。やっぱり、課の方がふえてまいりましたので、慢性的な駐車場不足が懸念されているため、なるべく低コストで住民さんにとってやさしい駐車場スペースを今後確保できるのが私どもの課題ではないかなというふうなことになっております。

以上です。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 本当に困っておられるのは、やっぱり駐車場の問題ですね。これが一番よく耳に入ってきました。駐車場が足らないと。体操教室か何か会合があるときには駐車場にとめられないということもひっくるめて、また、身障者の駐車場が少ないと。平らなところからドア・ツー・ドア、行けるようにしてくださいということもありました。あと、役場内に保険年金課があるんですが、これは本当に保険年金課が2000年会館に来るというのは、やっぱりなかなか物理的には難しいと思うんですけども、これに関して、例えば、保険年金課の方じゃなくて、片岡台出張所のような、処理はできないけども取り次ぐことができないとか。そういうことも考えてできないものかということがありました。以上2つに、まずお願いできないでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 先ほどの駐車場の件に、まず話は戻します。この分については、ことし6月、8月ごろだったと思いますが、一応6台、思いやり駐車場というのを設けさせ

ていただきました。

それで、次の問題、保険年金課の部分の取り次ぎになるんですが、これになると、今度また、これは言って失礼なんですけど、どうしても転入転出時の際にはいろんな手続の必要性があります。ここに一番来るのが住民課になってきます。そしたら、これもまたそのようになるのかというふうなことも出てきますし、今の状態、議員も来ていただいたらわかるかと思うんですが、その場所というのが非常に難しいのかな。ただ、そういう部分でこれからまたいろんなことは考えていかなければなりません、現実情では、そのようなことはまだちょっと難しいのかなというのが私の本心でございます。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 本当にまさにおっしゃるとおりで、ワンストップ窓口ができて、できて喜んでいると思えば、また次のこんなのもできないのか、あんなのもできないのか。なかなかエンドレスに終わらないと思います。

それと、駐車場なんですけども、思いやりスペースですか、6台。それプラス、やっぱり、それ以外の人ですね。妊婦さん。来られても、なかなかちょっととめる場所が足りないということやったと思います。それをまた考えていただければ。よろしくお願いします。

でも、本当に総合的に言うて、職員さんは大変だと思うんですが、多目的にいろんなサービスにつなげていかなければならないと思うんですが、職員さん同士の各課の連携はどのようにとられているのか。また、3課の合同研修などやっておられるのかどうか。なかなか苦労が多いと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 3課の連携につきましては、いろいろ各課が担当部局を持っている課があるんですが、どうしても連携という部分については、今見ていただいたように、ほとんど中身が素の状態ですから、何か事案があった場合、仮に福祉課からの事案があった場合、これに関連することも支援課の部分であるとか、生き生き対策課の部分であるとか、すぐに集まれるようになりました。これは虐待の部分で1つ、取り上げさせていただくとすると、3月までは、まず本町の福祉課がございました。福祉課で虐待は担当させていただきました。それで、児童虐待ですから生き生きの方と大変連絡とらせていただくんですけど、早急にする場合でしたらどうしても電話連絡になってしまいます。その場合は電話ですから一対一の部分で結構対応するんですが、今、やっとなんか3つが並んでおりますから、そこにまたもう1人ふえるとか、また、同じ課の者でも違う部分で入ってくるとかすぐに連携がとれる

ように。即座に連携がとれて、すぐに会議が始められる。どういう方向に持っていけばいいのか。その場合はどの課がどういうふうにすぐ動けばいいのか。それも即座にできるような体制になりましたので、その辺は、もともと福祉課が本庁にいたときよりは数段いろんな体制をスピードを上げてできるようになれたんじゃないかなというようなことを私も感じております。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 私もその点に関しては感じております。本当に住民の皆さんにとって利用しやすい窓口になっていただければと思います。よろしく願いいたします。以上で結構です。ありがとうございます。

次、お願いいたします。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） それでは、次の8050問題についてお願いいたします。

今までも引きこもりの若者が存在していましたが、これが長期化すれば親も高齢になり、収入に関してや介護に関してなどの問題が発生するようになります。これは80代の親と50代の子の関係であることから8050問題と呼ばれるようになりました。2018年に内閣府は40歳から59歳までを対象とした初の実態調査を行いました。それは、従来までは引きこもりの問題は若者特有の問題であるとして調査されていたものの、中高年の実態はどうであるかを把握して支援に役立てるため、そして、2018年度の予算案に調査費として2,000万円を計上しました。該当している親子というのは、親に収入がなくなっている状態であり、親子で社会から孤立した状態になっている。2018年3月5日の北海道新聞では、該当する親子がそろって孤独死したという記事が掲載されました。これは1月に検針に来たガス業者が異変に気づいて、中に入ってみれば親子で孤独死していました。答弁、よろしく願いいたします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、今ご説明いただきました8050問題という、これはまず定義からご説明させていただきたいと思います。8050問題とは進学や就職に失敗したことなどをきっかけに家にこもって外部との接触を断つ、いわゆる引きこもりが依然として社会問題となり、厚生労働省はその定義を仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人と交流をほとんどせず6カ月以上続けて自宅に引きこもっている状態を引きこもりの定義としてされております。

それで、私どもの方で8050の問題についてどう、本町に該当はおられますかというふうな

質問でございますが、50代前後の引きこもりの子どもを80代前後の親が養っているという世帯につきましては、上牧町におきましても数世帯あるように思われます。これは調査はしておりません。これは難しい問題で、調査、物すごく難しいんですが、4月以降、福祉課の窓口を引きこもりの相談が3件ありました。多分これがこの部分のいわゆる引きこもりの定義で、50代、80代の8050問題に該当するものではない。そのうち1件がまさに高齢の両親で、50歳の引きこもりの息子さんに関する相談にお見えになられました。このように直接ご家族から相談がまだあればいいんですが、どうしても引きこもりということにつきましては、やっぱり余りほかに知られたくないという認識のある方が、近所や見回りに隠そうとされる傾向もございます。だから、実態把握については難しい面もあるんですが、今後この問題につきましては、やはり、地域の連携、ちょっとした近所の異変などの住民自身の気づきや、自治会、民生委員、小地域ネットワーク、ボランティア団体、NPOなどの連携を強化しつつ、地域で支え合える体制づくりを確立を目指していき、県や国、関係機関と協力して相談体制についても強化を図っていきたい、このように位置づけております。

また、この問題につきましても、どこが窓口になるのかはまた、多分たまたま明記されていなかった部分がございます。生活困窮になるので、多分、今後に関しましては、福祉課をその窓口と公表させていただきまして、こういう問題があるのであればまずご連絡をくださいというようなことをもって説明をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 当町では福祉課に窓口を置いてくださっているということで本当に安心いたしました。私も仕事先で、確かに8050の該当する人やなと思われる方がおられるんですけども、子どもがそうやって50もなって引きこもっていることを親も隠す。その引きこもっている人は表へ出ない。だから、役所になかなか相談しに行くことができていない。また、親も隠すし、子どもも出ていかないから、地域の民生委員の方もやっぱり手が出せないという状況の中にある、大分根の深い問題やと思います。本当にこれから、だんだんだんだん表立って、8050問題って出てくるとは思うんですが、上牧町はこういう福祉課に窓口を置いてくださるといことは安心いたしました。ありがとうございました。

私の質問はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（辻 誠一） 以上で、4番、牧浦議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は2時5分。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時05分

○議長（辻 誠一） 再開します。



◇服 部 公 英

○議長（辻 誠一） 次に、8番、服部議員の発言を許します。

服部議員。

（8番 服部公英 登壇）

○8番（服部公英） 皆さん、こんにちは。8番、服部公英です。議長より許可がおりましたので、一般質問通告書に従い質問してまいります。

質問に入る前に、ことしの大阪府北部地震、西日本豪雨災害、大型台風21号、北海道大地震で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。被災者の方々には大変な年であったと思います。来年は災害のない平穏な一年となりますよう願っています。また、国に対しては災害が起きたときは素早い対応と手厚い支援対策をお願いいたします。

ことしもあと2週間ほどで終わりにになりました。ことしをあらわす漢字1文字が「災」と決まり、なるほどと思うくらい災害が続きました。上牧町でも台風21号により大きな被害がありました。私事になりますが、屋根の瓦や波板が飛んで、大きな被害を受けて、改めて災害について、ふだんから防災意識を持って、減災に努めるように整理整頓して他の方に迷惑をかけないようにしたいと思いました。また、今定例会で空き家、空き地に関する条例案が成立することで、町内の放置されている空き家から強風による瓦や波板が飛んでくる被害も防ぐ対策にもなると期待しています。

それでは、一般質問通告書に従い、進めてまいります。私の質問は、大きく2点からなっております。

1つ目、住環境整備について。第一住宅環境整備について。現在は空き次第除却しています。ことしは4件の除却がありましたが、今後の見込みについて聞かせてください。町営住宅の今後の展開についての説明をしてください。ひとり暮らしの高齢者がふえており、公園

が3カ所ありますが、草が茂り、高齢化が進む中で地域の住民だけでは管理することができない状況になっています。町としては、今後どのように考えているのか聞かせてください。

②町営住宅の第一、第二については、耐震診断の結果を受けて町営住宅現代化計画を進めていると聞きましたが、その後の進展についての説明をお願いいたします。

③町営住宅の駐車場にある街灯取りかえについては、町営の駐車場内での設備として設置してあるものです。住宅管理課の方でかえてもらえるのではないかと聞かせてください。

④最近では高齢者の自動車事故がふえています。上牧小学校区内の歩道のない通学路について、道路の右端に通学路のラインの引くようにするか、ガードレールを設置するなど安全対策等を考えているのか聞かせてください。

大きな項目の2番目、ごみの中継施設について。現在の状況と運営費についての説明をお願いします。

①今後の課題等があれば聞かせてください。

②現金の取り扱いについての説明を聞かせてください。

以上が私の質問内容になります。再質問につきましては質問者席で行いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 議員の1点目の質問ですが、第一住宅の環境整備ということで、現在の空き家の除却について、今後の見込みと町営住宅の今後の展開ということで質問でありましたので、ご回答させていただきます。

町営住宅、第一住宅については、住宅が本町へ返還され次第、奈良県に除却申請手続きを行った後、住宅を除却いたします。現在のところは、明け渡された移住者がいませんので、見込むことができませんが、耐用年数が既に経過し、老朽化が進んでいることから、今後も同様な展開でしていきたいというふうに考えております。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） 今回、除却が4戸、既に除却がしているのが8件で、居住が38戸。この資料を見せてもらって思っているんですけども、もう3分の1ぐらいが除却されております。これが全て除却処分になる見込みというのは、そう遠くない先だと思んですけども、これ、全て除却した上で、この跡地についてはどのようにされるのか、決まっていれば教えていただけますか。

○議長（辻 誠一） 生活環境課長。

○生活環境課長（吉川昭仁） その跡地についてでございますが、今後その現代化計画も踏まえて、そちらの方で一応計画を立てて、どういった方向に進んでいくのかを決めていくということになると思います。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） 以前、答弁いただいている現代化計画はこの場所ではなく、文化館から下に下ってきたところの今、空き地になっている部分と上牧温泉の部分を2つを予定して、現代化計画というのを進めているように理解しているんですけども、ABC住宅ですか、その現代化計画の移転先に考えているのか。今言った現代化計画は、もうこれもまたその中に入ってくるのか、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 生活環境課長。

○生活環境課長（吉川昭仁） 今、議員おっしゃいましたとおり、今、言っている文化館の下の方と、上牧温泉ですね。その辺の付近のところを含めて、今度新しく町営住宅を建てるかどうかということも含めて、今言う、そういう現代化計画を考えておるということでございます。今、私、申し上げましたように、この第一住宅のあきについても含めて、今度、現代化計画の中で、考えて検討していくということになろうかと思えます。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） それでは、現代化計画というのは新しく町営住宅を、お年寄り向けの住宅をつくることであるとか、若者向けの住宅をつくるであるとか、今、人口減少が問題になっているので、町外からの若い人たち及び町営住宅を住みたいと思うような方を対象に現代化計画を考えているのか。その現代化計画についての大まかな考え、計画の中身について説明いただけますか。

○議長（辻 誠一） どうですか。

今中町長。

○町長（今中富夫） 今、それぞれの担当課長からお答えをさせていただきましたが、今、現代化計画というふうに言葉は使っておりますが、公営住宅をどのように考えていくかというのが基本の考え方でございます。当然、服部議員もご存じのように、北上牧地区の中には空き地が相当残っております。その空き地を今、売却しても売れるような状況でもございませぬ。飛び飛びになっておる土地も多いわけでございますので、そういうところを利用しながら、今、検討しておりますのは、バリアフリーで平屋で高齢者が住みやすい住宅をまず1つは目指すと。それともう1つ、あいているところに全て住宅を建てるということではなしに、

今現在お住まいになっている方々の今後の動向、こういうものをまず調査をする。それと、人口減少でございますので、住宅をたくさん建てたから、人を集めるために住宅を建てるといような考え方で進めますと、これ、大変なことになるわけでございますので、そういうことも加味をしながら住宅を再編をしていくという考え方でおります。

それと、当然、名阪沿いに建っております住宅等の耐震が十分整わないような建物につきましては、最終的には解体をして、更地にして売却をしていくと。一定固まっておる土地でございますので、そういう土地については当然場所もいいわけでございますので、売却をして、減債基金の積み立てに使っていくとそういうような考え方で、これから住宅の再編を進めていく必要があるのではないのかなというふうに考えて、原課の方で、以前からアンケートの調査であるとかそういう準備も今やっておるわけでございますので、これから最終的にそういう考え方をまとめながら、どの位置にどの程度建てていくのかをしっかりとまとめ上げていきたいなというふうに考えております。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） 町長、わかりやすく説明いただきましてありがとうございました。私もそのようには理解しておったんですけども、第一住宅のこの除却に対して、あいていった状況で現代化計画にも考えているという答弁があったので。この場所はそういう除却の場所ではないというふうに私自身は思っていたので、この場所はこのあいていく状況を見ながら、今後何に使うか考えていくというような理解でよろしいですか。それでいいですか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 議員のおっしゃるとおり、そういう考え方でおります。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） 今、町長の答弁の中にもありましたように、ABC団地が耐震診断からかなり悪い状況で、今現在も住まわれております。きのうかきょうのニュースで、大和高田市の市民病院が耐震診断不足で20年間やっているということが大きな問題になっておりました。上牧町でもやはり、これ、住宅ですので、今おっしゃったような計画どおり進めているのは考えていても結構なんですけれども、今住んでいる人が、今あいている住宅にまず移り住んでいけるような形をとりながら、早く潰すというか、移動できるような対策を考えてもらいたいと思うんですけれども、その点については今、どのような形で進めておられますか。担当課の方で。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 現在におきましては少子高齢化ということで、既存住宅もごございます。町営住宅の第五、第六の空き家も確保しているという状況でございますので、先ほど、高齢者向けの住宅建設よりも早急な、そういった地震対応等も考えながら、需要と供給をバランスを見ながら、そちらの方にも住んでもらえるということも今、原課の方では考えております。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） わかりました。安全にかかわる、人命にかかわる問題ですので、早急に対応していただくようお願いいたします。

それでは、公園3カ所ありますがというこのところなんですけれども、1カ所につきましては、もう防草シートですか、そういうシートを敷いていただき、町長のタウンミーティングでの依頼もありまして、早急に対応していただいて、喜んでるところなんですけど、あとの2カ所の公園についてはどのように対応していただけるのか、聞かせていただけますか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） まず、ご質問の方で、高齢化になって草が茂りということで、あとの2カ所の公園の維持管理ということです。基本的に身近な公園というのは子どもの遊び場、町会のお祭り会場とか、地域の交流の場とかということで、小集落事業が公園ないし、また生活管理課が管理している公園がございますが、基本的には草刈りについては上牧町が実施させていただきます。今後もやっていく所存でございます。

それと、2カ所については、今年度、遊具の撤去、樹木の抜根、フェンス補修を行うように原課の方では思っております。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） ちょっと担当課と話し合いがしていなかったもので、私が言っている公園3カ所というのは、生活管理課が管理していく公園で、服部記念病院から入ってきて、すぐの建物の、この間、街灯が切れているというような担当課からあったあの公園のことなんですけれども、あそこはもうほとんど使っていないで、草まみれになっていまして、町の自治会の方でも草刈りとか一切しておりません。それから、その第三住宅の中のことですよ。

○議長（辻 誠一） 生活環境課長。

○生活環境課長（吉川昭仁） 今、部長おっしゃいました場所と同じ場所を言われていると思います。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） それではよかったですけども、遊具の撤去とかいう話をされたので、あそこ、遊具あったかなというふうに思いまして。あの部分と、あそこから中に入ったところにもう1つ公園があるんですけども、あそこも周りの住民の方がお年寄りになられて、もう草刈りがどうしてもできないということで、地区内一斉大掃除の際も、もうあそこだけではできないという話で言われているんですけども、その部分の公園についてはどのようにしてもらえますか。

○議長（辻 誠一） 生活環境課長。

○生活環境課長（吉川昭仁） その公園についても同じことでございます。今、部長がおっしゃったとおりに入っています。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） わかりました。

それでは、②の町営住宅の耐震診断の結果を受けてというような、この質問なんですが、これは今、町長から詳しく丁寧に説明いただきましたので、これはもう答弁がいただきました。

この部分について、ここでちょっとこの通告書じゃないんですけども、この部分についての代替地の場所に続く道路ですね。森岡さんという方から、文化館から下へ抜ける道があります。今言っているこの現代化計画の場所として考えているところの場所の道路の整備なんですけれども、場所についてはわかっていますか。今回、空き家条例ができるんですけども、あそこにも空き家が1軒、道にかかっているんです。道にというか、プレハブがありまして、それがあのために住環境整備事業が進んでいないというふうに聞いているんですけども、その部分の整備についてはどのようにになりますか。

○議長（辻 誠一） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時26分

○議長（辻 誠一） 再開いたします。

服部議員のご質問ですけど、③からお願いします。

服部議員。

○8番（服部公英） ③の町営住宅の駐車場にある街灯の取りかえ、設置について、今後どのように取り扱ってもらえるのか聞かせてください。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） ③の町営住宅の駐車場にある街灯取りかえについて、住宅管理課の方でかえてもらえるかという質問内容でございます。町営住宅、第二、第五住宅、及び町営住宅の町営駐車場は、主に街灯は駐車場及び防犯上のために設置された防犯灯でございますので、設立という形、造成という形を考えますと、生活環境課で取りかえをしていきたいというふうに考えております。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） それでは、新しくLEDに変えるなり何なりして、町営駐車場の街灯の整備をお願いいたします。

○議長（辻 誠一） よろしいですか。

生活環境課長。

○生活環境課長（吉川昭仁） 今、議員おっしゃいましたように、LEDに変えるか、今の現状のままの蛍光灯にかえるのかということは今後検討して、それは対応させていただきたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） それでは、今後、街灯であるからということで自治会の方に連絡等はないようお願いいたします。

それでは、④の学校内の歩道、通学路についてのラインを引く、ガードレールなどを設置してほしいという要望を以前、1年前にも出しているんですけども、その後いっことも進展がありませんので、どのようになっているのか聞かせていただきたいと思います。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） ご質問の内容で、小学校の歩道ないし中学校において、ラインとかガードレールの設置を1年前にということでございます。この内容につきましては、交通事故の死亡者ということで、高齢者の割合を鑑みると、動体視力だったりとか、それと、複数の情報が入らないということで、高齢者による事故が多発しているということで、特性が考えるということで、また、平成24年の京都の亀岡の事故もありまして、私どもは平成25年に、役場の下から米山台を通って都市計画道路のところまでいち早くカラー舗装を実施させていただきました。今後につきましては、今年度、交通安全対策として、違う場所なんで

すけども、下牧と滝川の方に考えております。今後、こういうふうな事案というか内容につきましては、教育総務課と学校、それと総務課、警察と検証しながら対策をとっていきたいというように考えております。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） 道路の端の方にあのラインが書いてあるから安全だというふうには一概には言えないと思うんです。そこを通っていて、地震が起きて、ブロック塀が倒れて被害に遭われたということもありますので、確かに緑色のラインを引いていただいて、安全とは考えておりませんが、小学校から米山台を抜けて、そこまできれいになっているんですから、貴船台の方も、貴船神社から北上牧の方に向けても同じような形で、子どもたちが歩く場所というふうにはっきり認識ができるようなラインを引いていただきたいなというふうに考えていますので、また、滝川台、ほかのところ、その今、計画されているところが終われば、その次あたりにまた考えていただきたいように要望しておくんですけれども、その点はどうか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） こういう平成24年の事故以来、毎年毎年、学校関係、それと教育委員会、総務課、警察と検証していますので、要望がありましたら、また検証して、実施に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） 北上牧地区にも新しく住宅を建てられて、越して来られている住宅がふえております。そこには小さな子どもさんたちもたくさんいますので、白鳩保育園のところからずっと貴船台の公民館の前まで来て、そこから小学校の方に曲がる、そのあたりの道だけでも早急をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次のごみの中継施設についての質問に移りたいと思います。この部分についての書く欄が少なくなっているので、通告していないというふうに受け取られると困るんですけれども、ごみの、今、そちらの方で答弁用意してくれてはる分について、先、答弁いただけますか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 大きくごみの中継施設についてということで、現在の状況、運営費、それと①の今後の課題と②の現金の取り扱いということで、通告書の質問でご回答をさせていただきます。

現在の状況に関しましては、中継基地におきましては、可燃ごみと事業系可燃ごみの搬入を行っており、搬入された可燃ごみについては、その日のうちにコンテナに積みかえて運搬をしているという状況でございます。

運営費につきましては、施設付近の臭気というか臭いの測定というのをやったりとか、施設内のバックホーの方のリース料が運営費としてかかっているというのが状況でございます。

今後の課題等があればという①のご質問ですが、移動前に懸念されていた下牧高田線の交通量問題、それと、北側の農道になるんですけども、そこに通学路の変更によって子どもさんが今、通学路として通っていることで、安全という対策も懸念をしていましたが、今のところ、現状については大型商業施設もふえたけれども、交通量については順調に問題なく運搬もされているという状況と、北側の子どもさんを守る学校の校長先生も見守ってくれているという状況で、安全対策等も万全にやっておるというのが今現在、状況を確認しております。問題はないのかなというように認識をしているところでございます。

それと、②の現金の取り扱いということで質問ですけども、中継基地の施設については現金の取扱いは行っておりませんので、ご了承くださいませ。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） 数字的にはきちりとした数字でなくて結構なので、今、中継基地に持ち込まれている一般家庭ごみの可燃ごみの量は28年、29年という形でふえていっているのか、横ばいなのか、どういう状況になっているのかを聞かせてもらえますか。

○議長（辻 誠一） 生活環境課長。

○生活環境課長（吉川昭仁） 29年度のベースで申しますと、5,238トンということでございます。ということは、量的には若干横ばいというか、ちょっとふえているような現状かと思っております。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） 不燃ごみについてはどのようになっていますか。

○議長（辻 誠一） 生活環境課長。

○生活環境課長（吉川昭仁） 不燃ごみにつきましては、954.64トンでございます。29年度決算ベースでございます。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） それはふえているんですか。横ばいですか。

○議長（辻 誠一） 生活環境課長。

- 生活環境課長（吉川昭仁） これにつきましては、若干減っているという認識をしております。
- 議長（辻 誠一） 服部議員。
- 8番（服部公英） それでは、リクエストごみ、粗大ごみも中継施設から取りに行っているんでしょうか。
- 議長（辻 誠一） 生活環境課長。
- 生活環境課長（吉川昭仁） リクエストごみにつきましては、焼却場の方から取りに行っております。
- 議長（辻 誠一） 服部議員。
- 8番（服部公英） それでは、今現在使っている焼却場が完全にこちらの中継施設に移る計画についてちょっと聞かせてもらえますか。
- 議長（辻 誠一） 生活環境課長。
- 生活環境課長（吉川昭仁） 今、その件につきましては、不燃ごみ施設を現在、稼働しとることなので、こいつをどこに移設するのかというところの話で、今、予備調査ということで、現在進めていっている中で、さきのごみ処理問題特別委員会の中でも現在の中継施設付近で適当といいますか、適切な場所を選定して、そちらに移設するというような計画ではあると思います。
- 議長（辻 誠一） 服部議員。
- 8番（服部公英） それでは、今、ハップサンダルの特殊事業系ですね。今、焼却場に持ち込んでいる状況のごみはいつごろまで焼却場に持ち込めて、いつごろそっちの新しい方に変わるのか、その辺を教えてくださいませんか。
- 議長（辻 誠一） 生活環境課長。
- 生活環境課長（吉川昭仁） それにつきましては、平成32年度に新しく不燃ごみ施設をつくるということと、平成33年度には既存の焼却施設は解体ということになりますので、そのタイミングで、今の新しい不燃施設の方にハップサンダルごみについては持ち込んでいただくという形になるかと思えます。
- 議長（辻 誠一） 服部議員。
- 8番（服部公英） では、最後になるんですけども、現金の取り扱いなんですけれども、今、現金を取り扱っているのは、焼却場ではかつて渡している部分に、あれだけの部分になりますか。

○議長（辻 誠一） 生活環境課長。

○生活環境課長（吉川昭仁） はい、そのとおりでございます。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） それでは、事業系のお金が発生する部分については、役場の方に支払いに來られて、そこで管理しているというふうに理解してよろしいですか。

○議長（辻 誠一） 生活環境課長。

○生活環境課長（吉川昭仁） はい。事業系につきましては毎月で振り込んでいただくという形になります。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） ほな、お金は一切見ないで今やっているということですね。わかりました。

以上で私の質問は終わりです。丁寧に答えていただきまして、ありがとうございました。

○議長（辻 誠一） 以上で、8番、服部議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は3時とします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 3時00分

○議長（辻 誠一） 再開します。

◇石丸典子

○議長（辻 誠一） 次に、9番、石丸議員の発言を許します。

石丸議員。

（9番 石丸典子 登壇）

○9番（石丸典子） 9番、日本共産党の石丸典子です。本日最後の質問ですが、よろしくお願いたします。

今回の質問は3項目からなっておりますが、まず1つ目は国民健康保険税の軽減について

です。

国民健康保険の負担が重いのは、まず1つ目には、社会保険のような事業主負担がないことです。2つ目には、加入世帯の貧困化、高齢化が進んでいることです。以前は加入世帯の中心は農業、自営業で約70%でありましたけれども、昨今では無職と非正規労働者などで80%近くなっています。そして、3つ目の特徴としては、社会保険と違い、家族の人数に応じてかかる均等割があります。子どもの数が多いほど国民健康保険税が高くなります。所得は低いのに保険料は他の社会保険などに比べて一番高い。こういう構造的な問題があります。この国民健康保険の構造的な問題を解決するためには公費を投入する。国庫負担の増額が必要です。

日本共産党は、ことし11月発表に国民健康保険制度を持続可能な制度にするとともに、住民の健康を守るために政策提言を出しました。まず1つ目には、協会けんぽ並みに保険料を引き下げること。2つ目には、保険料の免除制度をつくること。3つ目には、保険証の無慈悲な取り上げや強権的な差し押さえをやめること。そして、4つ目には、国保の都道府県化を利用した保険料値上げを許さない。具体的には自治体独自の負担軽減策の維持、拡充をすることです。これらの問題については、重要な国保制度の課題ですので、立場の違いや社会保障政策の違いがあっても問題解決のため、知恵を出し合い、力を合わせることを呼びかけています。そのことで今、日本共産党は全力を挙げているところです。

さて、厚生労働省は国民健康保険の県単位化後も一般会計の繰り入れは自治体の判断でできる。また、生活困窮者への自治体独自の軽減は問題ないと答弁しています。上牧町として、次の項目について取り組まれるよう、要請します。

まず1つ目は、上牧町独自の申請減免制度の維持です。県の国保運営方針にもぜひ盛り込んでいただきたいと思います。町の見解をお伺いしたいと思います。

2つ目は国保制度においても子育て支援策を拡充する観点から、子どもに係る均等割、現在、上牧町では医療分において1人当たり2万7,600円課税されますけれども、この子どもに係る分を軽減をする提案をしたいと思います。例えば、多子世帯2人目半額、3人目以降均等割を課さないなどの子育て支援策をぜひ行っていただきたいと思います。見解をお願いいたします。

2つ目も子育て支援についてですけれども、この子育て支援についてはトータル的な支援が必要だと考えております。多子世帯の幼稚園、保育料の軽減については、ことし9月議会でも取り上げをさせていただきました。幼稚園の年少から小学3年生までの間を対象として、

3人目以降が無料となるのが主な制度ですけれども、9月の質問の中では、この小学3年生までの間に入らない、対象とならない全額負担となる方は11名おられて、費用は年間で約78万円というふうな答弁がありました。これについて、町として、この対象とならない3人目以降の多子世帯についても軽減を行っていただきたいと思えます。国においては、来年の10月から消費税率10%を公言されていますけれども、それにあわせて、幼児教育、保育の無償化が予定されていますけれども、給食費は実費負担、また、公立の幼稚園の無償化は100%自治体負担などの問題があります。消費税の引き上げと置きかえるのではなく、上牧町として多子世帯への子育て支援策の拡充をお伺いいたします。

2つ目は学校給食費補助についてです。給食費については、先進国では貧困対策という観点ではなく、子どもの発達保障の観点から無償とされています。奈良県では39の自治体のうち4つの自治体が給食費無償化を実施しており、16の自治体が一部無償化、また一部補助をしています。平成29年度においては、何らかの給食費補助を行っているのは41%になっています。上牧町としても多子世帯への補助など、また、食材の一部補助など、子育て支援の観点から拡充を考えられてはいかがでしょうか。さきの6月議会では東議員がこの件については、私会計であるが、今後、公会計に運ぶという質問もあり、また、上牧町においては、給食費を全額無償化にするとすれば8,000万円との試算も出されました。

そして、3つ目には就学援助の拡充について、お伺いいたします。上牧町においては、就学援助の生徒については入学前に至急の対応がとられ、一定の拡充がされているところですが、この中の支給項目の中でクラブ活動費、生徒会費、PTA会費についてお伺いいたします。これらの項目については、2010年度から国においては支給対象項目にされておりますが、就学援助に入れていないところがたくさんあります。県下では4自治体のみがこれらについて対象にされておりますけれども、上牧町の見解をお伺いしたいと思います。

3つ目は防災についてです。11月25日には上牧町主催の総合防災訓練が行われました。また、昨今は南海トラフ地震の発生確率が今後数十年間の中で70%から80%とも言われ、地震への対策が本当に大切だと思うところです。この中で11月25日には私も防災訓練に参加をさせていただきましたけれども、自宅での放送を開始前から聞いておられた方の声から質問をさせていただきますけれども、8時半からの事前の放送についてはよく聞こえたけれども、9時から開会された内容についてはさっぱり内容がわからなかったという声を聞いております。防災情報は、正確な情報をまず町民の皆さんにお伝えするのが大変重要と思われると思います。上牧町においては、防災行政無線などを使った放送がされておりますけれども、聞き

取りにくいことがあるという声があります。改善策についてお伺いしたいと思います。

以上の項目です。再質問につきましては質問者席から行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○9番（石丸典子） それでは、国民健康保険税の軽減の上牧町独自の申請減免制度の維持についてから、お願いいたします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、1番の上牧町独自の申請減免制度の維持からでございます。

当町では、災害に見舞われた方や生活に著しく困難な方のために上牧町国民健康保険税減免に関する規則に基づき、国民健康保険税の減免制度を今現在実施させていただいております。県単一化となる初年度以降におきましても、減免制度は維持、継続していく考えを持っております。しかしながら、奈良県国民健康保険市町村連絡協議会におきまして、平成36年度県単一化に伴います保険税負担の公平性の観点から減免基準の統一化の推進について現在検討されているところでございます。当町といたしましては、国保連携会議の動向に注意しながら、保険税負担の維持について検討していただけますように、県に要望し、安定的な国保運営及び保険税の負担軽減に努めてまいりたいという考えでございます。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 県の国保運営方針の中にしっかりと、この申請減免制度を盛り込んでいただきたいわけですが、要は、基準をどこに合わせるかということだと思います。近隣では、広陵町では申請減免の中に65歳以上の世帯のみのところは減免というふうなかなり広げた減免制度もつくっておられますけれども、要は、本当にお困りの方、保険税を抑えられるようにということですので、上牧町からもしっかりと、上牧町が現在行っている減免制度の内容は最低入れていただきますように、強く要望しておきたいと思いますが、町長、その点は町長からもよろしくお伺いしたいと思いますが、お考えをお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 今中町長。

○町長（今中富夫） 減免制度につきましては、これ、あって当然の話でございますので、内容をどのようにするのかということについては、県単位化でございますので、統一されるだろうと思います。ただ、当然、住民さんからの要望もあるわけでございますので、そういう会議の中ではしっかりと上牧町の意見として申し上げたいというふうに思います。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○9番（石丸典子） よろしく申し上げます。

それでは、次の子育て支援策としての均等割の軽減ですけれども、上牧町においては均等割の軽減世帯が、子どもでなくて、所得が300万以下ぐらいでしたか、7割、5割、2割の軽減世帯が。国民健康保険の被保険者世帯の約60%が軽減世帯となっているので、かなり所得が低い方が多いということが、これでもよく、県下の中の資料からもよくわかりました。しかし、これは被保険者の人数にもよるんですけれども、子育て支援策として、子どもに係る均等割を軽減という観点はいかがでしょうか。何人ぐらい対象になるかは、以前、担当課でお聞きしたときは、そのデータの抽出が難しいということもお聞きをしたんですけれども、例えば、いろんなところで多子世帯の軽減策をとられるのであれば、国民健康保険税においても、子育て世帯について、1人ふえるたびに2万7,600円というのは大変大きいと思います。その点のお考えをよろしくお願ひいたします。

○議長（辻 誠一） 失礼しました。住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、その世帯の数とかは今お答えさせてもらってもよろしいですか。それとも、もうその方向性をお示しさせていただいた方がよろしいでしょうか。どちらの方を先に。

○9番（石丸典子） 全部お願いします。

○住民福祉部長（濱田 寛） わかりました。そしたら、2番の子どもに係る均等割の部分についてご回答いたします。

平成27年5月、継続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、今年度から県が財政運営の責任主体となって、安定的な財源運営や効率的な事業の確保について中心的な役割を担っていきます。また、平成36年度の県内統一化水準を目指して、計画的、段階的に保険税の改定が実施できるよう、県内統一保険税、水準への変動幅を考慮した保険税の算定を考えております。子どもに係る均等割保険税の軽減措置につきましても、子育て世代にかかります経済的負担の軽減となるものの、国民健康保険施行令において均等割を賦課することが必須とされていることから18歳未満の被保険者のみ軽減措置を行うということは現実には難しいものと考えております。しかしながら、少子化対策など子育て支援を充実している中で国民健康保険については子どもの均等割にかかる軽減措置はいまだない状態になっております。

この件につきましても、いろいろと過去におきましても国民健康保険制度の基盤強化に関

する国と地方の協議の中で、今後さらに検討を進める事項の中では、地方から子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入といった提案も行われることも踏まえ、そうした地方からの提案についても引き続き議論していくこととしています。これが平成27年2月12日です。全国知事会でも平成29年度の国の施策並びに予算に関する提案・要望の中で、子どもに係る均等割保険軽減措置の導入を国へ要望してまいりますということで、これ、平成28年7月25日。上牧町といたしましても、この件につきましては、国の施策として行っていただくよう、県を通じてお願いしていきたいというふうに考えております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 自治体独自の判断で均等割をなくすというところはなかなかできないというのは、先ほどもおっしゃいましたとおり、私もそれは認識しておりますけれども、軽減策を自治体独自でつくっていくというのは既に幾つかの自治体ではされております。本当に子育て支援で、特に子どもさんの多いところについての支援というのでは、大事なところだと思いますけれども、国の動向を待つということですか。町として打ち出せるいい施策かと思うんですけれども、教育、医療のところも含めて支援するという観点では大変大事だと思いますけれども、いかがですか。

○議長（辻 誠一） 今中町長。

○町長（今中富夫） 子育て支援の観点から18歳未満の子どもの均等割の部分、2万7,600円について、できたら軽減措置をとという石丸議員の要望でございますが、36年に当然統一されるわけでございます。そこまで町独自の施策としてはどうかということなんですが、ただ、我々、1つ思いますのは、今、上牧町独自で、36年までに標準としては毎年上げなさいよという部分を上牧町の場合は2回しか上げないということで、国保の加入者に対して一定のサービスを今させていただいております。その中でこういう部分をこれから導入したときに、36年に統一された保険料というのが一遍に上がってしまう。被保険者の受け取り方が、びっくりされるような開きが出てきたときに、その辺のことが十分、被保険者の方がご理解していただけるのかな。我々一生懸命に考えながらやらせていただいたときに、36年度に全然違う保険料になるわけでございますので、そういう受けとめ方の問題もあるのではないのかなというふうに私としては受け取っているわけでございます。

ただ、おっしゃるように、統一されるということになりますと、かなり、うちの今の1人当たりの保険税よりも若干上乘せになるというのは、これ、事実でございますので、そういう被保険者の受けとめ方が1つあると。ただ、子育ての観点から、町独自の施策として、36

年まで一定、財政調整基金、ここはここで財政調整基金があるわけでございますので、それを有効に活用するという考え方から、今おっしゃっている部分についても考える要素はあるのかなど。当然、近隣の動向もございますし、県としての考え方も当然あるわけでございますので、36年までは各自治体で一定自由にやれるということも事実でございますが、そういうことも見ながら、一度研究をさせていただきたいなというふうには思います。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 町長、ありがとうございます。仮に多くの自治体がこのような子どもに係る均等割の軽減策をこの統一までの間につくったり、また、県の国保の運営方針が、子どもについては軽減しますというふうな運営方針であれば問題ないと思いますので、ぜひともそういう方向に向けるように、上牧町もちょっと一歩取り組んでいただけたらなと思うところです。お聞きをしておきます。ありがとうございます。

この国民健康保険の軽減に関連いたしましては、今回の本会議で国民健康保険県単位化に伴う国保運営のあり方に関する意見書案を私、提出させていただいております。先日の文教厚生委員会で慎重審議をいただいたんですけども、残念ながら委員会では採択となりませんでしたけれども、国保自体の構造的な問題を解決するための国の国庫負担の増額を求めるものと、あと、奈良県の県単位化に伴う国保運営のあり方で、本当に医療を受けられるような、払えるような国民健康保険税となるように、いろいろ提案もし、要望もしている内容ですけれども、引き続き、この問題については取り組んでいきたいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは、次の子育て支援のところの幼稚園の保育料の軽減のところをお願いしたいと思います。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） この分は額を言うて、その方策を示させてもらった方がよろしいですか。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 多子世帯の幼稚園の保育料の軽減についてですけれども、9月議会の答弁では、来年10月からの幼児教育、保育の無償化の動きを見守りたいということでしたけれども、公立の園の無償化分は自治体負担になるなどと、まだはっきり出されていないかと思っておりますけれども、要は、消費税率10%の引きかえの施策にせず、上牧町として多子世帯の支援はどうですかということです。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 確かに、平成30年9月20日の平成30年第3回の定例会でもご質問をいただきました。そのときにもご説明させていただいておりますが、31年10月より幼児教育の無償化を一気にさせることで、3歳から5歳までの全ての子どもの幼稚園保育料を無料にするとしています。本町といたしましては、現行の制度の多子制度を維持し、31年度に取り組みに向かいたいと考えておりますということで、私はそのときに答弁させていただいたかと思えます。

ただ、ここ、ちょっと補足説明になりますが、幼児教育無償化により、市町村における保育料独自軽減分が不要となり、市町村において生み出される財源は他の分野に回すことなく、地域における子育て支援のさらなる充実や次世代へのつけ回し軽減に活用することを求めると幼稚園、保育園、認定こども園以外の無償化措置の対応等に係る検討会報告書に示されております。この提言を受けまして、私どもも、本町といたしましても、この余剰の財源といえますか、その部分については子育て支援に利用できればということで、いろいろその部分、今議員がおっしゃっていただいているような、多子軽減の世帯部分を撤廃するのか、それに使わせていただくのか、今後その31年度に余剰が出たときにどのような子育て支援に対応させていただければ一番いい、皆様の方が喜んでいただけるのか、その後、十分勉強させていただいて、その部分について、また今後考えていきたいという考えを持っております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 今の答弁からでは2020年から。19年。2000……。

○住民福祉部長（濱田 寛） 2019年10月です。

○9番（石丸典子） 10月ですから、その次の年度から対応ということですね。

○住民福祉部長（濱田 寛） はい。

○9番（石丸典子） はい。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、おっしゃっていただいているように、10月から無償化になります。今、先ほども議員の方がおっしゃっていましたが、今現在は、どういう配分か、どういう部分になっているというのがまだ示されておられません。だから、その部分についてもはっきりとした交付の金額を明記し、こちらの方が試算させていただいての方向になりますから、そのぐらいを見ていただければありがたいなというふうに思っております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○9番（石丸典子） わかりました。お聞きをしておきます。

それでは、次に、学校給食費の補助についてお願いしたいと思います。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 壇上でも言いましたけれども、特に多子世帯への一部補助等のお考えはいかがでしょうか。奈良県下では全額補助は4自治体ですけれども、これは南部も村の部分が多いですね。御杖村、黒滝村、野迫川村、上北山村。半額補助が曾爾村、十津川村、東吉野村で、一部補助というのが大和郡山市、葛城市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、三宅町、広陵町、下市町、山添村、明日香村、天川村、川上村ですけれども、この一部補助の例としては、1人につき年2,200円の補助であるとか、1食につき30円の補助であるとか、牛乳1本につき1円の補助であるとか、また、第2子は半額、第3子は全額補助等の一部補助というのをされているということになっておりますけれども、上牧町についてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 給食費の補助についての今おっしゃられたような部分については、現在のところ、変わられていない状態ではあります。ただ、就学援助に該当する方につきましては給食費も援助しているところであります。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 幼児教育、保育の無償化が言われておりますけれども、この中に給食費は含まれず、給食費は実費負担ということが言われているんですけれども、本来なら給食費も含めてという形ですべきだということで、いろいろ不安の声やら反対の声も上がっているというのも新聞等でも読ませていただいているんですけど、上牧町としては今のところ、考えはないということですか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） はい、そのとおりになります。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 給食費については、文科省の方で給食費徴収方法のガイドライン策定ということで今年度予算がつけられているというのが9月議会でも東議員も質問の中で言っておりましたけれども、要は、学校で集めているのを一般会計ですというふうな方向に向けての内容だと思われませんが、9月議会でも、上牧町でもすぐにはできない、少し時間がかかりますというふうなお答えがありましたけれども、来年の夏ぐらいには事業者による管理シ

システムの提供が予定されているというふうなインターネットの記事も出ておりました。だから、事業者がそういうシステムを開発されているということなんですけれども、現在の学校で集められている、私会計のもとでも上牧町が判断すれば、例えば、第2子や第3子への上牧町としての一部補助をしようとするのであれば、給食費会計の方に学校から補助金という形で可能は可能なんです。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） はい。今おっしゃられましたように、補助するという方向でなければその方向でも可能となります。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 町長、この子育て支援策はいかがですか。多子世帯への支援ということで、ずっとトータル的に言わせていただいておりますが。

○議長（辻 誠一） 今中町長。

○町長（今中富夫） おっしゃるように子育て支援の観点から今、石丸議員さん、考え方をお述べていただいているんですが、これ、いろんな考え方あると思います。部分的に就学援助。就学援助ではしっかりとした形で補助もさせていただいているということでございます。上牧町では、給食についても自校方式という形をとっております。本来、給食センターで一括で処理をして、各学校へ運ぶという方法もあるわけでございますが、上牧町の自校方式が子どもも保護者も評価が高いわけでございますので、経費がかかるということを承知で我々は自校方式で今、やらせていただいているということがまず1つ。

それと、食べるということは、誰であっても、どこであっても、自分で食べるというのは原則というふうに私はものを考えておりますので、給食については、これはやっぱり、保護者の方々が子どものために負担すべきものだというふうに私は考えておりますので、給食費の部分については補助をというような考え方は、私はとるべきでないというふうに考えている立場の人間でございますので、自校方式でやれるところまでしっかりと、子どもたちにおいしい食事を食べていただくという考え方で、今の形を続けていきたいというふうに思っております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 上牧町の学校給食が自校方式でやられているというのは、大変私も評価をします。それぞれの学校施設で調理をするということは、ある意味では、災害時にはそこで煮炊きができるということもありますので、その観点からも大変重要だと思って

います。そのことはよくわかりますけれども、給食を食べるということで、お金を払うか払わないかというところの問題ですけれども、子どもの発達保障の観点から無償化の流れになっているというのは世界の流れですので、国内でも学校給食は無償化、義務教育は無償という法律の観点からその流れになっていると思いますので、ぜひ上牧町でも検討いただきたい課題です。町長のお考えはわかりましたが、お聞きをしておきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次に、防災の放送が聞き取りにくいということで。

（「就学援助」と言う者あり）

○9番（石丸典子） あ、そうです。就学援助。失礼いたしました。就学援助の追加項目についての町の取り組み、考えをお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 就学援助の拡大についてということで、クラブ活動費、また生徒会費、PTA会費等の援助について、今おっしゃられたと思います。現在、上牧町におきましては、その部分については就学援助には入っておりません。また、クラブ活動費に関しましては、クラブ活動振興補助金といたしまして、生徒1人につき3,000円の補助を各学校に出しております。その部分でクラブの運営やクラブ活動での他校への移動費等に使っていただいております。そういうことから、今のところ考えていないということ。また、PTA会費につきましては、一応任意団体ということもありますので、その分についても補助しておりません。また、生徒会費についても、額が高い、わずかは問題ないんですけども、わずかなところもあり、出していないのが事実であります。

そのかわり、そういうことですが、就学援助に関しましては、おおむね国の単価に準じた援助を行っておりますが、その中でも修学旅行費、校外活動費、宿泊を伴うもの、伴わないもの、そして、給食費。給食費は別にして、その分については国はもう額が決まっておりますが、上牧町といたしましては実費ということで、国の額を超えようが、実際超えているんですけども、その分については実費として全額支払っております。また、それ以外にも先ほどもありました給食費につきましても国では対象外となっておりますが、これについても給食費についても全額援助させてもらっているということになっております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○9番（石丸典子） わかりました。お聞きをしておきます。全国でもこの3つの項目については実施されているのが大変少なくて、20%ぐらいというふうなデータが出ておりました。

わかりました。お聞きをしておきます。ありがとうございました。

それでは、防災の件についてお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） ご質問の防災行政無線が聞き取りにくいということでございますが、確かにご意見はいただいております。その改善策といたしましては、いつどこで、どのような状況で聞こえづらいのか、聞き取り調査を行い、実際にその現場においてテスト放送するなど、調査をしながら、一つ一つ問題点を洗い出し、改善に向けて取り組んでいる状況でございます。

また、必要に応じてスピーカーの方向調整や音が重ならないように時間差での放送、アナウンスの方法を工夫するなど、聞きやすい放送に心がけているところでございます。また、音量につきましては、専門家による音域の調査等も行っている状況でございます。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 私は実際にはちょっと大体あれぐらいかなというので、別に聞き取りにくいとかいう印象は私のところからはないんですけれども、11月25日の件に関してですけれども、8時半の放送と9時の実際の放送とが音声は全然違うんですかね。9時の、実際いよいよ訓練開始ですというときの音声は災害時にもその形で流れるというふうなことをちょっと説明をお聞きしたんですけど、全く違う音質なんですかね。声が。その辺がちょっと。実際に聞かれた方が8時半のはちゃんとよくわかりましたと。9時にいよいよ始まるとなったときに何言っているかさっぱりわかりませんということが聞かれたので、その辺をお願いしたいと思います。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 確かにおっしゃっていただいている分につきましては、生の声で放送している部分と、それと模擬音で発信している部分がございます。今、確かにおっしゃっていただいている部分につきましては、模擬音の部分で放送が聞こえにくかったのかなというふうな認識はしております。

それと、もう1点なんですけれども、最近の建物につきましては、気密性が非常によいことや、風向きや悪天候など、いろいろな原因により、室内では聞こえにくいということがございます。全ての方に音声で情報をお伝えすることには限界があるのかなというふうにも認識しているところではございますが、放送が聞こえにくい場合につきましては、窓を開けて聞くなど住民の皆さんにもご協力の方、していただきたいという部分もあるのかなというふ

うには考えておるところでございます。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○9番（石丸典子） そうですけど、町民の皆さんも防災行政無線の音声は普段の生の声とは違うものだというふうな感覚が多分ないんだと思う。私も防災行政無線が変わってから一緒に、聞こえやすくなっているものと思っていたんですけども、全然音質が違うということをもう少し町民の皆さんに徹底されるのがいいのかなと思います。地震とかまたいろいろ豪雨の情報等、大変皆さん気にされていますので、放送だけを頼っていらっしゃる方が多いと思いますので。メールでいろいろ等も、登録もありますけれども、実際の放送を聞かれる方が多いと思われまますので、実際の災害時にもこういうふうな音が流れますであるとか、ふだんの放送と違うというふうなことをもう少し徹底されてはどうかなというのは私の感想ですが、何か工夫いただけたらと思います。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今ご意見いただいた部分につきましては、再度その部分も研究させていただきながら、住民の皆様は安全で安心なまちづくりを目指しておりますので、そういうふうな部分も含めまして、再度検討の方していきたいというふうには考えております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○9番（石丸典子） よろしくお願ひしたいと思ひます。丁寧にお答えいただきましてありがとうございました。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻 誠一） 以上で、9番、石丸議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

◇

◎散会の宣告

○議長（辻 誠一） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦勞さまでございました。

散会 午後 3時44分

平成30年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成30年12月14日（金）午前10時開議

第1 一般質問について

10番 康村昌史

6番 長岡照美

7番 富木つや子

2番 竹之内剛

11番 東充洋

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	堀内英樹	2番	竹之内剛
3番	遠山健太郎	4番	牧浦秀俊
5番	吉中隆昭	6番	長岡照美
7番	富木つや子	8番	服部公英
9番	石丸典子	10番	康村昌史
11番	東充洋	12番	辻誠一

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	西山義憲
教育長	松浦教雄	総務部長	阪本正人
総務部理事	中川恵友	都市環境部長	杉浦俊行
住民福祉部長	濱田寛	水道部長	中村真
教育部長	塩野哲也	総務課長	山下純司
徴収課長	在原義宏	まちづくり創生課長	松井直彦
生活環境課長	吉川昭仁	こども支援課長	寺口万佐代
生き生き対策課長	林栄子	教育総務課長	丸橋秀行
社会教育課長	森本朋人	政策調整課長補佐	俵本大輔

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	山本敏光	書記	山口里美
書記	高木寛行		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（辻 誠一） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（辻 誠一） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（辻 誠一） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇康 村 昌 史

○議長（辻 誠一） それでは、10番、康村議員の発言を許します。

10番、康村議員。

（10番 康村昌史 登壇）

○10番（康村昌史） 10番、自由民主党、康村昌史でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問を行わせていただきます。

私の一般質問は3点からなっております。質問事項は安全・安心なまちづくりについて。質問の要旨は西名阪沿いの桜ヶ丘1丁目と3丁目の桜並木の歩道について、これらの歩道は桜の木の根が大きくなり過ぎて、歩道のあちこちに隆起や亀裂が入り問題となっております。

町役場の今後の対応を伺います。

2点目の一般質問ですが、上牧町のまちおこしについてです。担当部長が上牧町のふれあい朝市を平成31年4月に再開したいと答弁されましたが、その後の見通しについてお尋ねいたします。1、再開の時期、2、再開場所、3、農家等の協力状況等を伺います。

3つ目の質問ですが、体育施設の整備について。上牧町の体育施設は上牧町民体育館、上牧町民テニスコート、グラウンドと上牧町民プールからなっていますが、釘池公園にあるグラウンド、テニスコートの使用について、1、河合町にある釘池運動場とテニスコートの使用申し込み方法、2、釘池運動場は河合町と共同管理となっていますが、その内容等を伺います。

再質問は質問者席で行います。よろしく願いいたします。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） それでは、西名阪側の桜ヶ丘1丁目と3丁目の桜並木の歩道について、町役場の今後の対応を伺いますが、この件なんですけれども、以前に西大和6自治会の役員会で桜ヶ丘3丁目の憩の家に杉浦部長と松井課長にわざわざ来ていただいた話し合いの中で、これらの歩道は桜の木の根が大きくなり過ぎて歩道のあちらこちらに隆起や亀裂が入り問題となっていますが、桜ヶ丘という地名もあり、現状の桜の木を残してほしいという意見が大半でしたが、そのときの部長のお答えはいかがでしたでしょうか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 西名阪の桜ヶ丘1丁目から3丁目までの桜並木の保存についての見解を述べさせていただきます。

桜の木の隆起により歩道や車の通行に支障を及ぼしているというのが現状でございます。また、桜の木の樹齢や傷み、植え込みの間隔なども考慮しますと、現状の木を残しての整備には無理があるのではないかとということで、今現在考えております。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） 先ほど申しました西大和6自治会の役員会というのは、桜ヶ丘1丁目、2丁目、3丁目と片岡台1丁目、2丁目、3丁目の自治会長、副会長及び今までにこれら6つの自治会の会長、副会長経験者等の事務局が中心となり構成されております。この西大和6自治会の役員会で、先ほど部長が答弁された説明と内容が少し違うと思われるのですが、つまり現状の木を残す方法を参考にして歩道の改良工事を行う説明であったと思いますが、それについてはいかが思われますか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 再度調査しますと、樹齢も30年から40年ぐらいの木となっており、そのことから歩道に影響している桜の木の根を切り歩道を整備しても樹齢もあることから、また木の寿命や根が再度根づくかということもいろいろ考えてみました。また、木の根も大きくなっており、その根が影響を及ぼす歩道が狭くなっているところもあり、バリアフリー等の観点から考えますと、歩行者の通行にも支障を来すことも考え、そのままの現状で木を生かすよりも、桜の木を新たに植え直すということも視野に入れながら歩道の安全性、景観管理も含めてどのような方法がいいのか現在研究しております。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） つまり、その当時、部長が考えていた方法より総合的に考えてもっとよい方法を調査研究中ということですか。それで間違いないですか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 議員のおっしゃるとおり、今現在、さらにどんないい方法があるのか勉強しているという状況でございます。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） 了解いたしました。

それでは、最後の質問なんですけれども、この改良工事はいつごろやってもらえるのかをお尋ねいたします。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 工事はいつからやってもらえるかというご質問ですけども、現状を見る限り、悪いところからとは考えていますが、町の全体の歩道についてもやはり歩道整備という観点から考えまして、歩道の整備のあり方というのを作成しながら順次整備をしていきたいと考えている所存でございます。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） 今までの杉浦部長の答弁を聞きまして、この桜ヶ丘3丁目と桜ヶ丘1丁目の桜並木の歩道の改良が行われることがはっきりわかりましたので、本当にほっといたしております。すばらしい工事をしていただけることを期待しまして、この質問はこれで終わります。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） それでは、2番目の上牧町のふれあい朝市について、ずばりお尋ねい

たします。再開の時期、再開場所、農家等の協力状況は得られているのか。また、再開する場合、開催日はいつなのか、開催時間等、役場の協力体制を詳しく教えていただければありがたいと思います。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 以前に言わせていただきました再開の時期ということで、改めてご質問をされております。

以前、答弁させていただきましたとおり、予定としまして31年4月を考えております。しかし、時期的には春物の野菜等になりますので、4月に野菜がどれだけそろつかというのも今のところ考えておりますので、朝市の再開は少しおくれるのかなというように見込んでおります。おくれるのであれば、事前に広報なりインターネット等においてお知らせをしていく所存でございます。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） よくわかりました。それでは、再開場所はどこを予定されているのでしょうか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 以前に述べさせていただきましたところについて、今現在、検討しておるんですけども、今まで住民等で雨風をしのいでやってこられたという現状も把握しております。できましたら、今後はそういう防げるところを今は役場として考えております。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） ということは、以前想定していた場所と変わるかもしれないということでしょうか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 変わるかもしれないけども、今現在、町として雨風をしのげるところを考えておるとというのが現状でございます。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） 再開場所につきましては、できましたら上牧町の真ん中あたりが皆さんが行けるので、あくまでも要望でございますけれども、真ん中あたりでもしあればお願いしたいと思っています。

それでは、3つ目の質問ですけれども、農家等の協力状況は今後得られて、ふれあい朝市

をずっと継続できるのかどうか、その見通しをお尋ねいたします。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 現在、12月中に協議を行う予定で考えております。朝市ふれあい会に参加していただけるのが、旧ふれあい朝市会の方が4名と五軒屋の方の遊休農地の人が3名、下牧の遊休農地の人が3名、それと団体の方で商工会だったり、今現在担当課長から福祉協議会、シルバーも声かけをしていただいているので、改めて4月からということで再開を話し合い、12月中に再度会議を持ちたいということで、今現在思っております。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） 部長はかなり努力されているというのがわかりましたので、この質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） それでは、3つ目の質問であります。まず、河合町の釘池公園にある釘池運動場とテニスコートの使用申し込み方法等を教えていただきたいと思います。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 釘池公園にある釘池運動場とテニスコートの使用申し込みの方法についてご説明いたします。

まず、釘池運動場につきましては、1カ月前から第1体育館で申請の受け付けを行っております。また、テニスコートにつきましては、同じく1カ月前から第2体育館で受け付けを行っております。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） まず、第2テニスコートなんですけれども、これについては2面が並列してあるんですけれども、これは両方とも上牧町の持ち物というんですか、使用できるんですか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 釘池グラウンドのテニスコートにフェンスで囲んだ部分が2カ所あります。上牧町として使用する部分は、西側の道路に面している方で、あとグラウンド側にあるのは河合町のテニスコートになっています。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） ということは、テニスコートがあるんですけれども、西側の半分が上牧町の使用できるテニスコートと。それが12月補正で修繕費が上がっていたと思うんですけ

れども、そのコートの修繕費だということですか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） そのとおりで、上牧町の使用するコート2面分についての修繕費で、河合町のテニスコートの修繕費ではありません。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） 釘池運動場とテニスコートは河合町にあるということで、ちょっとわかりにくい点があるんですけども、そこで2点目の釘池運動場はホームページによりますと、河合町と共同管理と書かれています。テニスコートは違うと、この説明をお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） まず、使用内容につきまして言わせてもらいますと、土、日、祝につきましては、河合町と上牧町で隔週での使用となっております。平日につきましては、上牧町が全部を使えるという条件となっております。テニスコートは2つありますので個々に使うということになっております。いきさつもですね。

○10番（康村昌史） はい、お願いします。

○教育部長（塩野哲也） いきさつについては昭和43年ぐらい、当時から西大和開発による西大和の住宅開発がありました。その中で運動公園ということよりも、緑地とか公園という部分で、大規模な開発の中でそういうものを確保していくというところで、県民の釘池運動場等ができていったんです。ちょっと古い話で申しわけないんですが、その中で開発の立地条件なりで、結果といたしまして、河合町の行政会の方でそういう施設が偶然にも重なったということもあったみたいです。上牧町は桜ヶ丘、片岡台で、向こうは星和台、高塚台等があるんですけど、上牧町の住民に対するサービスができる部分がなかったということで、偶然それが河合町だったということです。協議の中で、このグラウンドについては基本的に上牧町で管理し運営する、場所は河合町ということで、土、日だけは河合町も使えるという形で、そういう話になって今まで来ているものであります。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） それでは、管理は共同管理で、使用について共同で使用できるけれども、管理費用、例えば草刈り代とかは全て上牧町が負担するということですか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） そのときの話し合いで、そういう部分の管理は上牧町がやるという

ことになっています。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） それでは、その年間の管理費、釘池運動場にはどれほどかかっているんでしょうか。もしわからなければ概算程度で結構でございます。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今回工事があった部分は別としまして、基本的に草刈り部分が主なものになって、年間の詳しい額はわかりませんが、七、八十万だったと思っております。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） 私も釘池運動場を利用させてもらっているんです。本当にありがたいんですけども、ここ数年、維持費に比べてグラウンドの内野部分に雑草が生え出しているんですね。つまりグラウンドの使用者が減っているからではないかと。そこで、年間の使用時間、あるいは使用日数等がわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 去年度で59日の貸し出しがありました。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） それは上牧町だけの日数ということですか、河合町も含めてですか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） それは上牧町の使用ということで、土、日は河合町も幾分か使っておられると考えております。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） よくわかりました。やはり少子高齢化、人口減少等に対応した上牧町の体育施設の見直しも必要ではないかと今思ってきております。ただし、避難場所としては絶対必要なもので、この辺は痛しかゆしなんですけれども、今後、体育施設の見直し等も考えていただきたいと思っておりますが、いかがですか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今後もできるだけ使い勝手のいいものとしていきたいと考えております。その部分で見直しということはどうなるかわかりませんが、そういうのは考慮していきたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） 以上で私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

した。

○議長（辻 誠一） 以上で、10番、康村議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は10時35分。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時35分

○議長（辻 誠一） 再開いたします。



◇長岡照美

○議長（辻 誠一） 次に、6番、長岡議員の発言を許します。

長岡議員。

（6番 長岡照美 登壇）

○6番（長岡照美） 6番、公明党、長岡照美でございます。議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして一般質問を行わせていただきます。

質問事項は2点です。1、子育て世代包括支援センターで妊娠から出産、育児まで継続的に支援を行う上牧町版ネウボラ事業について、2、メンタルチェックシステム「こころの体温計」の導入についてでございます。

それでは、1つ目の子育て世代包括支援センターで妊娠から出産、育児まで継続的に支援を行う上牧町版ネウボラ事業についての質問要旨の1つ目、子育て世代包括支援センターの切れ目のない支援について。近年、核家族化や地域のつながりの希薄化などで家族を取り巻く社会環境が変化する中、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなり、妊娠、出産及び子育てに関する不安や負担がふえております。このため国では結婚から妊娠、出産を経て子育て期に至るまで切れ目のない支援の強化を図ることを目的とし、平成26年度に3つの包括事業を創設しました。全国29の市町村で妊娠・出産包括支援モデル事業が実施されました。子育て世代包括支援センターに関しての近隣の状況についてお伺いいたします。

（2）母子保健相談支援事業では、妊産婦のニーズに応じて母子保健や子育てに関するさ

さまざまな悩みの相談対応や関係機関との連携を図ることについて。

(3) 産前産後サポート事業で妊産婦等の孤立感や育児不安の解消を図るため、助産師等の専門職や子育て経験者が妊産婦の話し相手をする事業について。

(4) 産後ケア事業で産後直後に休養やケアが必要な産婦に対し、心身のケアを行う事業について。

(5) 産後ママたちが毎日自由に集まることができ、育児の相談や子どもたちが遊べる地域の子育て支援拠点の拡充について、以上、上牧町ではどのように考えているのかお伺いいたします。

次に、メンタルチェックシステム「こころの体温計」の導入について、まず1つ目に、こころの体温計はパソコンやスマートフォン、携帯電話を利用してストレス度や落ち込み度がわかるメンタルチェックシステムです。東海大学医学部附属八王子病院で行われているメンタルチェックを携帯電話やパソコン用にシステム化したものです。診断結果画面では、心理状態を視覚的に確認でき、各種の相談窓口も紹介しております。最近、このサービスを行っている自治体がふえております。チェック方法は、まずモードを選びます。自分自身の診断モード、また身近な人のためのモード、家族モード、そして子育て中の母親のための赤ちゃんママモードなどがあります。出産後の母親が育児への不安や重圧からかかる産後鬱を予防するためにも、ホームページに導入することができないのかお伺いいたします。

再質問につきましては質問者席で行わせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） まず子育て世代包括支援センター、ネウボラでございますが、その切れ目のない支援についてお伺いしていきたいと思っております。

出産や育児での悩みや、また課題を抱えるお母さんを支えるワンストップ拠点ということで、子育て世代包括支援センターが各地に広がっている状況でございます。子育て支援ニーズが高まる背景としましては、厚生労働省が子どもと親、祖父母の3世代同居の世帯は1986年の15.3%から2016年には5.9%に減少し、ひとり親世帯は1986年の5.1%から7.3%にふえているようです。専業主婦世帯が減り、2017年には専業主婦641万世帯に対し共働きが1,188万世帯と2倍の開きがあり、核家族やひとり親世帯、また共働き世帯の増加で親族や周囲のサポートが得られないまま母親が孤立しやすい状況になっているのが1つの背景ということでございます。国は地方創生のまち・ひと・しごと総合戦略として妊娠から育児まで切れ目なく支援する母子健康手帳の交付から、また子育てに関する悩みの相談までできるフィンラン

ド発祥の子育て支援のネウボラの考え方を取り入れた子育て世代包括支援センターの設置を平成27年度中に150カ所整備し、おおむね5年後までに地域の皆さんのニーズを聞きながら全国展開を目指すとされております。そこで、子育て世代包括支援センターの設置について、上牧町はいつごろと考えておられるのか、また設置までどのように進めていかれるのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 上牧町の設置に関する事なんですが、以前も前部長から平成31年には設置をめどにしていきたいという答弁があったと思います。私どもの現在の考えでは、平成31年度にまずその分に対します子育て世代包括支援センターの準備室を設けたいというふうに考えております。これはなぜかという、上牧町に対してはどのような部分でどのような体制がとれるか、どのようなものをつくっていくのか、その準備室でまず研究し、先進地とかいろんな部分も視察、説明を受けに行き、上牧町に適した部分についてちゃんとした包括支援センターをつくりたいと思っております。まず31年から準備室を設けて、その部分の勉強に向けて進めていきたいというふうに考えております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） 平成31年に準備室を立ち上げて、それから視察であるとか上牧町独自のお取り組みを研究されるということですが、31年に準備室設置ということで、センターができるのは32年と考えてよろしいのでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） その予定をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） わかりました。先ほど私の方から、子育て世代包括支援センターというのはフィンランド発祥の子育て支援ネウボラを参考にとということで使わせていただきましたが、このネウボラについてどのようにご認識いただけているのか、その点をお願いできますか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 私は以前、福祉課に在籍させていただいたときにこれをいろいろ読ませていただきました。そして、そのときに婚活をさせてもらったときに出産したらどうしたらいいか、ネウボラでは出産したときに医療キットとかありますね。各地で保健師の方々がいろいろ親身になって子育ての相談、揺りかごからベッドまでという形でされている

と思うので、そこら辺の緊密な連携というんですか、地域に合った実情というふうな形で運営されているのではないかというふうに認識しております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） ありがとうございます。今、部長がおっしゃられたように、ネウボラは確かに聞きなれない言葉ではあるんですが、フィンランドの言葉で「アドバイス」または「助言の場」が「ネウボラ」というように使われているようで、そこで出産から子育てに至るまでの全ての相談であるとか支援を、そのネウボラで受けるというものでございます。

次に、国では結婚から妊娠、出産を経て子育て期に至るまでの切れ目ない支援の強化ということで、26年度に3つの包括支援事業を創設して、全国で29の市町村で妊娠・出産包括支援モデル事業が実施されております。奈良県では広陵町をはじめ、3つの自治体がモデル事業に参加されておりますが、3つのモデル事業についての事業内容、それとまた近隣の状況等、わかってましたらお願いできますか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、妊娠出産の支援モデル事業というのは、多分、平成29年度で三郷町、山添村、広陵町がそのモデル事業としてされておられます。モデル事業についての目的はモデル市町村における地域特性に応じた妊娠・出産包括支援事業を推進するために、モデル市町村が妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制の整備を図るためのプロセス、推進要因などを明らかにし、県内他市町村に波及することを目指すとして実施されたものでございます。その内容についてなんですが、地域特性を活用した支援を検討するために各モデル町村における母子保健、子育て支援の現状がわかるようなデータを見える化し、各モデル町村から切れ目のない体制づくりをするために妊娠期、乳児期、幼児期における現状の整理し、子育て支援の課題と強み、事業体図を作成し各モデル事業市町村に現状の共有などを実施されたと聞いております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） その中で今、広陵町は妊娠・出産包括支援事業を行われていると思いますが、どのような形で行われているのかお願いできますか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 先ほど申し忘れたことがあります。まず今、近隣の状況からでございます。広陵町は平成30年10月1日に開設されました。これは保健センター内に保健部門と子育て部門の母子保健型で実施され、10月1日から施行されております。王寺町につき

ましては、平成29年1月から開設されました。これはすくすく子育て支援センター、これも母子保健型になります。河合町におきましては、私どもが立ち上げに向け検討中で平成32年度中に設置予定、これもまた母子保健型を目指すということで、近隣の状況というのはそういう形になっておると思います。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） わかりました。やはり近隣であるとかモデル事業を参考に、今後、上牧町でも検討されるのではないかと、このように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に行かせていただきたいと思うんですが、子育て世代包括支援センターのネウボラの設置につきましては、公明党は妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない子育て支援が重要と一貫して訴えさせていただいております。先ほどから言われるネウボラの発祥のフィンランドはお母さんに優しい国の世界ランキング1位、また女性が住みやすい国世界5位です。国際的に評価の高い国の子育て支援拠点ネウボラを参考に日本でも取り入れるということでございますが、やはり上牧町ならではの、上牧町が目指す子育て世代包括支援センター上牧町版のネウボラはこれからということでございますが、どのようなものを考えておられるのか、その点をお願いできますか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、どこまでできるかということですが、今おっしゃっていただいたように、現状で妊娠期から子育てをどのようにつなげていくか、これを途切れさせてしまうとネウボラのようなことにはならないと思います。できるものであれば、妊娠から出産、子育て、ここの支援が途切れることなくすることを第一にさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） 途切れない支援というのは本当に大事な支援でございます。後ほどその点についてもお伺いさせていただきますが、上牧町では子育て世代包括支援センターの拠点は2000年会館、福祉会館になるのでしょうか、その点をお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今おっしゃっていただいているように、そこに置ければ一番いいと思います。センターの1階の地図上を見ていただくとわかるんですが、かなり手狭な状況です。ここはいろんなことを考えてどの部屋を使うか、ただ、そこから離してしまうと

途切れることになるかもしれませんので、なるべくなら考えとしてはその部分につくらせていただくのが一番いいのではないかと。では、その中のどこの部分をどうするかというのをいろいろこれから検討もしていかなければならないと思います。ただ、なるべくその中に置かせていただいた方が、よりいい連携がとれるのではないかとというふうなことも視野に入れて、設置場所も考えていきたいというふうに考えております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） お伺いさせていただきました。今、福祉課がある場所はやっぱり住民さんにとっても私自身も福祉の拠点という認識がありますので、よろしくお願ひしたいと思います。先ほど部長が途切れないというのが一番大事ということでお話しされておりましたが、母子の支援体制について少しお伺ひしたいと思います。

出産前と出産の後では、担当部署が異なってくると思います。産褥期の医療中心の支援から出産後の子育て支援、また虐待防止保育など福祉の支援に移行する際の連携が不十分であったり、支援が途切れる懸念があると言われておりますが、本町での連携の体制、その辺をお伺ひしたいのと、もう1点は妊娠から子育て期を保健師等の専門職が全ての妊産婦の状況を継続的に把握していくということがございますので、事務量も大変多くなるものかと思ひます。その点の人員体制についてもお伺いさせていただきたいと思ひます。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、今おっしゃっていただいている連携になりますが、いろいろご心配をかけておるかなと思うんですが、平成30年4月に保健福祉センターの方にこども支援課、福祉課、生き生き対策課、これを並列させていただきました。子育てにつきましても、母子手帳は生き生き対策課に来られます。そのときに母子手帳の関連から出産の関連、そのままこども支援課につないだり、そのときに何か重大な事由があった場合はすぐに体制が整える。壁はほとんどありませんので、何かの事案があったときはその場ですぐにつなげる。それは福祉になるのか、こども支援課になるのか、生き生き対策課になるのか、その事案があったとき、そこに全員がすぐに集まれる、この体制が物すごくスムーズに連携がとれているのではないかとというふうに私は感じております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） 連携の体制ですね、今、部長の方からお伺ひしまして、大変安心したところでございます。人員体制についてはどのようにお考えか、その点もお願いできますか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 先ほども申しました子育て包括支援センター、これを準備する
とすれば、また人員の方はいろんな専門職の方々が必要になってくるかと思います。私ども
が目指すのは助産院の方も入っていただければというふうに思います。どうしても人員とい
うと、専門職が多い方がいろんな部分で手厚くフォローもできます。母子手帳をとりに来ら
れた方に対しても、保健師の方がかなり多ければ個人に対してずっと引き続き支援できるし、
この方であればお話もずっと継続して相談できる形もとれるんですが、あくまでこれは限ら
れた人員の中でしか今現在ではやれません。ただ、言っているように何ぼでもふやしてもら
えばいいのかではないと思うので、今は限られている人員の中でもし足らなければ足りない
部分でいろんなことも募集もさせていただいたり、それは体制のこともさせていただいたり
するんですが、あくまで今は人員としては足りるか足りないかというたら、足りないという
ふうな答えをさせてもらうんじゃないしに、今おる人材の中でどれだけやれるのか、それで足
らなければまたいろんなことも考えているところでございます。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） わかりました、ありがとうございます。私は後ほどネウボラを行う上で、
妊娠がわかったときから子育てに関する担当者というたらおかしいですけど、やはり信頼で
きる保健師さんであるとか福祉の関係の方であるとか、そういう方の連携ができればなとい
うのを後ほど要望させていただこうと思っていましたが、部長から今答弁いただいたような
気がいたしました。

それでは、次に行かせていただきたいと思います。（2）の母子保健相談支援事業について
お伺いさせていただきたいと思います。

この事業は、新たに子ども子育て支援法に基づいた子育て世代包括支援センター事業とし
て位置づけられていると思いますが、育児不安や養育環境に心配がある母子を少しでも早く
発見するのがネウボラの相談事業で特に重要かと考えますが、その点とあわせて、母子
保健相談支援事業についての内容等もお願いできますか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 母子保健相談支援事業でございますが、幸い利用者支援事業の
定義に該当する内容と思われま。母子保健に関する専門的な支援を行いながら、子育て支
援に関する支援機能を実施することになります。先ほど部からも申し上げておりますが、機
構改革により、今現在、母子保健事業を実施している生き生き対策課とこども支援課が併設
しております。これで連携をとり、子育ての家庭の支援をしております。子育て家庭や妊産

婦が教育保育施設や地域子ども子育て支援事業、保険医療、福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や助言等の必要な支援を行うこととともに関係機関との連携調整、協働の体制づくりを目指すという考えであります。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） この相談事業については、やはり母子との面談が一番大切かと思いますが、上牧町では面談の状況を妊産婦の方に全てお会いできているのか、その状況をお願ひできますか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、赤ちゃん訪問をさせていただいていると思います。それで、赤ちゃん訪問というのは何かといいますと、生後3カ月までに保健師または看護師が家庭を訪問し、育児や予防接種についての相談に応じている事業でございます。これが平成28年度、108件ありました。これに対応したのが106件、若干2件のとりこぼしがあります。それで、平成29年度も106件に対して105件の家庭訪問をさせていただいて、相談とかをさせていただいています。先ほどの28年度の2件と29年度の1件はどうなのか、これ、再三再四コンタクトをとるようにさせていただいて、もしご都合がよろしければお伺いさせてもらうというふうなことを詰めさせていただきます。それでもできない場合は、健康診断にお見えになったときとかを対象に相談させていただいています。今現在は先ほど言いました、とりこぼしの部分については、そういう懸念で全部網羅させていただいて100%、28年、29年度は赤ちゃん訪問で保健師、看護師の相談をさせていただいているというふうな状況でございます。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） 今、赤ちゃん訪問事業ということでご答弁いただいたんですが、上牧町で今行っただいておる赤ちゃん訪問事業は生後3カ月までということで書かれてあったと思います。生まれてから3カ月の間が母子にとっても産後鬱であるとか、その辺の心配事があるかと思うんですが、母子手帳をいただきに来たときの面談というか、対応等はどのようになっていますか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 生き活き対策課の窓口にとりにお見えになる場合があります。そのときは保健師もしくは看護師がいろんなことをアセスメントではないんですが、広く面談させていただいて、かなりの時間をとらせていただき、それを記録させていただいて、ちゃんと本人にもフォローとかどうしたらいいのかということ、かなり長い時間を1人の方

にとらせていただいて、説明等いろんなことをさせていただいているような現状でございます。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） 母子手帳をいただきに来たときに、全ての方と面談させていただいて、時間をとってお話しさせていただいているということで安心いたしました。申しわけございません。そういうことで、今後もよろしくお願ひしたいと思います。

次に、産前産後サポート事業についてお伺ひしたいと思います。この産前産後サポート事業と次の4番目の産後ケア事業につきましては、支援センター事業を実施することで市町村が選択できる任意事業ということで位置づけられておりますが、本町の考え方についてお伺ひしたいと思います。まず、産前産後サポートについてお願ひいたします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、産前産後サポート事業でございます。身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断された妊産婦が対象となります。現在マタニティー教室の開催、母子健康手帳の発行時のアセスメントを実施しており、必要な方につきましては保健師が訪問させていただいているという形でございます。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） この産前産後サポートも大事な事業かと思いますが、町の任意事業というところでどの辺までされるのかなと、その辺が1点ございます。フィンランドでは健診をネウボラで全て行っているということで、妊娠がわかったときから子どもが誕生して小学校に入るまで全て同じ担当者と対話したりとか対面をして、継続して信頼関係を得ながら困る前につながる、そういう対応がされていましてリスクの早期発見であるとか早期支援が可能と言われておりますが、本町の対応はどの辺までしていかれるのか。今後かなとは思いますが、その辺も少しお願ひできますか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 本町の考え方は、まずここで、先ほどの質問の産後ケア事業に付随してくるので、この辺からご説明させていただきます。

現在、産後ケア事業というのは、議員もおっしゃいましたが、出産後の1カ月、2カ月、3カ月がかなり重要だということで、この事業に関しまして今現在は行っていないのが実情です。これはなぜかといいますと、どうしてもこれを行うに関しましては、産婦人科、助産院の協力がかなり必要になってきます。これにつきましても、上牧町内には今現在、申しわ

けありませんが、産婦人科、助産院が全くございません。まず私どもも、産後の産後鬱、産後ケアをやりたいというのは自分自身でも考えております。ただ、今言っておりますように、現在では実施できていない。これはまだ課長とも相談していたんですけど、できれば近隣の市町村の産婦人科にお願いして、もし引き受けていただけるのであれば、産後ケア事業をやっていったらなというふうを考えているところでございます。それも、あくまでそちらの方の産婦人科、助産院が引き受けていただければ前に進まないことなので、今考えている部分についてはやっていかなければならぬというふうには思っておりますが、協力がどうしても必要です。そこの部分について、まず協力を得られるのであれば実施したいというふうに考えています。もし実施した場合は、即座にいろんな形で周知させていただくというふうに考えております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） 部長のお気持ちはよくわかりました。29年3月の議会で産後鬱についても一般質問をさせていただきまして、そのときのご答弁も、産後そういう事業には取り組みたいが、今、部長がおっしゃったように、近隣の医院との関係がということで聞いておりましたので、またその点についても引き続きお願いしたいと思えます。

そこで、産後ケアの1つであります産後鬱予防についてお伺いしたいと思います。この分につきましても、以前にも一般質問をさせていただきました。産後鬱の産婦健康診査事業というものなのですが、この事業をもし上牧町で取組みましたとして、産婦人科とかその辺の医師に受け入れてもらえなかったら、町でそういう事業をしてもできないのか、その点をお願いできますか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） これをするには、確かに助産師とかの方のお力が必要になってくるというふうに思うので、先ほどもお答えさせてもらったように、やらなければならない事業だと思っております。だから、私の方も先ほど申しましたように、近隣の広陵町、王寺町、そちらの方の産婦人科、もしくは助産院にお伺いさせていただいて、こういうことを考えているんだけど引き受けてもらえないかというふうに、こちらからも要望させていただいて受けていただけるのであれば、言っていたように産後ケア事業を進めたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） わかりました。私は厚生労働省の事業で1回当たり5,000円が上限で、2

回分の助成事業が行われておって、町と国と半分ずつ負担するという事業があります。上牧町では、先ほどおっしゃいました赤ちゃん訪問事業を行っておられますので、訪問をしたときに心配なお母さんがいれば、そういう産婦健康診査事業につなげていただきたいなと思って要望させていただきますので、その分についても今後お取り組みをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次へ行かせていただきたいと思ひます。5番目の産後ママについてでございます。今、上牧町では就学前の子どもと親がゆったりと楽しく時間を過ごすことのできるサロンぽけっとという事業を行っていただいておりますが、サロンぽけっとの現状、充実に向けた課題についてもお伺ひさせていただきますか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今、上牧町では子育て拠点といたしまして、サロンぽけっとを2000年会館の方で月水金10時から15時、それと出張サロンとしましてサロンぽけっと・アピタサロンがアピタ西大和店のささゆりルームで毎週金曜日10時から15時、それとおひさま広場というのもございます。これはゼロ歳児、1歳児、2・3歳児の子を対象にして2000年会館で実施させていただいております。これが今、私ども上牧町でサロン事業、つどいの広場事業という形でさせていただいているものだけということになります。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） 利用状況はどのようでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 個々に説明させていただいた方がわかりやすいでしょうか。先ほどのつどいの広場事業なんですが、開催回数が29年度で135回、参加者人数が親子ですので2,492名、それと出張アピタサロンの方なんですが、開催日数が47回、参加者数が803名というふうになっております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） 今、参加人数等をお伺ひさせていただきましたが、上牧町の子育て未就学児を対象にしたものかと思ひますが、町としては今の人数は多いと思われるのか、少ないと思われるのか、今後はもっと取り組みたいと思われるのか、その点をお願いします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） この部分につきましては、総合戦略の方でも出させていただきますので、利用者数のK P I を目標数値に挙げさせていただいております。ただ、現状にしまし

て、今は少子化になっております。だから、年々参加される方も減っておるのが現状でございます。今後どのようにそれを上げるかというのは、どうしても少子化になってしまうと参加人数は減る可能性は大だと思っておりますが、どのようにしていけば参加していただけるか、相談していただける回数をふやしていただけるのか、これも検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） そこで、先日、上牧町の議会の方で文教厚生、また総務建設委員会共同で滋賀県愛荘町の子育て支援事業についての研修を受けてまいりました。地域の子育て支援拠点が上牧町版のネウボラ拠点になればいいなという思いで、少しお話させていただきたいと思っております。

研修先の愛荘町は宅地開発により人口がふえておりまして、30年4月1日現在では2万1,402人、就学前児童数が1,403人、18歳未満の人口が4,412人ということで、子どもの数も大幅に増加している町の子育て支援策を伺ってまいりました。ただ、この中で私が上牧町でも取り入れることができるのではないかという観点からお話をさせていただきたいと思っております。

愛荘町では子育て支援センターの施設は3カ所ございました。1つ目に施設「あいつ子」、2つ目に「わんぱくひろば」、3つ目が「つくしひろば」ということで、3カ所で子育て家庭を応援しております。この3カ所の施設は全て同じ内容ではなく、それぞれの役割を持って運営されておりました。例えば、子育て中の親がきょうはママ友をつくりたい、また子育ての情報が欲しいと思えば、子育てを楽しみたい親子を支援する施設「あいつ子」へ参加します。また、きょうは親自身が疲れリフレッシュしたいと思えば、心の健康と地域とつながる機会を提供する「わんぱくひろば」へ参加します。ここではお母さんのリフレッシュということもございまして、保健師さんを囲み、乳がんや子宮がんの勉強会等も開かれているようでございます。また、きょうは子どもとゆっくり過ごしたいと思えば、親子がゆっくり過ごせる時間を提供する「つくしひろば」への参加もできるものでございます。子育て中の親がその日、そのときの気持ちやニーズで利用できるように各施設の役割分担を明確にしているところがすばらしいと私は思いました。

愛荘町では子育て支援カレンダーを毎月発行されているようです。そこでは毎日3カ所のいずれかの施設で親子が参加できる、また子育ての悩みの相談ができる体制になっているということで、毎日どこかで子どもと親が集える場所を提供しているということでございます。それぞれの目的と機能の役割分担を行って、29年度では2万5,142人の就学前児童が子育て拠

点を利用されております。また、上牧町のサロンほけっとも就学前の子育て支援、先ほど部長がおっしゃいました等を産後ママたちが毎日集えるサロンにさせていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今、愛荘町のことをご説明いただきありがとうございます。子育て包括支援センターの部分でも、こちらの方に一度勉強に行かせていただきたいというふうなところで思っています。かなり子育てについては進んでいるところかなというふうな考えております。愛荘町は3つのセンターが独立して役割分担を行っているというお話をお聞きしましたが、これはセンターが3つあるのでしょうか。

○6番（長岡照美） はい。

○住民福祉部長（濱田 寛） 多分そうだと思います。だから、おっしゃっていただいているように、分類した役割分担で独立している建物で独立した職員がその中におりますので、それが可能になるのかなというのが1つなんです。というのは、どうしても私どもの方にはセンターが3つとか、そういう形じゃなくて広場の場所だけが何カ所かあるだけで、対応する職員も同じ人間になってしまうというふうに思います。そこでアピタ広場、おひさま広場とか分けて相談窓口をつくったとしても、同じ人間が交代で行っておるときもありますので、受ける方が同じ人間になってしまうかなということもありますので、分類はちょっと私どもの今の状態では難しいのかなと。全般的な相談は各ところで受けておりますが、ただ、ここはこういう相談、ここはこういう相談という方法は難しい。総合的にいいますと、包括子どもセンターができたときには、そこへ全部相談に来ていただければ一番ありがたいと。あとは親子の集いというのはいろんな広場がありますから、そこでいろんなことで楽しんでもいただければと。私どもの今の状況においては、役割分担をつくって各ところに分けるというのは若干、今の状況では難しいのかなというのが私の考えでございます。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） 私、言い忘れてるかもわかりませんが、この3つの施設は3カ所ともが毎日行っているわけではないんです。1カ月のうちに3カ所のどれかのところで行っていて、カレンダー1つとしては毎日の形になると、済みません、そういうことです。

相談はまずお母さんであったり、ちょっとしんどいなという方が気軽に相談できる体制をつくっていただくのが一番かと思っておりますので、その辺をよろしくお願ひしたいのと、今1週間のうちにあいてる日があると思うんです。それを1週間どこかで子育て支援をされて、ど

なたでもその場所に行けば子どもと遊べる、そういう状況がつかれないのか、その点をお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 毎日できれば一番いいんですが、今の現状を申し上げますと、サロンぽけっとでしたら月水金、アピタサロンでしたら金曜日だけ、これを金曜日から木曜日に持ってくれば、ちょっとは埋まるというふうなことも考えたりしました。ただ、何でできないのかというのは、アピタサロンの金曜日は他の事業と重複している部分があつて、金曜日以外の部分も重複している部分があるので、たまたま今は月曜日と金曜日がダブっている状態になって、火曜日と木曜日があいている状態になっているのが現状です。また、その場合におきましても、2000年会館の1階にあるプレイルームは毎日開放しております。親子でくつろげる場所となっておりますので、つどいの広場事業の開始時期等は参加のニーズの状況を見ながら、また検討していきたいというふうに考えております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） 今後、検討する場合はその辺もあわせてお願いしたいと思います。

それでは、次のこころの体温計についてお伺いしたいと思います。こころの体温計については自殺予防としてお取り組みされている自治体が多いかと思いますが、今月5日、国立成育医療研究センターが深刻なデータを発表いたしました。おととしまでの2年間の人口動態統計を活用して出産後1年未満に死亡した女性について分析されました。そのところ自殺が92人で最も多く、次いでがんが70人、心の疾患が24人、出血が20人などで、自殺した時期を見ますと出産後すぐの1カ月で既に10人、その後も続き、9カ月で13人など、1年を通して起きていました。さらに、35歳以上や初産の女性などでその割合が高い傾向を示しております。出産後の母親の自殺の実態が明らかになるのは初めてということで、専門家の多くは産後鬱が関係しているのではないかというふうに見られております。そこで、こころの体温計のサービス提供、ホームページにおいて身近に気軽に利用できないのか、その点についてお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） こころの体温計でございますが、産後鬱予防のために保健師の赤ちゃん訪問などで必要な形で、今現在ではエジンバラさんが産後鬱のチェックシートを使用させていただいて判定しております。その結果、鬱傾向が強い方には専門機関への受診を勧奨しているのが現状でございます。こころの体温計をホームページで掲載できないのかと

いうふうなご質問ですが、まず私ども考えといたしましては平成31年度に自殺対策基本法に基づく自殺対策計画を作成する予定にしています。これをなぜ持ち出したかといいますと、インターネットに載せたチェックシートをして心が鬱の状態になっているという判断ができたとして、結果がそうなったとしても、受け皿の整備が私はまず第一かなと思います。今のこのような状態で鬱の状態に近いなど、そのときにどういうことをしていかなければならんというような、まず根本の基礎を固めていきたいと思います。自殺対策計画を策定させていただいて、メンタルチェックをして終わりではなく、まずきっちりした計画をもって、その後そこからこころの体温計ですか、これも多分、金額は初期導入費で七、八十万、ランニングコストで8万ぐらいはかかると思うんです。その辺は金額のことをいろいろ考え、まず体制の整備を行い、その後こころの体温計にかわるもの、金額的な部分もございますので、その辺はどういう形がいいのか、その部分の事業をしたときに補助が出るのか、そこらもいろんな検討を重ねて自殺対策計画策定の後に、こころの体温計のようなものがホームページ上にアップできればいいかなと。また、いろいろ勉強させていただいて、こころの体温計以外にどんなものがあるのか、その部分も検討させていただきたいというのが今現在の状況でございます。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） 今、自殺対策も含めて産後鬱に対するこころの体温計のご答弁をいただいたところです。ストレスを抱えて精神的にも弱っている方は、実際に個別の面談を受けたりとか病院に行かれるというのはなかなか難しいことかなと思いますので、そういう何らかの行動を起こすきっかけの1つになればと思ひましてご提案させていただきました。今後ご検討いただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻 誠一） 以上で、6番、長岡議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は午後1時。

休憩 午前11時29分

再開 午後 1時00分

○議長（辻 誠一） 再開いたします。



◇富木つや子

○議長（辻 誠一） 次に、7番、富木議員の発言を許します。

富木議員。

（7番 富木つや子 登壇）

○7番（富木つや子） 7番、公明党、富木つや子でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書どおり一般質問をまいります。

いよいよことしも師走となり、周囲が何となく気ぜわしくなってきました。ことし最後の定例会の一般質問となりましたが、しっかりと取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。質問は次の3点です。1、子どもの命を守る児童虐待防止強化について、2、将来の上牧町の教育のあり方について、3、感染拡大が続く風疹対策についてでございます。

初めに1番目、子どもの命を守る児童虐待防止強化について。2016年度に全国の児相が対応した虐待の相談件数は12万件を超え27年連続増加しており、5年前と比べて2倍になっているそうです。児童虐待により年間80人の子どもの命が失われています。このように子どもの虐待事件は一向に歯どめがかかりません。ことし3月に起きた東京目黒の子どもが亡くなる痛ましい事件は皆さんも忘れない事件だと思います。この事件を受けて、子どもが亡くなる痛ましい事件が二度と繰り返されないように、政府は7月緊急総合対策を決定し防止強化に乗り出しました。当町でも子どもの命を守る児童虐待防止の取り組みについて、4点お聞きいたします。①児童相談所との情報共有や連携、②子どもの安全確認ができない場合の対応、③相談体制の強化、④児童虐待通報ダイヤル189の周知。

2番目、将来の上牧町の教育のあり方について。少子化による学校の再編は多くの市町村の大きな課題となっています。本町の少子化に伴う将来の子どもたちの適正な学校、教育環境の確保については、6月議会において本町の現状、適正規模数や今後等をお聞きしたところ、教育長より、すぐさま急を要するというものではないが、近い将来、何らかの形で断を下さなければならない、また十分な協議が必要である旨のお話がありました。その上で、次の点についてお伺いします。①将来の上牧町の望ましい教育のあり方として、どのような仕組みや方法等があるのか教えてください。教育長にお聞きいたします。②平成29年度から10年間のまちづくりの指針、上牧町第5次総合計画が策定されています。その中で本町の将来

の子どもたちの適正な学校教育環境のあり方等のお考えを町長にお聞きいたします。

3番目、首都圏を中心に流行が続く風疹が全国的に広がり、累積患者数は5年ぶりに2,000人を超え、ワクチンの定期接種が十分に行われず、免疫を持たない30代から50代の男性に患者が多く感染拡大の要因とされています。妊婦が感染すると胎児に難聴や心臓病などの障害が起きるおそれがあるが、妊婦はワクチンを接種できないので、妊娠を望む女性や妊婦と同居する家族は特に抗体検査やワクチン接種を急いでいただきたいと思います。患者は来年以降もふえ続ける可能性が指摘されています。そこで風疹予防接種の重要性と抗体検査、予防接種費用の助成、周知など本町における風疹対策の取り組みをお聞かせください。

質問内容は以上でございます。再質問は質問者席で行います。ご答弁よろしく願い申し上げます。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） では、最初の質問から行きますけれども、今回は東京目黒区で起きた5歳の女の子が虐待を受けて亡くなるという事例から質問をさせていただきます。

このような事案は近年急増しておりまして、平成28年度全国の児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数が12万件を超え、5年前に比べると倍増しているということで、先ほども壇上でお話をさせていただきました。そこで、国はこの事件を受けて7月に緊急総合対策を決定しております。防止強化に乗り出しておりますけれども、緊急総合対策の柱としては緊急対策と総合対策の2つでございます。この対策の重要ポイントは3点挙げられておりますけれども、この総合対策を踏まえた上で本町の取り組みをお聞きしていきたいと思います。初めに、本町での虐待の実態がどのようになっているのかお聞かせください。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） それは件数ということでお答えさせていただいたらよろしいでしょうか。

○7番（富木つや子） そうですね、状況はいいです。件数の実態ですね。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、直近でございます平成29年度、1年間で上がっております虐待相談の主な虐待の件数でございます。46件……。

○7番（富木つや子） いつの時点ですか。

○住民福祉部長（濱田 寛） 平成29年でございます。46件です。1年前に戻ります。平成28年は39件、その1年前になりますと平成27年が26件。まず、直近の29年の内訳をご説明させていただきます。要するに、虐待をした側、加害の方なんですけど、実父が18件、実母27件、

その他は未婚の同居人という形で捉えていただいて、これが平成29年度の上牧町の虐待の件数でございます。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） 1件がその他ということですね。29年度では46件ということで、父が18件、実母が27件、その他が1件ということですのでよろしいですね。

○住民福祉部長（濱田 寛） はい。

○7番（富木つや子） これを見ますと、27年度は26件、28年度が39件、29年度で46件ということは、だんだんに虐待数がふえていっているという現実で、全国的な状況と上牧町も同じような形になのかなと、今ちょっと思いました。その中でこうした事件を今回は目黒区の事例を引いて質問しているわけですが、このような事態を深く受けとめて政府が平成28年、29年度と連続して児童福祉法等を改正し、また児童虐待防止対策を強化してきたわけです。しかし、今回のように児童相談所が関与していたにもかかわらず、虐待から子どもを救うことができなかったということで大きな課題が残りました。その中で今、上牧町の虐待の数、実態を教えてくださいましたけれども、先ほど言いました重要なポイントとしては3点あるということです。まずその課題について3点ありますので、その件についてお聞きしてまいります。

その課題ですけれども、これは女兒の一家が香川から東京に移転したときに児童相談所で適切に情報共有がされていなかった、連携不足が指摘されておりますが、その点について上牧町において児童相談所との情報共有や連携ですね、本町ではどのようにされているのかお聞きしたいと思います。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 連携になりますが、関係機関から通告を受けた場合でございますが、保健師、教育委員会、民生児童委員、警察、保健所等の関係機関及び高田こども家庭相談センターと連携し情報収集及び情報の共有を図っております。通告時以外においても、高田こども家庭相談センター及び関係機関とともに通告を受けた児童及び支援が必要と思われる特定妊婦について、定期的な会議を開催させていただいて情報の共有を行っております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） 児相が入っているにもかかわらず、行政と自治体との連携ということができなかった、連携不足によってこのような事件が起こったということですが、今回の対策により、どのようにそのようなことが変わったのか、決まったのか、ちょっとお話し

いただけますか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、目黒区の事件になると思うんですが、先ほども議員の方からおっしゃっていただいたように、他府県から引き継ぎの部分で連携が行われていなかったことが最重要な課題かと思えます。今後そのプランについては、転出した場合の児童相談所間における情報の共有を徹底されて、このプランには挙がっているのかなというふうに感じております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） 今回の改正では、児相間での引き継ぎを徹底してルールを見直すという事で決まったわけですね。そのような取り組みを徹底していくということが大事であるということで、今後もそのような形をとっていただきたいと思えます。

それから、ポイントの2番目です。今回、東京都の児相が女の子の家を訪ねたんですけれども、親に拒絶されて会えなかったということが課題の2つ目に挙がっておりました。子どもの安全が確認できなかったということなんですけれども、子どもの安全確認ができなかった場合は、どのような状態なのか教えていただきたいことと、それから今回の課題を受けて、この対策ではどのように変わったのか、決定したのかをお願いします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず一番大事なのが、48時間以内に目視で子どもの安全の確認ということが一番大事なのかなと。私も以前そういう通報を受けてご自宅に伺ったこともあるんですが、やっぱり立入検査ができないんですね。親御さんの車がとまっているか、泣き声はしないかというふうに、どうしても周りの状況からでしか判断がとれないような状態です。今の実情では、自宅においてのことはお答えさせていただいたんですが、もし子どもさんが児童の場合、学校や幼稚園等に所属の場合はその部署にお願いして確認をとっていただいたりとか、その部署部署でいろんなこと、見聞きとか同時に声をかけて、これも聞き合わせするのも難しい話なんです。というのは、そういう疑いの子があった場合、疑いだけなので、それが実質のものかというのは判断しにくい、近所の方に声をかけて、それも判断しにくいので、現在はそういう形でいろんなことで注意バックを、その泣き声が今してないかとか、いろんなことに耳をそばだてて聞いたりもします。今後この部分について、一番大きくこの改正で進歩するのが、警察との立入検査ができるようになったと、その部分で変わっております。子どもの安全が確認できない場合の対応の徹底ということで、これをちょっと読

まさせていただきます。「通告受領後、原則48時間以内に児童相談所や関係機関において、直接子どもの様子を確認する」ルールに加え、立入調査について以下の全国ルールを徹底。子どもと面会ができず、安全確認ができない場合には、立入検査を実施。その際、必要に応じて警察へ援助要請する」、これが今回新しく決まったことで、今後は目視の確認が48時間以内に行える、ここが一番大きなところではないかというふうに判断しております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） 今、確認をさせていただいたんですけども、子どもの安全確認ができない場合とは、児相が虐待通告を受けて48時間以内に安全確認ができなかったということで、その場合は児相などが入って行って立入調査をやっていく、また警察との連携をやっていくということで、徹底してそのような確認をするための対応ができるということですよ。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 児相だけでは多分入れないと思います。これは警察と同行して初めて立ち入りができる。ただ、児相だけではまだその辺はできないということです。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） 私は今、警察と連携してというようにお話をさせていただいたかと思いますが、そのような認識でおります。その中で、先ほどちょっと確認ができない場合ということで、学校とか幼稚園とか保育園に通っていなかったり、小さい子どもとなると乳幼児健診とかも受けてないと、そういうように顔が見えない。そういう保健事業の中でもこれは対象になるのかなと思いましたので、そのような理解でよろしいですね。わかりました。

そしたら、今回、上牧町も虐待件数は思ったより多いかと、残念やなと思ってるんですけども、このような中で安全確認ができてない子たちの実態を9月末までに全国の市町村で把握して報告するというようになっていたと思いますが、上牧町はこの点はどうでしたでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） その件について、乳児検査の未受診者とかを確認させていただきました。それで、3人の方が確認できなかった方がおいでになります。その方はなぜかといいますと、海外に出国されておられた方です。あとは既存の住民登録されている方については、全部確認をさせていただいて報告させていただきました。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） わかりました。

次、3番目なんですけども、この点は総合対策になると思いますが、相談件数の急増によって現場対応に当たる児童福祉士が足りないということなんですよね。これはきめ細かい対応もできないということで、今回、児童福祉士の増員が総合対策の中で盛り込まれております。そこで、上牧町はこのような影響とか、そんなに大きな市でもないのに、そこら辺がどうなのかなとちょっと思ったんですけど、それでも児童福祉士や対応に当たる方々の設置については大変厳しいところもあるのかなと、そういうふうに細かい対応ができてないところがあるのかどうかお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、今回の緊急対策のポイントなんですけど、今おっしゃっていただきましたように、児童相談所の児童福祉士を2019年から2022年度に2,000人増員するということのご質問です。児童相談所では、ここまでの年度の間に増員されるのではないかとこのように思っております。今現在、私どもも児相の方に何度かお顔を見せてもらって相談するときにも、児相の職員1人の人間に対してかなりの数の事案を抱えておられます。これについて、児童相談所も2,000人を増員するという事は、少しでもいろんな事案にすぐに対応できたりとか、いろんなことで支援できるような形になるのかなというふうに考えております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） 上牧町も対応に当たられる専門職員さんが物すごい数というか、無理がいつてるような状況なのか、それともそのような形で対応がどうしてもできにくかったりする状況なのか、その辺はいかがですか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 上牧町の場合は要対協という、対応させていただいているのは専門職じゃないというのをまずご理解いただいて、その分については会議とか研修とかに出席していただいて、いろんな事案を積んでいただいて対応を勉強していただいているんですが、あくまで町の職員は児童相談所の職員ではありません。上牧町においては町の中には児童相談所はありません。町の対応としましては、一般職の者がその対応に当たってくれているというのが現在の実情でございます。

○7番（富木つや子） 専門的なことを要するというのが非常に私は大事なところだと思っています。それで、児相に行くまでに一般職の福祉課の方が対応するという事は大変で専門職でもないし、研修は受けたとしてもその対応に難しい面があるのではないかなと受け取っているんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） おっしゃっていただいているように、難しい対応に迫られる、その場合はいろんな研修も受けていただいています。それと、もしわからないという言い方も失礼なんですけど、何かありましたらすぐにも児相の方に相談させていただく、それにつないでいただくというのは今現在、福祉課ではなく、こども支援課が要対協に当たっていて、それだけ と思います。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） わかりました。本来は、専門職の方にしっかりと対応していただくのが一番いいのかなと思うんですけども、またその点については今後の課題かと思っておりますので、受けとめておきます。

じゃ、次ですけれども、4番目ですね。児童虐待通報ダイヤル189の周知ですけれども、まずこのダイヤル189についての仕組みを説明していただけますか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 189の周知、それとも内容でございましょうか。

○7番（富木つや子） はい、内容。

○住民福祉部長（濱田 寛） 私どもの方が子育て支援ガイドブックというのを作成させていただいた中にも、189の電話番号とかも掲載させていただいております。今現在はまだ通話料が要るんですが、もし隣の泣き声とかをご近所さんが聞かれた場合、この電話番号に電話を入れていただければ、近くの児童相談所に連絡が入り、その要対をとってくる。救助ダイヤルというんですか、そのダイヤルが189というものになるかと思っております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） この189ですけれども、上牧町においてもホームページの中の子育て支援ガイドブックに張りつけていただいておりますが、子どもの悩みの中で虐待についてのお問い合わせのところ、一番下の方に小さく載っております。今までは通話料にお金がかかっておりましたので、その件で話をしている途中で電話が切れたりして相談がしっかり伝わらなかったという現実がありますが、今回、補正予算で無料になります。その辺が変わるということもあります、無料になったということでもありますので、周知についてしっかりとっていただきたいなと思っておりますが、この点についてお願いします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 周知の件ですが、今までも広報とかにも載せさせていただいて

いる部分があります。おっしゃっていただいているように、今までは有料であった部分が無料となる。無料になった時点で、私どもの方ももう一度クローズアップさせていただいて、この189のことを住民の方々に知っていただくために、また広報とかホームページ上にもいろいろ紹介させていただきたいというふうに考えております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） 虐待から子どもの命を守るためには、やはり周辺で大人がしっかりと異変に気づいて虐待の芽を摘むことが何よりも重要だと思っておりますので、児相のみならず地域で孤立している子ども、子育て家庭全体をしっかりと支援していくということで、また上牧町においても大変に特別なことですので、大変やと思いますけれども、またしっかりとそのような周知もしていただいて取り組みをしっかりとさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。次へ行きます。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） 2番目の将来の上牧町の教育のあり方ということで、これについては6月議会で私も適正な学校ということで教育環境についてはさまざまに詳しくお聞きしてまいりました。今回、その上で将来の上牧町の教育のあり方という大きなテーマで、①番目について、教育長にお聞きしたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 教育長。

○教育長（松浦教雄） まず議員のご質問は6月に引き続いてのものだと理解させていただき、お尋ねの点についてお答えさせていただきたいと思っております。

さて、前の議会においても、また子ども議会等においてもお答えをさせていただきましたように、我が国では都心部を除いて園児、児童、生徒の減少は、もちろん本町においても如実にあらわれてきているものかなと感じております。現時点におきまして、すぐさま急を要するものではないものの、近い将来的に何らかの形で断を下さなければならないと、そういう時期もやってくるだろうと。そして、町当局とも十分協議を重ねていかなければならないとお答えをさせていただいたことを記憶しております。

では、ここで昨日も堀内議員さんの方からもご質問されておりましたが、学校の統廃合、小中一貫連携、義務教育学校について若干触れさせていただきたいと思っております。まず、小中一貫につきましては、これまで県内の多くの私立学校等において実施されてきました。もちろん幼稚園から短大・大学に至るまでの学園と、また幼稚園から大学に至るまでの学園、学校名は挙げませんが、また小中高、また中高、高大と、そのような種別で私学が

学校を運営されています。そんな中、ここ数年、公立の小・中学校においてふえつつあるのが小中一貫、そして義務教育学校、すなわち9年間を見通しての形のものでございます。

そこで、ごく一般的な一例を挙げさせていただきます。本町の場合に置きかえますと3小学校、2中学校の一例を挙げさせていただきますと、小学校3校のうち1校を廃校にして2校にする場合、また3校のうち2校を統合して2校にする場合、二通り考えられると思います。また、小・中学校を一まとまりにした小中連携、すなわち小中一貫。初等教育すなわち一般の小学校のような教育と、前期中等学校すなわち一般の中学校の教育の課程を調整して一貫性を持たせた体系的な学校制度もございます。そのことを義務教育学校前期課程（小学校）、義務教育学校後期課程（中学校）ともいい、これを称して義務教育学校と命名しているわけでございます。

あまつさえ、ここでもう1点、留意しておかなくてはならないことがございます。小・中学校の児童、生徒が同じ敷地、また校舎内で学校生活を送る施設一体型と隣接及び分離して教員の移動が必要になってくる場合がございます。そういうことも確認しておかなくてはならないのかなと思っております。

お隣の王寺町の場合では、分離型と一体型を2つの中学校校区で設置されているように聞いております。お隣の町のことでですから余り詳しくはここで申し上げられませんが、そんなような2つの中学校の形をつくって、何年か先に義務教育学校を設立されるというふうに聞いております。

そんな中、浮上してくる問題といたしましては、跡地利用や校舎改築、増築等の再利用、また新しく建設する場合の用地確保と市町村の実情によってまちまちでございます。十分ご承知だとは思いますが、きのうもちよっと申し上げましたが、県内でも山村の十数人の小・中学校や、例えば安堵町ですね、1町でも1小学校、1中学校というような場合においては小中連携、すなわち小中一貫、例えば義務教育学校にするにしても割とスムーズに事が運ぶように思います。平たく申し上げますと、校区編成がございませんのでね。でしたら、本町規模の3小学校、2中学校の場合においては多くも少なくもなく、2万二、三千人の町の規模でございます。統廃合を推し進める上においては、いみじくも多くの時間と熟議が必要ではなかろうかと考えております。

あらましをお答えさせていただきましたけれども、いずれにいたしましても、この資料にもございます、赤い部分のところから逆算させていただいて本当に近い将来に、本町の場合は義務教育学校というよりも統廃合という部分で考えていかななくてはならないのかなと。そ

れも町長とも十分これから協議の上、協議会を立ち上げながら論議を深めていきたいと考えております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） 今回は上牧町の実情に合った、どのような仕組み、方法があるのかということでお聞きさせていただいたところです。近い将来ということで、このデータも堀内議員の昨日の質問にもございました、黄色のところは注意が必要であるということで、上小も三小もそうっておりますし、二小も何らかの手だてが必要であるということまで来ている。もちろん二中也そうでございます。全体的にこのデータを見ながら、近い将来は時間をかけてということであれば、今からしっかりとお取り組みの方向性を決めていくということが重要になってくるのかなと思いました。

近隣の王寺町のことをお話ししていただいたんですけれども、王寺町は27年に基本方針を立ち上げられて進められていくということで、先々の10年間を見通した形で進めておられます。上牧町については一般的な考え方としては統合、廃校ということで二通りが考えられるという教育長のお話でございました。時間をかけてというのは、もちろんこの点については多くの市町村で全国的に課題になっておまして、統廃合となれば時代の流れですけれども、学校は地域の象徴であるということで、地元の意見というのが大変にインパクトというか影響力が出るかと思えます。そのようなことも含めて、今さっきありましたように、施設の跡地利用であるとか用地の確保であるとか教員の配置であるとか、さまざまにいろんなことを膨大な形で、今後、協議会になるのか計画審議会といいますか、そのようなことも立ち上げていかれると思います。ほぼほぼそこら辺の形は大体ご説明していただきましたけれども、今後の進め方としてお答えができる範囲で、こんな形で進めていくことになるだろうというようなことは教育長、お答えはできますでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育長。

○教育長（松浦教雄） 一般的に申し上げますと、小中連携というのは本町でもやっておるわけでございます。例えば中学校の教員が小学校の体育の授業を教えに行ったり、中学校の職場体験で幼稚園に行ったり、さまざまところで小中連携はさせてもらっております。減りつつある上牧第二小学校、第二中学校においては、来年、再来年度に向けて小中による合同音楽会をペガサスホールで何とかできないものかなと。今の統合・廃校の前にとりあえずそういう形組みをやっていけたらなと今のところは考えております。

ここの資料にもございますように、大字別で子どもの数の推移が出ておりますので、多い

ところが少ないところへ行くとか、例えば上牧第二小学校をどう分けるんやとか第三小学校をどうするんやとかいう具体の中身については、保護者はかなりの個々の意見をお持ちだと思います。そこには自分の思いも加わっていきますので、今この議場では何々地区はどうだとかいうことは控えさせていただきたいなと考えております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） やはりこの問題は大変に慎重に進めていかなければならないという問題でございますので、私もそれは理解しております。ただ、35年になると二小なんかは本当に手当てが必ず必要になってくるという状況もありますので、今後のお取り組みについては私たちもしっかりと研究というか勉強もしながら、地域の状況も踏まえながら取り組みの中にしっかりと私たちも参加をしていく立場ではないかなと思いました。わかりました、ありがとうございます。

今、教育長のお話をお聞きしたところなんですけれども、次に29年度から10年間のまちづくりの指針ということで、上牧町の第5次総合計画が策定されております。今後の10年間のどのようなまちづくりでいくのかということですが、将来のことについてのまちづくり、教育のあり方等についてもしっかりとこの中に描いていかなければなりませんけれども、その点について、次は町長にお聞きしたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今後の子どもの数が減っていく中での学校の統廃合のお話を詳しく教育長の方から説明させていただきました。これから子どもたちの教育をどのようにしていくのかということですが、子どもの数が当然減ってまいりますと、今の子どもたちはなかなかコミュニケーションがしっかりとれる子どもが少なくなっているように思います。そういうことから考えますと、35年には1クラスの学校が当然出てまいりますし、その一、二年後にも続いて1クラスしか構成ができないような学校が出てくるわけでございます。我々としては統廃も含んだものの考え方として、子どもたちがしっかりとコミュニケーションがとれるような、そういう基盤づくりは我々の役割でございますので、そういうこともしっかりと考えながらやっていきたいなと。

それと、以前からずっと言われているんですが、私も皆さん方もそうだろうと思うんですが、外国語について余りに我々はしゃべるのが下手といいますか、なかなかしゃべれない。日本人は往々にしてそういう人種なのかなというふうにも考えているんですが、やっぱりそういうことでは世界で戦うというのか、活躍できることはできませんので、子どもたちにし

っかりと語学力をつけさせるような教育をしっかりとやっていく必要があるのではないかと
いうふうに考えております。いずれにしても、子どもたちが将来の日本を背負っていくわけ
でございますので、しっかりと人の考え方や意見が聞ける、自分の考え方もしっかりと述べ
られる、人との協調性もしっかりとやれる、外国語もしっかりとそれなりに聞き取れるし、
しゃべれると、そういう教育を我々としてはしっかりと子どもたちに提供していく、そうい
う教育体制をつくりたいというふうに考えております。

補足でございますが、今聞いておりますと教育長の立場でなかなかどうしていくんだとい
うのが言いにくい部分もありましたので、35年に1クラスの学校が出てくるわけございま
すので、せめて早ければ2年前ぐらいまでには考え方をしっかりとまとめると。住民さん、
保護者の合意も得たものをまとめるという作業に持っていきませんと、例えば廃校といいま
すのか、使わなくなった学校をどのように利活用するのか、そこに財源を充当するのかしな
いのか、また幼稚園や保育所、これも子どもの数が減るわけでございますので、その部分も
手をつけなくていいのか、そういう問題も出てくるわけでございます。そういうことも包括
して、せめて35年の2年前には考え方をしっかりとまとめる必要があるんだろうというふう
に思います。そうすれば4年しかないわけでございますので、もう少し時間をかけてという
ふうに私自身も考えておったんですが、ちょっとこれは早目にやらないと時を逸してしまう
のかなというふうにも考えております。極端に言えば、来年度からしっかりとした打ち合わ
せをしながら考え方を一定まとめて、委員会なり協議会なり、そういうものを設置しながら、
また議会の皆さん方にもご意見も伺わなくてははいけませんし、説明もさせていただかなくて
はなりませんので、来年ぐらいから我々事務方としては研究をしていく必要があるなという
のは、今の私が考えているところでございます。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） 今、町長の方から今後の教育ビジョン、それからまちづくりについて
学校の再編等も含めた形でご答弁いただきました。ありがとうございます。町長はいつも
上牧町は住宅の町やから子育てと教育はしっかり、また高齢者についても取り組んでいき
たいんやということで再三お話をさせていただいております。その中で、町長は人間づくりの基
本は教育であるというしっかりと柱に置いた考え方を持ちながら進めておられることは、私
もそのようなお考えにはいつも理解をさせていただいております。

今、この再編について、統廃合についてはどうしていくのかということで、まだまだ慎重
に進めていくべきことであり、明確なことはまだ打ち出せませんが、35年から1クラ

スということでどんどん進んでいきますので、その2年前から早目にしっかりと取り組んでいきたいと。極端に言えば、来年からしっかりと打ち合わせをしていきながら進めていくということで、今ご答弁いただきましたので、私も今回の質問についてはそのような形で、今後の取り組みについてもしっかりと理解をさせていただいたところです。ありがとうございました。

では、次をお願いします。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） 次は風疹の質問でございます。風疹が全国に患者数がふえておりまして5年ぶりに2,000人を超えているということです。奈良県感染症情報センターが県内も余談を許さない状況で大流行になる前に何とか手だてを打ちたいということで、これは奈良新聞の11月27日に掲載されております。妊娠を望む女性、妊婦と配偶者も含めた同居家族は抗体検査やワクチン接種をとということで呼びかけているところでございます。初めに、この風疹についての認識と本町の対象者を教えていただきたいと思います。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） この分につきましては、ガイドブックの方にも掲載させていただいているんですが、成人風疹のワクチン接種助成費ということで、対象及びこういう形でさせていただいているということをごここに載せさせていただいている部分もあります。

それと、今受けていただいたということになると思うんですが、対象者は平成29年度は8名でございます。それと平成30年度はまだ終わっておりません。現状、今までの経過の分で19名というのが実情でございます。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） 対象者8名、対象者というのは予防接種の機会がなかった39歳から…。ちょっともう少しお願いします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 対象者という部分で、この助成を受けて風疹のワクチンを受けられた方ということで私がちょっと勘違いして、29年度は8名の方が受けられたということと、30年度は今現在で19名の方が受けられたということをご訂正させていただきます。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） そしたら、予防接種の機会がなかった男性の方については、町の方では把握できるんですか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 人数の把握、今おっしゃっていただいております、今後39歳から56歳の男性で絞られていると思うんです。今回の分の39歳から56歳、対象は1962年4月2日から1979年4月1日生まれの男性という形ですと、日本人の対象人数は2,584名の方が対象者になるかと思えます。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） わかりました、上牧町は2,584名ということですね。それで、本町の予防接種事業についてお伺いしたいと思います。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 現在の状況でございますが、先ほども述べさせていただいたんですが、妊娠を予定されている方というふうな前提で、風疹に対しては19歳以上で妊娠を予定している女性、妊婦の同居家族及び配偶者に対しての助成を行っているということです。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） これは予防接種のみという理解でよろしいですね、わかりました。今回、厚生労働省が公明党の提案を受けまして、定期予防接種の機会がなかった39歳から56歳の男性に対しての抗体検査の費用も、これは済みません、補正予算ですね。2018年度の第2次補正で原則無料になるということで、2次補正で予算組みをされております。それと、戻りますけれども、今、上牧町においては予防接種のみを助成しているということで、県においては30年7月から31年1月までの期間で風疹の抗体検査の無料事業が行われておりますけれども、この点はいかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今おっしゃっていただいているように、県の方では抗体検査につきましては無料で、ただ、これも県の方が投げかけて、それを受ける病院が手を挙げてもらったところだけだということを聞いております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） 県のホームページには掲載されておまして、抗体検査の無料は斑鳩とか天理とか奈良市もしておりました。この件については、接種機会がなかった方々については、まず抗体検査を受けて陰性の方が予防接種を受けるという運びになります。今回、厚生労働省が公明党の提案を受けまして2次補正予算案に対策費用を盛り込み、定期接種予防の機会がなかった39歳から56歳の男性を対象に、2019年から2021年度までの約3年間、ワク

チン接種を原則無料化するということで発表しております。そのようなことも抗体検査をしてからのことになるので、抗体検査については2018年度の2次補正で原則無料になるということです。抗体検査をする、それが陰性になる、予防接種を受けるという流れで、今回、無料化したということで制度が打ち出されて、助成されることで予算が組まれました。7月から県がやっておるということで、上牧町はホームページを見ててもなかったんですけども、病院が手を挙げなかったという理解でよろしいですか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） いえ、手を挙げなかったということではなく、ただ、私どもの方が載せさせていただかなかったということだけだと思います。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） 抗体検査してから予防接種になるので、せっかく県が補助をするということで抗体検査は無料でやりますよということ言われているので、期間は短いかもしれないけれども、その間に家族が抗体検査していらっしゃる方、実費で病院でしていらっしゃる方もいると思うんです。だから、そういう点も町のサービスとして見落としがないように、また7月から短い間だけでも、今回、予防接種まで無料になるわけですから、流れがつくれたと思います。そういう意味では、今回は国がそのように取り組むということになっておりますけれども、しっかりと1人でも赤ちゃんを生んでいただいて、そして上牧町で安心して子どもを育てていただきたいということが願いでございますので、その点についてもお願いしたいと思います。

最後ですけれども、この抗体検査の周知、決定と予防接種費用の助成など、今後、本町はどのように取り組まれますか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今、議員の方からご説明されたように、ちゃんとその部分の法が周知された場合におきましては、必ずその部分を周知徹底させていただいて、まず抗体検査を受けていただく、その後、抗体検査が陰性で接種を受けなければならない方についても、進んで受けていただくよう取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） 2,584名の方がそういうふうに会社で受けたりとかいろんな制度もありますので、1人でも安全にということで受けていただきたいと思います。しっかり周知をお願いしたいなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。結構でございます。

では、私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻 誠一） 以上で、7番、富木議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は2時10分。

休憩 午後 1時55分

休憩 午後 2時10分

○議長（辻 誠一） 再開いたします。



◇竹之内 剛

○議長（辻 誠一） 次に、2番、竹之内議員の発言を許します。

竹之内議員。

（2番 竹之内剛 登壇）

○2番（竹之内剛） 皆さん、こんにちは。2番、竹之内剛です。議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に従いまして質問させていただきます。

私の質問は大きく分けて2点あります。1点目、バリアフリー基本構想について。2017年1月よりバリアフリーニーズアンケートから着手し策定協議会が設定され、2018年3月に策定されたバリアフリー基本構想について、策定後8カ月が経過しました。そこで、本構想について質問します。1番、ハード面の取り組み計画の具体的な内容と進捗について、2番、ソフト面の取り組みについて、バリアフリー情報提供の取り組み、合理的配慮の提供、教育の取り組み。

2つ目の項目です。災害対策について。災害発生時の対応について質問します。1番、町民や地域における自助・共助の取り組み支援について、それぞれ質問いたします。

再質問については質問者席から行わせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） ご質問のハード面の取り組み計画の具体的な内容と進捗についての質問です。

バリアフリー基本構想につきましては、まず基本計画の中に目標として短期、中期、後期という目標を設定されております。その中の重点地区として県道、町道があるんですけども、その基盤の中でやれるべきものは段差解消、横断側溝の改修とかいろいろあります。まちづくりとしては現在、県の方に要望し調整しているところでございます。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 今も説明を受けました、このバリアフリー策定につきましては、私も委員として3回の策定委員会に参加させていただきました。いただきました説明を見ながら質問をさせていただきます。まず、この策定に当たりましては3年という非常に長いか短い、それはあれですけども、経緯を経て、まずNPO法人の新しいまちづくりの会などの協力、そしてこれは2015年11月25日のニーズアンケートから始まりまして、ワーキングチームを立ち上げ、町内の点検、3回のワークショップ、そして基本構想の素案を完成させられて、2017年3月町へ提出されました。そして、町民主体のワーキングが2017年に9月と11月に2回の3回、タウンウォーキングなどを経て、上牧町バリアフリー基本構想策定協議会が2017年に10月と12月と2月の3回を経て2018年3月に策定されました。この期間についてですけども、期間内で全てやられたことの内容がこれで十分だったのかどうか、その点だけ聞かせていただけますか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 期間についてということですが、本町のバリアフリー基本構想作成に当たりましては、先ほど委員の方から少しご説明等もありましたが、住民提案型ということで住民からご意見をいただき、また町歩き等もしていただきまして、その中で基本案をいただきまして、それをもって29年にワーキング開催、基本構想の協議会等を開かせていただきまして作成していただいたものでございます。事務局といたしましては、3年ぐらいをかけて作り上げたものができ上がっておりますので、内容についてはいいものができたというふうに感じております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） ありがとうございます。そうしましたら、基本構想の検討方針及び基本構想の概要等はこの中に含まれて目を通させていただいたんですけども、基本構想の検討方針の中ですけども、対象者について少し伺いしてよろしいですか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 対象者といいますか、基本方針につきましては、上牧町民全てに

おきまして、みんなが安心して住みよいまちづくりということで、ソフト面も含めまして作成させていただいたものでございます。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 今、答弁いただいたんですけども、バリアフリーというのは全ての町民に届くところですけども、この場合は高齢者、障害者の方のみならず、そのときに荷物を持つ方、けがをした方、妊婦、子連れの方を含むという理解でしたいと思います。

それで、次に内容についてなんですけれども、少しこのバリアフリー構想の中から取り上げて質問させていただきます。まず16ページなんですけれども、こちらは今対象になられた障害者の方のバリア調査という形で、町を歩いて写真を撮っていただいて、上牧町の役場であればエレベーターに続く点字ブロックがない、上牧町の役場前の歩道であれば勾配が激しいとか、いろいろ写真を撮ってわかりやすいようにこういうところをチェックしていただいたんです。それはこの中を見たらよくわかるんですが、1つは16ページで、次の19ページのところに重点整備地区における基本方針とあると思うんです。上牧町ではこの方針において、どのような経緯でこの重点地区をされたのかということをお聞きしてよろしいですか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 重点整備地区の設定におきましては、次の20ページの下にございますように、要件1、要件2、要件3等を踏まえまして、役場周辺を重点整備地区とさせていただきます。この分につきましては、生活関連施設があり、それらの間の移動が通常徒歩でできるということ、並びに生活関連施設及び生活関連道路についてバリアフリー化が特に必要な地区ということ。それともう1つ、バリアフリー化を重点的に一体的に行い、都市機能を増進させ、かつ有効的適切な地区ということ。特に住民の方々もということで、役場周辺、服部記念病院からアピタさんあたりの部分、半径約900メートルを重点整備地区という形で設定させていただいたものでございます。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） ありがとうございます。本来、この重点地区というかバリアフリーの制定においては、駅とかバスターミナルを中心にということが出てくるんですが、本町においては大きなバスターミナル等、駅はないのですが、これを設定されたとあるんですけども、その辺についてはいかがですか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 今、議員におっしゃっていただいたとおり、本来バリア基本構想

につきましては、多くの市町村が駅並びにバスターミナルがあって一体的にバリアを除去して移動できるというもとに作成されているものでございます。本町におきましては、今、議員がおっしゃっていただいたとおり、駅並びにバスターミナル等はございませんが、あくまでも住民の方からこういう立地はないものの、上牧町としてこういうバリアフリーについて取り組んでどうかというご提案もいただきまして、町といたしましても、その趣旨については十分理解をしているというのはおかしいですが、そういう趣旨に沿いまして、本町におきましての基本構想を作成させていただいたということでございます。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 続けて聞こうと思ったんですが、住民主体ということで、その意見を聞かれたということで重ねて質問の内容として受けとめておきます。

次に22ページになります。こちらの方に重点地区における範囲設定をされていますね。これ、半径900メートルで枠取りして描いていただいているんですけども、900メートルというとおおむね25.7ヘクタールですね。それで基本の中では、19ページだったと思います。大きな枠の中におおむね400ヘクタール未満となっているとあるんですが、この数字と照らし合わせて25.7というのは非常に少ないのかなと。それなりの理由があるのかなということで、範囲の半径900メートルをどのような経緯で設定されたのかお聞きしてよろしいですか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 先ほども少し説明の方はさせていただきましたが、生活関連施設があるというのが条件でございます。なおかつ、その生活関連施設を徒歩で移動できる圏内ということでございます。本町といたしましては、役場周辺は多くの方が利用されるということもございまして、保健センター、服部記念病院、端はアピタさんであったり、徒歩圏内で歩ける範囲ということで、今回につきましては役場周辺ということで半径900メートルの地区を重点整備地区と設定させていただいたものでございます。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 僕のする質問の中では、こんなに400ヘクタールを設定とおおむねの基準があるんですが、上牧町は非常に小さいですよ。小さい町ですごく広げていったら重点地区というのは全体をバリアフリーにできる範囲じゃないのかなと、もしかしたら僕の短絡的な考え方もかもしれませんが、そういう構想はなかったのでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 今回におきましては、役場周辺を重点整備地区ということで設定

させていただき、後ろの方にございますように特定事業計画という形で、施設におきましたら保健センター、庁舎、中央公民館、道路におきましたら上牧町の米山新町線、下牧高田線を生活関連道路の中の特定事業ということで定めさせていただきまして、ここを中心に事業をさせていただくということをございます。だから、将来的には全町におきましてのバリアフリーというのを考えておりますが、あくまでも財源等のこともございますので、本計画に当たりましては、今回半径900メートルの役場周辺地区を重点整備という形で定めたところをございます。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 将来的にはということで、よくわかりました。

それで、我々は2018年2月に第3次案というのをまずいただきまして、その中においては、3月にいただいたやつに入ってる、重点の地図の示しがなかったんですよ。その次にもらったやつには入ってたんですが、3回目の基本構想の会議のときにはなかったもので、それは特に後づけされたとか計画どおりいかれて、それはここに載せる予定だったという理解でよろしいでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 重点整備地区におきましては、パブリックコメントもさせていただきまして、その中でも少しそういうご意見もございまして、協議会の中では役場周辺という文言がいいのではないかとということもございました。パブリックコメントをいただき、検討協議もさせていただいた結果、やはり重点整備地区を示さなければならないということもございましたので、具体的に地図で円を描いて示させていただいたというところをございます。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） そういう形で足されたということで、後づけじゃなくてそういう意味で受けとめました。

では、次に、34ページから37ページまで希望する理由とあり、ここではよく利用する道路を8つの区分に分けて調べられているということで、ほとんどが1番の歩道の幅が狭い、2番目に段差が多い、3番目にでこぼこ、4番目に我が町の特色でもある勾配について書かれているんですけども、その辺は順次、写真とかも入れていただいたらわかりやすくなるんですが、でこぼこや勾配、段差というのが非常に目立つんです。これは、きのうのほかの議員の方からも、町道などにおける整備は全長が八十数キロあるということで、それは順次

改修していくんだということで含まれておられるので、この辺はこの計画に従っていかれるのかなと思って理解するんですけども。

あと、タウンウォッチで見つけられた課題が40ページから52ページで写真に示されて、利用者の皆さんが回って挙げられて、これも非常に見るとわかりやすくこういうふうになって、ここを改善しなければいけないんだなということがよく見受けられます。それで、以上のことからハード面の整備が挙げられましたけれども、事業の目標時期としまして、62ページから68まで載っているんですけども、こちらを見ますと短期計画5年、中期計画10年、そして長期が10年以上とあります。少し抜粋してみますと、車両でいいますとノンステップバスは長期で10年以上、道路のことでいいますと、側溝のふたのグレーチングは5年、そして舗装類、段差、勾配については10年です。ほとんど5年、10年ということは、これが今始まりましてこれから計画を立てられても、5年、10年、もしくは10年以上かかるということなんですけども、これはその理解で間違いないでしょうか。少し早くなるということはないですか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 今、議員がおっしゃっていただいた特定事業ということで、道路並びにソフト面等も挙げさせていただいておりますが、奈良交通さんの分につきましては、奈良交通さんの方で確認させていただきまして目標設定していただいたものでございます。奈良交通さんにおきまして、ノンステップ導入についても随時していくというふうに返事はいただいております。ただ、道路等におきまして、今いろいろ道路の計画を立てていただいているところがございますので、あくまでも整備目標でございますので、随時道路を改修するにおきましてはバリアフリー基本構想に基づきまして、できることから実施していくということでございます。特に67、68ページで例を挙げますと、特に67ページの2000年会館におきましては、駐車場マスの位置修正ということで、思いやり駐車場を増設させていただきまして、6台ということで設置もさせていただきまして、ホームページ並びに広報等でも周知をさせていただいたところがございます。また、その下にありますトイレのユニバーサルシートの設置ということで、これもセンターの改修時にトイレの方も設置をさせていただきました。あくまでもこの計画では目標は5年ということで定めさせていただいておりましたが、できることから随時させていただいているというのが現状でございます。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） ご丁寧にありがとうございます。町を歩いてウォッチングしていただい

てわかったことをいろいろ示していただいていると思います。実は僕自身も、今回、町民マラソンコースが変更になるに当たって、担当課の方と一緒に走ったことがあるんですけど、実際に走ってみるとでこぼこ、段差、そして空き地から生えている木に頭が当たる、手入れをすればいけるなどということに関しては、すぐにやっていただけるということでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 道路は県道なのか町道なのかによっても違いますが、状況によりまして、もし歩道並びに道路に障害があるということでありましたら、県道であれば高田土木に、町道でありましたら町のまちづくり創生課の方で適切に管理していただけるものとさせていただきます。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） その点は細かく言ってしまうのですが、よろしくをお願いします。

以上、1番のバリアフリーに関しての今までの計画、これからの取り組みについてお伺いしました。それでは、ここから2番のソフト面について少しお伺いしたいんですけども、私の方から少しお話しさせていただきます。

ソフト面というのはハート面ですよね。時間がかかってハード設備をかえることができなくても、私たち一人一人のハートは今すぐかえることができると思うんです。気持ちという面ですね。その件に関しましては、自分と違う誰のことを考えられるかという町、そして困っている人がいたらすぐに行動し助け合える町、みんなが安心して心から楽しく過ごせる町の取り組みに持つていくためには、例えば気持ちは持つていてもなかなか前に進まない。町のスロープやエレベーターがなくても何かお手伝いできることがありますかと、この問いかけだけで車椅子やベビーカーの人はお店に入ることができる。これは心のバリアフリーやと思うんです。ただ、声をかけられる人とかけられない人が出てくるもので、例えば困っている人を見かけたけども、ちょっと勇気がないので声がかけられない、実は迷惑になってしまうのではないかと考えてしまう、どうやってサポートをすればよいかと、これが心のバリアになっていると思うんです。それを解消するためには、やはり提案としてですけれども、こちらの構想の中にも飛び飛びに書いていただいていたんですけども、まず53ページに心のバリアフリーの方向性とあります。そして、54ページ、55ページには生活関連施設等のユニバーサルデザイン化、心のバリアフリー推進のまちづくり、そして障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供、ここに出てきましたユニバーサルというのは、少し説明しますと、国籍、性別、年齢、障害の有無に限らない全ての人という意味で共通でユニバーサルとされて

います。その3つの取り組みについて、59ページにおきましては、町民による取り組みの中にバリアフリー教育の実施・受講とあります。60ページにおきましては、ソフト面の取り組みの概要としてバリアフリーについて町民への普及・啓発を推進していくというところであります。

今回、この質問を通告するに当たりましていろいろ調べましたら、役場の方ではすこやかサポーターという関連の、これがもしかしたら心のサポートにつながるのかなということで、全課でやられていないということなので、すこやかサポーターということの説明を少しお聞きしてよろしいでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） すこやかサポーター、要するにまほろば「あいサポーター」という形になっております。これは平成25年8月から奈良県が取り上げた、要するに障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくりを目指したということで、どの障害をお持ちになった方に対してはどのような配慮をするのかとか、もし耳がお悪い方、身体がお悪い方、それとも目がお悪い方に対してどのような合理的配慮をもって接していけばいいのかということで、それを政策調整課と協議しまして、まず役場の職員がそういう方が窓口にお見えになられた場合、どのような配慮をしていくのが正しいのか、余計なことをしてしまっても怖いという部分もあります。そこをまず役場の全職員を対象にさせていただいて、その旨の配慮を勉強させていただいたという形になっております。

まず、まほろば「あいサポート運動」というのはどういうものなのか、これを読ませていただきます。多様な障害の特性や障害のある方が困っていること、必要な配慮などを理解し、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践し、障害のある方が暮らしやすい社会（共生社会）を県民とともにつくっていくというのが、このまほろば「あいサポート運動」で、ここに平成30年7月には上牧町も、まほろば「あいサポーター」の団体として登録させていただきました。職員が講習を受けさせていただいて、先ほど言ったサポーターになったという形の経緯がございます。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 今、住民福祉部長の方から説明をいただきました。そうしましたら、現段階では今つけてられるハートのバッジですかね、それをつけておられる方は認定ですか、講習ですか、それとも何級とかそういう認定の中でやられていて、今、役場全体にとおっしゃいましたけども、今現在では役場全体ですか、それとも各課においてだけですか、一部で

すか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今、その講習を受けた職員が全部がこのバッチを、これはサポーターと認定されたということになります。それは何級とかそういう分ではなく、講習を受けた分が認定のサポーターということで登録されるという形で考えていただいて、先ほども言われているように、ここに付けさせていただいています。これが講習を受けた者がもらえる認定サポーターのバッチという形になります。ここへつけている者はその認定を受けてそういう講習を受けたので、全部がそういうようなサポートや対応ができるような状態の底辺のものを身につけたという形で、このバッチをつけさせていただいているという形です。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） では、その認定を受けられた方は完璧なサポートができると。完璧ではないですけど、それなりの今おっしゃっていただいた学習の中で、その認定を受けた中でサポートができるということと理解します。ありがとうございます。

今、すこやかサポーターを説明していただきまして、私がこれから説明しようとしたところと少し重複するんですが、実は私も、これはすこやかサポーターではありませんけれども、ユニバーサルマナーという認定があるんです。そちらの方を随分前に認識してまして、これは認定の2級、3級という形で認定も受けたんですけども、今おっしゃっていただいたように、身体障害、視覚障害、各障害に関する基本的な知識を学習してどのように接するのか、どのような形でフォローするのか、やり方、タイミング、いろんな形で理解して実習も含めます。例えば視覚障害者のことであれば、実際に視覚障害で生活しておられる方が講師で来られまして、私どもは白杖を持って目隠しをしてケアをする講習を受ける。車椅子であっても、車椅子の実生活をされている方が講師で来られて段差や運び方、そして接し方、しゃべるときの視線を詳しくさせてくれます。高齢者のケアについては、実際、高齢者の方の立場になるという形で装具があるんです。ゴーグルをしたり、ちょっと筋肉が弱った体勢をつくる装具があって、それで体験します。これらを受けて、今おっしゃったような認定を受けているんですけど、今の提案としましては、私はバリアフリーという形でハードはこうですよと前半で言いましたけれども、後半のハート面という形で、これを広めていっていただければ、町というのは心の面からバリアフリーがとれていくのではないかという考えから、この提案をさせてもらおうと思っていたんです。すこやかの方で広めていかれるならばそれも1つの手だてだと思いますので、私の方からもこの提案はさせていただきます。

歩道や段差は工事によって変わるとは思います、10センチの段差をなくすには道を上げるのか歩道を下げるのか、歩道を下げたら家とのラインが高くなるとかいろんな問題が出てくると思うんです。幅に関しましては、車椅子は80センチないと通れない。でも、服部記念病院の前は70何センチしかないということで物理的に無理です。それを待ってても5年、10年はかかってしまうので、心のサポートケアがふえてきて、車椅子の押し方を学んできている人がおったら、ちょっとこっちを通ろう、この間は狭いからこっちを通りましょうと。こういう心のケアが町民さんの中に広まっていけば、職員さんの中からでも波及していけば、町というのは本当にバリアフリー、ハードじゃなくてハートの面でなくなってって住みよい環境ができるのではないかなというイメージで、重複しましたけれども、こういう障害者の方への配慮のマナー講習等を周知していただければと思います。ここにもありましたよね、59ページでは、教育の実施・受講、まさにここだと思うんです。そして、60ページの町民への普及・啓発を推進という形でも出てくると思います。

それで、大人や成人の方にはこういう受講の場があるんですけども、私は1つ思うんですけれども、教育という形が出てきています。こういう教育というのは小学校からかなと思うんです。今現在、新しい指導要領において道徳教育がまた新たに復活しました。そういう観点から、道徳教育というか学校教育の中でこういう障害者の方に対する細かい配慮とはいきませんが、教育としてバリアを取り除く教育を小さいときから重ねていってあげると、そういうバリアはなくなるんじゃないかという思いもあるんです。その点につきまして、少し教育長の方からそういう観点からご意見いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育長。

○教育長（松浦教雄） バリアフリー基本構想については、先ほど来、一定の論議、やりとりがございましたので、私の方からは合理的配慮という文言もありますので、学校での特別支援教育を進める上で、バリアフリーについての情報や取り組みをどんな形でやっているかをお聞きになっているのかと勝手に私が判断させていただいて、そんなところからお答えをさせていただきたいと思います。

学校教育においては、教育基本法の第6条第2項にもうたわれておりますように、学校の設置者、すなわち我々教育委員会及び学校は、個々の児童、生徒の発達や年齢に応じて体系的な教育が組織的に行わなければならないとあります。とりわけ障害を持つ子どもたちへの支援については法令に基づき、また財政措置により国または全国規模で都道府県、市町村、教育環境の整備を行うという中身が合理的配慮の基礎となっている環境整備ではないかと私

は認識いたしております。

昨年4月に、皆様ご存じのように人権三法たる法律が制定されました。障害者差別解消法という法律がされ、大変ありがたい法律ができたものだと思っております。法律の持つ意味は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も分け隔てなくともに生きる、そして当たり前で生活できる、そんな社会を目指すものだと私は認識しております。

本町役場行政におきましても、先ほど来から出ておりますように、障害のある人に対する不当な差別的な扱い、そんなものを禁止するのはもちろんであり、合理的な配慮の提供を義務づけられているものだと理解しております。いずれにいたしましても、学校におきましてはあってはならない障害者差別とは一体何なのか、我々指導に当たる教職員等、特別支援教育、先生は道徳教育とおっしゃられましたが、広く人権教育ですね。人権教育の自分の障害者との出会い、差別との出会い、また今後それに自分はどうかかわっていかなくてはならないのか、どんな形で向き合っていかななくてはならないのかということを明確にし、教職員はおのれの中身をそんな形で今度は再確認していかななくてはならないと思っております。町教委といたしましても、子どもと教職員のさらなる人権意識の高まり、向上に向けて研修をさらに深め、各学校、園との連携強化を図っていきたいと考えております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） ご丁寧に教育に対する思いを語っていただきましてありがとうございます。今ありましたように、教育長の方も命と人権をキーワードという形で長年そのフレーズを、私も知っておりますけども、非常に大切なことを踏まえた上で教育長の思いが各学校に伝わってそういう教育をされていかれることを期待しております。

今、教育長が言われました、差別に対してとか障害者に対してと出ましたけれども、ここは非常に大事なところだと思うんです。我々大人は、子どもがいましたら事件に巻き込まれるのを予防しようという言葉をよく聞きます。僕は常々思うんですけれども、事件というのは事件を起こす人がいて被害者がいるわけであって、そうすればもっと根本的に大事なことは事件を起こさないような子どもを育てていなければならないと。今、教育長が言われた人権教育等を含めまして、その辺が大切になってくるのではないかなと常々考えております。

少し戻りまして、まとめになりますけれども、18ページのところは対象者のことにかかわってきます。ここでは肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、知的障害、共通とあるんですけども、細かい話で申しわけないんですけども、実は障害というのはいろいろ種類があるんですが、身体障害においては4つに分かれます。肢体不自由、これは聴覚障害だけじゃなく聴

覚言語障害といいます。そして視覚障害、内部障害が入ります。内部障害というのはオストメイトや人工透析をされている方のことを指します。そういった意味で7つですね、身体障害、視覚障害、聴覚障害、内部障害、精神障害、そして知的障害の中にもう1つ、ケアとしては高齢者の方も入れなければならないということです。この表に関しては別にどうのこうのではないのですけれども、希望としましてはバリアフリー構想がありまして、この中にせっかくハート面とハード面が書かれているのですから、何かハート面があちこちに飛んでまどまっていないような気がしたので、ここからは突出というかすぐにできるハート面なので、こういうハート面でやっぺいこうという計画がなされれば、よりよいのかなという思いもします。それはいろんな面でこれからの準備が必要だと思うんですけども、これは提案としてさせていただきます。

この件につきましては、ハート面、ハード面、そしてバリアフリー基本構想が計画どおり、より町民の皆さんのために役立っていけるような、特にハート面に関しましては教育長の話もいただきました。僕の意見も含めまして提案として、よりよい方法で浸透できるように願います。1つの目の質問についてはこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） それでは、2つ目の項目です。災害発生時の対応について質問します。

町民や地域における自助・共助の取り組み支援についてですけれども、11月25日に大がかりな防災訓練が行われました。その件につきましては、懇談会を通じて内容については詳しく説明していただいております。ことしは650人という人数で来られたということです。そして、同じ日に9時にJアラートが発令されて、住民は各個人でシェイクアウトされた後に集まられて、地域によつたらそのまま二中の会場に行かれる方と、校区外の人に関しては自助訓練防災をされたということで聞いているんですが、その理解でよろしいでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、竹野内議員がおっしゃっていただいた内容で結構かと思ます。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） ありがとうございます。ここでは限定しての質問をさせていただきます。

大がかりな訓練については、町を挙げて非常にすばらしい防災訓練をされているということで評価させていただきます。ここでは、今はなくなったのかどうか、設置をされていないの

かどうかちょっとわからないんですが、かまどベンチというのが近年設置されていたと思うんです。かまどベンチは、災害時にかまどとしてまきをたいてコンロがわりに使える。そして、日ごろはベンチで利用できますよという形でつくられたと思うんですけれども、かまどベンチのつくられた経緯等、そして何カ所にあるのか教えていただけますか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） かまどベンチの経緯でございます。西大和6自治会連絡会としまして、内閣府の2010年度の防災教育チャレンジプランで防災教育特別賞を受賞されております。その同大賞を受けました滋賀県立彦根工業高校の交流で同校が発案したかまどベンチを知り、導入を始められました。その交流等を深められた結果、桜ヶ丘2丁目の自治会がかまどベンチを一番最初に設置されたという経緯がございます。その後、平成24年度から平成28年度までには、桜ヶ丘2丁目の自治会を含めまして21の自治会で設置されております。桜ヶ丘2丁目の自治会につきましては、自費で設置されております。その後、24年度以降の20の自治会につきましては、町の方が資機材として助成をさせていただいているという形になっております。それと設置台数でございますが、全部合わせまして23基でございます。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 詳しい経緯等をありがとうございます。そうしましたら、かまどベンチは今23基と21カ所ということでお聞きしました。このかまどベンチですけれども、例えば限定しますと、防災訓練等で使われているのかどうかということをお聞きしてよろしいですか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） かまどベンチの設置につきましては、以前は防災の意識が各自治会におきましては多少温度差があったかなというふうに以前は認識しておりました。最近におきましては、住民皆様が防災の方に意識を高く持っていていただいております。その部分につきまして、防災の意識に対する考え方が住民皆様の方で変わってきているなという認識をしております。ですけど、かまどベンチの使用の部分につきましては、各自治会の方でお願いしておりますので、使っておられる自治会、使っておられない自治会等があるのではないのかというふうに認識しているところでございます。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 使用の部分は各自治会にお任せなので、そういうデータはないということと理解します。

実は、私が住んでいます片岡台3丁目におきましても、1基つくらせていただきました。

これは住民の方と一緒につくらせてもらって、非常に素人のつくりなのでモルタルの積み方や型がぎちゃぎちゃになったりしながら、最近数年たつので通るたびに大丈夫なんかと蹴ったりするんですけども、劣化については何年間とかあるんですかね。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 耐用年数といいますか、ブロック積みでされていると思います。ブロック積みでされておりますので、コンクリート等を打たれているはずなので、そういう部分が雨で浸透等してくる場合も考えられると思います。そうすれば、やはり多少なりとも劣化が出てくるのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 劣化して壊れてしまったらそこまでということで理解します。今、使用されているかどうかについて、少し限定させてもらうんですけども、片岡台3丁目であるんですけども、防災訓練を毎年やりますが、炊き出しの訓練をします。そのときにでも使わないんですよ。なぜかという、まきがないんです。まきはどのようにするのかということで、ほんならもう今回は使わんところかということになって、結局、防災のあれでいただいた大きいかまどを、電気を引っ張ってきて燃料を入れて使ってみんなで炊き出しして食べるという形です。まきは自分たちで準備するのか、それとも町の方で備蓄して準備して、いざというときにはそこから持っていくのか、そういう流れというか方法というか、決まり事はあるんでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） まきの部分につきましては、やはり自治会ないし自主防災組織の方で準備をしていただきたいというふうに考えております。平成26年度でございましたが、そのときには自主防災組織さんに対しまして10万円の補助等を出させていただきました。資機材の部分について整備していただくような形で町の方が補助させていただいた経緯がございます。ですから、そういうふうな部分も含めまして、自治会の方で準備をお願いしたいというふうに考えます。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 今、少し尋ねたら、葛城台は自主的にまきを備蓄して使っておられるということを聞いたんです。今、部長の答弁では自治会等で準備する、補助という形をおっしゃいましたけれども、準備して倉庫を借りたいので補助をいただけますかという補助のことですか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 以前の自主防災組織に対しての補助金につきましては、資機材等の購入をしていただくに当たりまして補助を出したというケースでございます。ですから、自治会ないし自主防災組織の中で、例えば倉庫を購入しようとした場合、10万円でいけるのかどうかという問題等もあったかと考えます。ですから、その10万円の補助の中で計画をして購入していただくという形になっております。ですから、資機材という限定で今お話しをさせていただいておりますが、そういうふうな部分で防災組織に役立てるような形で補助を出させていただいたということでございます。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） ありがとうございます。これから、まきに関しては自助ですね、自分たちでまきをどうするのかという形で行政の方と話し合っただけで計画的にやっていくということ。ただ、気になるのは、今もニュースで再三言われています南海トラフは確率がどんどん上がってきて、7割から8割の確率で数年以内に起こると。そのときに電気は寸断されると思うんです。我々が防災訓練で使っている電気がつながらへんかったら、まきとかまどベンチが非常に役立つと思うので、その辺の注意観点から周知及び再度計画ではないんですけれども、新たな呼びかけというか、そういう何らかの形で皆さんに浸透できるような形をとっていたければと思うんですが。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、まきのお話をさせていただいているわけですが、例えばまきの保管場所等が一番問題になってくるかというふうに考えます。ですから、ただ単に露出した形でまきを置いてしまえば火災のもとにもなりかねないだろうし、そういうふうな問題も発生しますので、なかなかそこまでの周知というのは難しいというふうに考えます。あとは、自主防災組織の中でどういうふうな形でその部分を整備してやっていくのか、自主防災組織の中でもいろいろ防犯関係や防災関係、それと施設班等々の関係があると思います。そういうふうな形で自主防災組織を立ち上げていただいておりますので、そういう部分の中でお話し合いをしていただいて、どれが一番いいのかというのを見つけて対応していただくのが一番いいのかなというふうに考えております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） そうですね、まきのことをおっしゃっていただいて、露出して置いておくと防災面でもちょっといけないのかなというふうに思います。これは今後の課題として、

今討論したとて結論は出ないと思いますので、今後の自主の課題として考えていかなければいけないし、行政においても注意点として把握をしていただければと思います。

以上で私の質問は終了させていただきます。ご答弁ありがとうございました。以上で終わらせていただきます。

○議長（辻 誠一） 以上で、2番、竹之内議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は3時15分。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時15分

○議長（辻 誠一） 再開いたします。



◇東 充 洋

○議長（辻 誠一） 次に、11番、東議員の発言を許します。

東議員。

（11番 東 充洋 登壇）

○11番（東 充洋） 今年最後の一般質問ということで、みんなを見たら眠たそうな顔をしているんですけども、おつき合いのほどをよろしくお願ひしたいと思います。11番、日本共産党、東充洋です。

今議会での私の一般質問は、上牧町を町内外の人たちによく知ってもらうための施策について、教育について、介護保険料について、公営住宅管理条例の改定についての4点を質問いたします。

昨日、遠山議員の一般質問の中で15回目の質問を行うという発言がありました。それを聞いていて、私は一体、何回一般質問を行ってきたのかなと。一生懸命考えながら、昭和54年3回とかいうて計算した結果、1979年6月議会から2018年12月議会まで、議長の2年間8回は一般質問を行っていませんので、ちょうど150回目の質問ということになりました。これまでの一般質問149回の質問を振り返ってみて、一向に質問が上達せえへんなどと自分で反省をし

ているところです。しかし、反省ばかりしていても前には進みませんので、一般質問に入っ
てまいりたいと思います。

一般質問に入る前に、安倍首相の強権的な政治に一層危機感を抱くこととなりました。安
倍首相の3選後の初の臨時国会が閉幕しました。安倍首相はルールの連続と強権的手法で外
国人労働者の受け入れを拡大する出入国管理法の改定を強行しました。外国人労働者の受け
入れや業種などの奨励等に委ねた空っぽの法律です。政権側も議論したら切りがない、やや
こしいと認めた法案を衆議院、参議院でもわずかな審議期間で押し通したのは重大です。浜
の漁業を企業に明け渡す漁業法の改悪、水道事業を企業のもうけの対象にする水道法の改悪、
酪農家など危機に追い込む日欧EPAの承認なども強行に次ぐ強行の連続でした。国民に重
大な中身が説明できないという破綻が招いた暴走です。文字どおり国民と国会を愚弄するも
のです。こうした政治がいつまでも許されるはずがありません。国民からの批判と反発が強
まるのは必死です。日本共産党が発行する赤旗新聞の12月11日付の主張の一部を紹介いたし
ました。政治の流れを変える、そのために私は奮闘する決意を申し上げ、一般質問に入っ
てまいりたいと思います。

初めに、上牧町を町内外の人たちによく知ってもらうための施策についてです。さきの9
月議会において、町内外の人たちに上牧町の魅力をよく知ってもらうための施策として、名
所・遺跡・史跡に案内板を設置してはと提案いたしましたところ、町長から早急に取り組む
との回答をいただきました。案内板の設置計画の進捗状況について説明を求めます。また、
今回の提案は、上牧町の魅力をDVDやネットで紹介する画像を作成することを提案いたし
ます。上牧町のご所見をお伺いいたします。

2つ目の質問は教育についてです。9月6日、文部科学省は、小中学生が通学するときの
荷物の重さに対し配慮するよう求めた通知を出したとの報道がありました。上牧町はこの問
題に対し、どのように対処されるのか説明を求めます。

3つ目の質問は介護保険料についてです。高齢者の住民税非課税世帯が増加しているとの
報道がありました。私たち共産党が実施したアンケート調査でも、65歳以上の介護保険料の
負担が生活を圧迫していると回答されています。厚生労働省の調べで差し押さえが最多とな
ったとの報道もありました。介護保険料における滞納状況と減免制度についての説明と、ご
所見についてお伺いをいたします。

4つ目の質問は公営住宅管理条例の改定についてです。平成30年3月30日付で公営住宅管
理標準条例（案）の改正について、都道府県知事、政令指定都市の長に送付され、2020年施

行に向けて進められています。保証人の規定、請書提出の義務づけの削減、緊急連絡先の規定の問題等々が挙げられています。上牧町の準備状況とご所見をお伺いいたします。

質問項目は以上です。再質問については質問席でとり行います。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） そしたら、1つ目の案内板の設置の進捗状況についてでございます。案内板につきましては、少し前に片岡城跡の案内板を下牧側と金富側に2カ所させていただいたということもございます。今後におきましては、名所・史跡等の案内板につきましても現在検討しているところでございます。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） ぜひお取り組みのほどをお願いしたいというふうに思います。

それと、今回提案をさせていただいているのは図書館からお借りしてきた大淀町の歴史文化遺産ということで、大淀町の教育委員会が作成されたDVDです。大淀町の名所だとか史跡などがここにおさめられているということで、大淀町から上牧町の図書館に贈られたものです。このように自分の町をアピールされているというものです。ぜひ上牧町もこのようなDVDをつくるなり、そしてホームページからクリックすれば映像が見れるというような、映像をもとに上牧町をアピールしてはどうかという提案でございますが、いかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 上牧町の魅力をDVDやネットで紹介する映像を作成してはということでございますが、本町におきましては、今まで上牧町を発信する手法として観光マップや冊子等を作成させていただきましてPRに努めているところでございます。今回、議員よりご提案いただいております映像での魅力発信につきましては、最近でいいますと、少し内容は大淀町さんとは違うんですが、「すむ・奈良・ほっかつ！」で移住定住をテーマにしたプロモーションビデオを4町共同で作成していただいたものがございます。ただ、町独自ということでございますと、私の記憶の中ではそういったものは作成できていないという認識は持っております。

現在、さまざまな情報が映像化されまして瞬時に伝えられる時代でございます。また、上牧町の都を発信する手法といたしましては有効であると考えております。ただ、現在、上牧町の魅力を向上させる取り組みといたしまして、滝川を中心とした歩道の整備や上牧町久渡古墳群の公園化も予定されております。今後そういった形で上牧町の魅力向上を図っているところでございますので、そういった事業がある程度の完成時期等も踏まえまして、作成の

費用も少し多額になろうかというふうに聞いておりますので、そういったものを含めましてちょっと研究をしていきたいと思っているところでございます。また、先ほどおっしゃっていただきましたように、ユーチューブ等で流すという手法もございますし、またフェイスブックなどのSNSを活用した情報の発信もできますので、そういったことも研究させていただきたいと考えております。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） 当然、研究をしていただかなければならないのかなというふうに思いますし、すぐさま実現できるというものでもないかなと思うんです。こういうふうにDVDにしていくのはそれなりの費用がかかるというふうに思うんですけれども、ホームページを見れば、まず一番初めに出てくるホームページの1ページ目には各上牧町の名所が移り変わるような状況になっているじゃないですか。あれに音声を加えてアピールするのも1つじゃないでしょうか。その上で、今後、久渡古墳がどのような状況になるのか、まだ想像はできないんですけれども、そういうことが決まり、整備が整ったときにはDVDなどを作成していくということで、段階的なもので進めていかれてはどうかというふうに思うんですけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 今、議員がおっしゃっていただいたとおり、作成につきましてはちょっと多額ということもありまして、なかなかDVDをというわけにはいきませんし、またそれをつくりますと毎年というわけにもいかない部分もございます。先ほど少し触れていただきましたように、確かにホームページを立ち上げますと写真的なものがスライドで流れていますし、またほかの課におきましても、教育委員会にはあれ以外のデータであったりとか写真であったりも持っていますし、またうちの方でつくりましたガイドブックがあります。そういったものを活用しながら費用は若干かかるかと思うんですけど、できることがあればということで、少し研究もしていきたいとは思っております。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） 何よりも、やはり上牧町を知ってもらうということが一番の目的でありますので、マップとか案内書等をつくっておられるわけですが、それは一つ一つのものとしてあるわけで、それを総合的にまとめ上げて見れるものにしないと効果は余り発揮できないのではないかなというふうに私は思います。ですから、そこの辺を工夫する必要があるであろうというふうに思います。上牧町はほかの行政に比べて、ひよっとすれば史跡だと

か遺跡だとか歴史的なものが少ないのかもわかりません。しかし、風景だとか滝川の状況だとか歩道だとかはまとめ上げたら非常によいものができるのではないかなと。そういうものを見て、上牧町っていいところだなと思ってもらえればしめたものだというふうに思うので、そういう発想を持っていただきたいなというのと、もう1点は先ほどのご答弁の中にあっただけですけれども、フェイスブックとかそういうところは上牧町にありますか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 今現在、フェイスブックにつきましても、活用というんですか、導入をさせていただこうと思ひまして、基本づくりといひますか、要綱をうちの方で作成させていただいてるところでございます。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） そういうフェイスブックなんかもSNSを活用して、上牧町のいいところを携帯なりで撮って、すぐさま発信するというような状況をつくり出していければもっとも上牧町の知名度が上がるのではないかなと。新町、下牧、あの辺の山の風景を全国に見せてあげれば、なかなか上牧町はまとまった町だなと思ひただけというふうに思ひますね。そこは我々みんなが上牧町に自信を持ててもいいと思ひます。ですから、DVDというふうに書きましたけども、それだけにはこだわられません。まあ、できればいいわけですけど。ですから、いかに上牧町を全国に発信していくんかと。奈良県でも上牧町を知らん人がいてるんですよ。私、新宮へ帰るときにずっと169号線を走るんですけども、上北山でとまって聞いたときに「上牧町ってどこですか」と言われました。せやから、そういう状況ですので、かなり離れたところに行きますと上牧町の知名度はないということがありますので、ぜひそういうことのない、「上牧町ってあそこか」というような状況をぜひつくっていただきたいなと。上牧町の魅力をもっともっと知らせていってほしいなということを要望しまして、フェイスブックなり画像に取り組むなり、そういう工夫をぜひお願いしたいと思ひますが、いかがでしょう。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 先ほどのフェイスブックでありますけど、早急にということ、少し前から調整はさせていただいておるんです。フェイスブックを立ち上げた時点で更新ができていないというようなことでは、そういった面でも入れるは何も情報は発信できていないということがあってはいけないということもありますし、そういう仕組みづくりを現在させていただいております。でき上がり次第、早急にフェイスブックを立ち上げていきたいと思

っております。また、先ほどのPRにつきましても、以前から本町におきましては、そういった部分が少し足りないなというふう感じておりました。何とかそういうものを活用しながら、ホームページであれば携帯もみんなお持ちですので、動画という形で日本全国、極端に言えば世界中どこにいても上牧町をより多くの方に見てもらおうということもできますので、そういった部分を少しずつではありますが、フェイスブックを早急にできるようにさせていただきたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） 昨日の町長のお話でも、王寺4町でそういうふうな回廊的なもので回られるような状況を4町でつくっていかうというようなお話もされておられました。それはそれとして進めていっていただくとともに、そういう中でも上牧町にはこういう魅力があるんですよと強調するものをぜひつくっていただきたいということを希望しまして、この質問を終わりたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） そしたら、次の質問の小中学生の通学するときの荷物の重さについての配慮ということで説明させていただきます。

現在、小・中学校において、教科書、ノート、各種ドリル、問題集、資料集、道具セット、裁縫、図画、書道等の多くの携行品があります。その多くを普通は学校へ持っていくという形になっております。その中でも、現在は図工、裁縫、書道とかは、ほぼ学校に長期休暇になるまで預けているという形になっています。また、物が多いということで学校との相談も当然過去からやっております。そのことから、先ほどはちょっと忘れましたが、教科書もA判にかわって、またちょっと重たくなっているのは事実であります。このようなことから、児童、生徒は何を持ち帰り、何を学校に置くことにするかについては、各小・中学校が学校の授業実態を考慮して判断しているところであります。その判断に当たりましては、当然、健康、安全への配慮が必要であり、児童、生徒の発達段階、低学年から高学年という場合もありますし、学習上の必要性、通学上の負担などを保護者との相談もしていき、連携しながら進めているところであります。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） ですから、早い話が置き勉をできるのかどうかということなんですけれども、それについてははっきりとどのような方向ですか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○**教育部長（塩野哲也）** 置き勉強はできるということで、ただ、やっぱり学力もありますし、毎日の復習という部分がありますので、基本的な5教科についてはほぼ持って帰ると。その5教科の中でも資料集なり、問題集なり、必要ない部分は置いておけるという状態になっております。

○**議長（辻 誠一）** 東議員。

○**11番（東 充洋）** これ、小学校1年生の場合、2005年から2011年までの教科書の総重量は1.2キログラム、2011年から2015年は1.4キログラム、2015年からは1.6キログラムになっているんですね、小学校の全てではないと思うんですけど、まあ、そういうふうになっている。中学校1年生の場合は、2006年から2012年までの総重量が5.4キログラム、2012年から2016年は6.1キログラム、2016年から現在までは7キログラムということでふえているんですね。先ほども部長がおっしゃいましたけれども、ふえている理由はB判からA4にふえたりしているということも1つの要素だと思います。そして、いろんな参考資料だとか問題集だとかいうものふえているんだろうというふうに思うんです。教科書の重量増には文部科学省が制定する学習指導要領にも原因がある。なぜかといいますと、1つは7年前の脱ゆとり教育によって、文部科学省が教科書の内容をふやす方針、方向へ方針を転じたこととも言われています。もう1つは、教科書検定で指導要領の内容が全部載っていることが合格の条件で、指導要領の中身が増加すればするほどページ数もふえて、教科書の中身も自動的にふえるという状況になっている。そのほかに先ほどもおっしゃられましたように、資料や問題集などの補助教材がふえているということも重量増の一因となっているということです。

予習復習に必要な分というのは当然あると思うんですけども、それだけではなしに文部省も国内での検証はないらしいんですけども、何を参考にしたかといいますと、米国の小児科学会の提言を1つの参考としたというふうに言われています。米国の小児科学会は通学時のバッグ、それからパックの重さは子どもの体重の10%から20%を決して超えないことというふうに提言されているそうです。

ですから、今のところ、小学生でしたら体重は20キロ台ですかね。そういうことですので、十分必要ではないかと。和光大学の制野俊弘准教授は、背骨は骨格の中心として体を支える大事な部分、重いものを持つと前かがみになりがち、成長期には骨も柔らかいため背骨の形に大きく影響することがあるというふうに指摘されているんです。子どもたちの健康の面からも、やはり通学は重さを軽減するという方向をぜひ上牧町でも再考していただきたいなというふうに思うんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 特に小学校1年生やという話は今言いましたね。これから成長する大事な時期だと考えております。学校の方でもそのことは十分配慮して行っていますが、より一層いろいろな配慮を考えていきたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） わかりました。なぜこれを取り上げたかといいますと、私の孫2人が小学校1年になるんです。私ごとで、1人はものすごいちっちゃいんですね。あんなランドセル背負って行けるのかなと思うぐらいちっちゃいもんですから、それで1つは気になったところもあるんです。ぜひ子どもたちの健康の面も考慮して、できるだけ置き勉強ができて、そして子どもたちの持つ負担を軽減していくという方向の取り組みをぜひお願いして、これに対する一般質問は終わりたいと思います。

次をお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 介護保険料における滞納状況につきまして、ご回答をさせていただきます。直近3年間の部分につきまして、報告をまずさせていただきます。平成29年度におきましては滞納額1,042万6,950円、件数は209件になっております。28年度におきましては1,194万9,850円、滞納件数は218件、平成27年度におきましては1,225万4,600円、滞納件数が231件という結果になっております。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 続きまして、介護保険の減免制度も記載していただいていると思います。介護保険料における減免制度といたしましては、介護保険法第142条にて特別な理由があるものと定められており、これに基づき上牧町介護保険条例第9条におきまして定めておるといふものでございます。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） まず、今お答えいただいた9条のところなんですけども、その減免については、上牧町はどのような実施状況になっているんでしょう。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、平成29年の減免状況でございますが、減免者数1件でございます。減免額が4,600円です。1つ前に戻らせていただいて、平成28年度の減免者数も1件でございます。このときの減免額は2,300円というふうな状況でございます。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） なぜそれを聞いたかといいますと、悪いとかいい話じゃなくて、これは普通徴収の保険料なんですけども、2012年、平成24年の普通徴収の収納率が91.0、滞納が3.13%、そして平成25年、普通徴収の徴収率が92.11、普通徴収の徴収率が5.37、そして26年が90.89、滞納繰越分の徴収が5.45、27年が普通徴収の収納率が91.52、普通徴収の滞納繰越分の徴収が5.33、28年度は普通徴収の収納率が92.97、滞納繰越分が9.67、ごめん、29年度は出してないわ。普通徴収は92.04、ここはちょっと割ってないので、こういう状況で9.61ですので大体約10%というのがあるんですけども、それまではほぼ3%台、5%台で、5%でも5.45、5.33というような繰越分の徴収率なんです。そういう中で、平成27年は2,776万2,754円を不納欠損しているわけです。不納欠損しているのが悪いとかどうなんじゃなくて、不納欠損せずにそのまま滞納繰越分をずっと持っていても、これを何%徴収するかということで、かなり高い目標を予算のときにはつけられると。ところが、実際には5%台が続いているという状況のもとで、1つは大きくは関係ないんですけども、歳入不足というようなことも考えられるわけですから、適当な時期に適切に処理するということは必要です。ですから、そういうことで処理されたというふうに私は理解しています。ですから、こういう不納欠損を出すならば、先ほど言いました減免をもう少し慎重に扱っていければ、ここまでの滞納が出ないんじゃないかというふうに考えるんですけども、その辺の考え方はどうなんでしょうね。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、先ほどの第9条の内訳に戻るんですが、9条の第1号として災害に関する部分で減免する。それと2の方ですが、病気とか心身に関すること、3つ目がリストラに関すること、4つ目が風水害、それから通常あるその他以外のものというふうな文言でさせていただきます。今、議員おっしゃっていただきましたように、今現在で、先ほどもお答えさせていただいた1件だけでした。これがまずどこまで周知されているのか、当事者がどこまで知っておられるか、これがまた疑問になる。そしたら、そのぐらいの不納欠損が落ちる状況であれば、その人たちがどういう状況なのであろうか、それは私どもも申請に来て出していたかからない限りはわかりかねるところもあるんですけども、その辺のところももうちょっと踏まえて、今後検討させていただくことは可能かというふうに思います。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） 基本的に減免にするという制度は今おっしゃったように、例えば災害

とかそういうところに限られていて、普通は国保だとかそんなところで言っている減免とは違うんですね。ですから、そういう減免制度がこの介護のところにはないということで、そういうふうにつくれば当然80万未満の方なんていうのは非常に多いわけで、今どんどん増えてきているというのが全国的な特徴じゃないですか。そういう中で、減免制度が介護保険にはないということですので、そういうものを国保のようにつくっていただければどうかというところで、今回伺ったのと、それからもう1つは、今報道では差し押さえというのが非常にふえてきているというんですけども、上牧では差し押さえの実績はあるんですか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 差し押さえの件数につきましては、平成29年度に1件、平成28年度に1件、平成27年度に1件となっております。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） 29年は1件、28年は1件、27年は1件という、この差し押さえされたのはどの辺の階層の方なんですか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） はっきりした部分はわかりませんが、多分8階層か9階層、そのぐらゐの階層かなというふうに認識しております。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） これについての調査は当然されて、差し押さえられたというふうに思うんですけども、生活状況はどういう状況だったんでしょう。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） この調査につきましては、多額な年金を受給されていた方になっております。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） その方は、普通徴収だったんですか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 普通徴収でございます。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） 上牧町でもそういう例があるということがわかりました。

それで、もう1つ聞きたいのは、今のところは1から14までの階層があるじゃないですか。

1は80万円未満の方というふうな形でやられているわけなんですけども、ほとんど65歳以上

の方は年金で徴収されているということで、特別徴収で滞納はないということで100%の徴収をされているわけです。ところが、そういう80万円未満の人は普通徴収で手払いであったりするというのは理解できるんですけども、それ以外のところで14の階層の人も普通徴収されているのはどういう理由があるんですか。本人が申し入れすれば、そういうふうに普通徴収をできるんでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず普通徴収の要件でございますが、65歳になったすぐのとき、まだこれは特別徴収できません。それと、他の市町村から転入されたとき、切りかえさせていただきますから、住所が変更になりますから年金からの特別徴収がさせていただけない理由になっております。それと、一定の所得以外に確定申告をされて、年金以外の所得が入ったとか云々になったときに、更正がかかります。この場合にも普通徴収に1回切りかえさせていただくこととなります。それと、年金が何かの状態で一時的に差しとめになって引けないという方、この場合に関しては普通徴収に切りかわってしまいます。個人様が年金をもらっておられます、それがちょっと私は手払いしたいんだというふうなお答えをもらったとしても、申しわけありませんが、そういう方に対しては選択というのは今現在、介護保険の方にはございません。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） なるほど、そういうことで普通徴収に回るわけですか。それが不思議でしゃあなかったんです。65歳で何で普通徴収になるのかというのがずっと疑問やって、わかりました。ありがとうございます。

ほんで、普通徴収で他町から上牧町に編入されるというときに、もともと住んでいた住民票のあったところで滞納があったと。上牧町に来られたというような場合はどうなるんですか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 他町の場合の部分については見てない状況でございます。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） 他町で滞納があっても、住むのはそういうことで拒否するなんていうことはできへんわけやからわかるんですけども、そういう方が上牧町に入ってこられて、ずっと同じ状況であるということも考えられんこともないということですね。そういうふうに思ってたよろしいですか。わかりました。そういうふうに思います。

もう1つは、今7期の計画が始まったわけなんですけれども、今も申しましたように、普

通徴収のところでは100%の徴収なんてあり得ないわけですから、徴収にこだわるわけではないんです。今回、上牧町は200円減額されたわけなんですけれども、この計画を立てて保険料を決めていくときに、当然、徴収率というのを加味してされるわけですよね。そのときに例えば95%としたら5%は明らかに入ってこないという状況のもとで、その5%をどうくみされるんでしょう。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今、ご質問の介護保険料の部分につきましては、市町村の計画において介護保険給付費対象サービスの見込み料に基づいて算定した保険給付に要する費用等の予想額、第一被保険者の所得の分布状況及びその見通し、個々負担等の額に照らして、3年間を通して財政の均一化を保つことができなければならないというふうに介護保険法の第129条でうたわれております。その中から、中期的に安定した財源確保を可能にする観点から、3年を通じ財政の均等を保つことが必要である市町村介護保険事業計画の期間が3年間の支出及び収入状況を勘案して保険料を算定することとなっておりますので、私どもの方でしたら、先ほど言うてるように99.8でしたら3年間の部分の収納率も勘案して入ってくるという、失礼な言い方ですが、見込みを立てて原則で保険料を3年間という形で作らせていただくような形になっております。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） ということは、95%とするじゃないですか、そしたらその分は、こだわっている人がいてるんですけれども、普通の我々がその分を乗せられる、例えば普通1万円としたら、1万1,000円を上乗せされてこの計画が組まれているというふうに理解できるわけですか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 当然100%と計算させていただくのと、95では5%の開きが出ております。私もそのことはお聞きしたことがあります。ただ、あくまでその財源がもし100で組んだとしたときに、100で計算をさせてもらいましたら、必ず給付との部分で差が出てきますので、私どもは一応今までの収納状況を踏まえて計算しなければなりません。当然差額が出てまいったら、これまたかかわってきます。おっしゃるように、そのときに私もお答えさせていただいたんですが、申しわけありませんが、そういう考えなので100%を目指すよう徴収の方を努力させていただきましますとしかお答えさせていただかなかったというのが現状でございます。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） そうですよ、100%の徴収を目指すという状況のもとでないと計画なんて立てられませんよね。しかし、現実としては絶対100%なんてあり得ないわけですから。そういうもとの、その部分をどうするかといったときには、すいません、ちょっと200円ずつ国保に加味させてもらいますというような状況が多分あるんだろうと。ある人によってはそれはちょっと違うんちゃうかという人もいて悩ましいところなんですけれども、仕組みとしてはそういうことだというふうに理解をしておきたいと思います。わかりました。ありがとうございます。国保のような減免がされるような条件つきでなく、やはり生活困窮に陥ったときには減免していただけるような制度をぜひ研究してやっていただきたいなという希望をいたしまして、この件については終わりたいと思います。

次をお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 公営住宅管理条例の改正について、その中で上牧町の準備状況とご所見ということの回答をさせていただきます。

公営住宅管理標準条例（案）の改正に基づき、上牧町営住宅条例に制定制度を改正された内容に反映するために現在調整をしております。議員から書類をもらいまして中身を拝見させていただきました。この中で大きな改正ポイントが3つございます。

まず1つは入居手続における保証人の連署する請書提出の義務づけを削除し、説明中に緊急時の連絡先の提出を新たに記載するという内容です。これにつきましては、住宅に困窮する低所得者への住宅供給という公営住宅の目的を踏まえ、公営住宅の入居に際し、保証人を確保するというにより一層困難となることが懸案されることで、保証人を確保できないために公営住宅に入居できないといった事態が生じることがないように保証人に関する規定を削除するというを文面で書いておられました。その中で、入居時において緊急時に連絡がとれるよう、勤務先、親戚や知人の住所等を提出されることが望ましいといった緊急連絡先を求めています。

大きな2つ目は、入居者資格の説明中から地域の実情に応じた入居者条件の事例を削除するという内容です。これにつきましては、いわゆる入居者条例の説明に示された国税・地方税を滞納していないものであることの記載の削除、それと入居者収入の基準の条例の削除等々がございます。

そして、大きい3つ目は、家賃の減免または徴収猶予の説明に民生整備局との十分な連携

を追記されております。これについては家賃の減免等、負担軽減を講じるということで民生整備局との十分な連携を図るということです。

そのほかに改正というか修正がございます。指定管理の制度の創設と管理の特例の規定、入居者資格の見直し、認知症の入居者に係る収入申告義務の緩和、高所得者の収入基準の条例化、それと議員の方からいただいたもう1つは、公営住宅の修繕義務修繕費用の負担、長寿命化の計画等もございますので、2020年の施行に向けて担当課の方では県との協議をして、今条例の改正に向けて調整を図っているのが現状でございます。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） これについて調整が行われていくことだろうというふうに思うんですけども、今の上牧町の町営住宅の状況は、議員の皆さんが承知している状況だというふうに思うんですね。そういう中で、私の渡した資料の中で書かれていることはよくわかるんですけども、ちょっと上牧町の実態とは合わへんのちゃうかというふうに、私自身は思っているんです。その資料に書いていることが本来の公営住宅に対する考え方なんだろうというふうには思っているんですけども、しかし請書をもう要りませんよというふうになってしまった場合、本当に上牧町はそれで成り立っていくのかなという心配がありまして、今回質問したような次第なんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 確かに上牧町の場合、そういう請書を削除するということは自分自身も不安と思うんです。そのかわり緊急連絡先も追加なされているけれども、例えばこの緊急連絡先でも携帯は持ってない、家に電話があっても通じてない。そういったときにこれを拝見させていただいて、今、議員が言っていた請書の問題もあるし、緊急連絡先もございますので、近隣の市町村もどういうふうな状況になるのか、県とも今協議をしています。自分自身もこの書類を見させていただいて疑問なところがいっぱいあるので、また勉強しながら、そのときが来たら議員懇談会を開かせていただいて説明の方を丁寧にさせていただこうと自分は思っております。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） わかりました。その辺は私も今回初めてこの文書を見たもんですから、十分な把握はしておりません。そういう中で、例えば家賃の減免、それから徴収猶予なんていうのは上牧町の実績としてはどういう状況になっているんですかね。

○議長（辻 誠一） 生活環境課長。

○生活環境課長（吉川昭仁） 今の件でございます。現実につきましては、13世帯の方が減免
されておるといことでございます。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） 減免に値する条例、それから規則はいろいろあると思うんですけども、
それはどのような文言になっているのでしょうか。

○議長（辻 誠一） 生活環境課長。

○生活環境課長（吉川昭仁） これにつきましては、要綱で定めております。基本、災害もそ
うですし、一番の要点は病気で長期間入院されておるとい部分で減免されているのが実情
でございます。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） ということは、災害だとか病気だとかいうふうにあると思うんですけ
ども、入居者の収入が著しく低額になってしまったというような状況でしょうか。その場合
ならば、著しく収入が減ってしまったというところは、一体どれぐらいの金額までの範囲を
いうんでしょう。

○議長（辻 誠一） 生活環境課長。

○生活環境課長（吉川昭仁） おおよそでございます。家賃の基準額がございまして、そこか
ら簡単に言いますと医療費を引きます。その中で減免基準額というのが決定するわけで、一
応2万6,000円までの場合は基本家賃の40%減免とか、5万2,000円までの場合は20%の減免
というところで決めさせていただいております。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） わかりました。また、そういう状況も今後もぜひ聞かせていただきた
いというふうに思います。この問題は、先ほど最後に言いましたけれども、公営住宅として
修理を延命のためにきちっとやっていかなければならないということも書かれているわけ
ですので、その辺は今後一番心配している状況が生まれてくるのかなというふうに思います。
町長、これ、やはり我々が心配しているように、公営住宅について定期的にどのような補修
なり改修をしていくのかが求められますので、上牧町としてもきちっとした計画を住宅に対
してつくっていかねばならないというふうに思うんですけども、その点はいかがでしょ
うか。

○議長（辻 誠一） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、それぞれ部長、課長の方からお答えをさせていただきました。法律

が変わるわけでございますので、やらないというわけにはまいりません。そうしますと、日ごろの調査であるとか指導であると、そういうことが最重要になってまいりますので、しっかりとこれからそういうことをやっていくと。それとあわせて、きのうでも現代化計画というような言葉で説明をいたしておりますが、北上牧の地区の中には空き地がたくさんございます。それと住宅も解体をして更地にして今後の利用も考えていく、そういう土地もございます。そういうところを再利用しながら、ドーナツ現象になっております地区をまたもとに戻していく、そういう中で我々はしっかりと計画を立て直して皆さん方にお示しをする必要があるのかなど。しっかりとこれから考えていきたいというふうに思います。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） わかりました、町長。そういう計画も含めて、それから修繕、補修の方もこれから多額な費用がかかってくるのではないかというふうに思いますので、ぜひ十分な計画を組んでいただきたいと思います。

以上をもちまして、私の150回目の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（辻 誠一） 以上で、11番、東議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○議長（辻 誠一） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時14分

平成30年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第4号）

平成30年12月18日（火）午前10時開議

- 第 1 総務建設委員長報告について
- 第 2 議第 2号 上牧町空き家等及び空き地の適切な管理に関する条例の制定について
- 第 3 議第 4号 平成30年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について
- 第 4 議第10号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 文教厚生委員長報告について
- 第 7 議第 1号 上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議第 3号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の一部を変更する規約について
- 第 9 議第 5号 平成30年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について
- 第10 議第 6号 平成30年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について
- 第11 議第 7号 平成30年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について
- 第12 議第 8号 平成30年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について
- 第13 議第 9号 平成30年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について
- 第14 意見書案第1号 国民健康保険県単位化に伴う国保運営のありかたに関する意見書
（案）
- 第15 意見書案第2号 奈良県医療費適正化計画における「地域別診療報酬」活用検討の撤回を求める意見書（案）
- 第16 意見書案第3号 認知症施策の推進を求める意見書（案）
- 第17 陳情第1号 県立高校適正化計画に関する陳情書
- 第18 ごみ処理問題特別委員会報告について
- 第19 財政問題特別委員会報告について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	堀内英樹	2番	竹之内剛
3番	遠山健太郎	4番	牧浦秀俊
5番	吉中隆昭	6番	長岡照美
7番	富木つや子	8番	服部公英
9番	石丸典子	10番	康村昌史
11番	東充洋	12番	辻誠一

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	西山義憲
教育長	松浦教雄	総務部長	阪本正人
総務部理事	中川恵友	都市環境部長	杉浦俊行
住民福祉部長	濱田寛	水道部長	中村真
教育部長	塩野哲也	総務課長	山下純司

職務のため議場に参加した事務局員

議会事務局長	山本敏光	書記	山口里美
書記	高木寛行		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（辻 誠一） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（辻 誠一） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。



◎総務建設委員長報告について

○議長（辻 誠一） 日程第1、総務建設委員長報告について。

東委員長、報告願います。

東委員長。

（総務建設委員長 東 充洋 登壇）

○総務建設委員長（東 充洋） おはようございます。11番、東 充洋です。

総務建設委員長報告を行います。

12月6日の本会議におきまして、議第2号 上牧町空き家等及び空き地の適切な管理に関する条例の制定について、議第4号 平成30年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について、議第10号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての4議案が当総務建設委員会に付託されました。12月7日、総務建設委員会を日程のとおり開会をいたしました。審議内容及び審議の結果について、ご報告をいたします。

議第2号 上牧町空き家等及び空き地の適切な管理に関する条例の制定について。

この議案について、理事者側の説明は、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたことに伴い、上牧町においても、空き家等及び空き地が防災、防犯、衛生、景観などさま

ざまな面で地域住民の生活環境に深刻な影響を与える可能性がある空き家が増加しており、この条例の制定により、町民の生命、身体及び財産を保護し、生活環境を保全するとともに、健全で快適なまちづくりの総合的な推進を図ってまいりました。また、空き地については空家等対策推進に関する特別措置法では対象としていませんが、条例で対応できるように規定し、危険な状態を緊急に回避するために町長が必要最低限度の行為を行う緊急安全措置に関する規定も条例で定めておりますとの議案説明に基づき、審議が行われました。

各委員からの質疑は、以下のとおりです。

問。定義、第2条2項1では、現に建物がなく人が使用していない土地とあるが、使用していないかどうか判断する基準について説明を求めます。答。人の居住や出入りがなくて、継続して使用されていない状態のことで、国の指針ではおおむね年間を通して使用実績がないというのを1つの判断基準としております。問。町民等の役割、第6条では、町民等は管理不全な状態であると疑われる空き家または空き地を発見したときは、町にその情報を提供しよう努めるとあるが、情報提供の方法について説明を求めます。答。広報でお知らせするのは個人情報のためできませんが、自治会のパトロールなどでそのような管理不全な状態の空き家、空き地が見つかった場合、情報の報告があれば対応してまいります。問。第8条、上牧町空き家等対策協議会について説明を求めます。答。協議会の構成は、議会の議員、関係行政機関、地域住民代表自治会など、学識経験者、弁護士、司法書士、建築士、土地家屋調査士などによる委員12名以内をもって協議会を構成します。問。第20条の緊急安全措置について説明を求めます。答。台風や豪雪などの自然災害により、空き家等の建築材が飛散または倒壊すること、または落雷等により通行人や近隣住民に被害を及ぼすことが明らかな場合で、かつ緊急に対応する必要があり、居住者等に指導等を行う時間的余裕がないときであって、専門知識を有する者から意見を求めるなど、一定の条件を満たしたときに限り、所有者等の同意がなくても、町が必要最低限度の範囲で危機を回避する措置を講ずることができる旨を定めたものです。

以上、慎重審議の結果、全委員異議なく可決されました。

議第4号 平成30年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について。

平成30年度一般会計補正予算（第5回）は、1億32万8,000円を歳入歳出予算にそれぞれ追加し、歳入歳出予算額を76億8,639万6,000円とするものです。

補正予算の主な内容は、人事院勧告による人件費の調整、来年行われる知事・県議会議員選挙費477万1,000円、障害福祉費における国庫負担金のそれぞれの精算金1,007万2,000円、

道路水路管理補修工事、片岡台6号線舗装修繕工事費1,078万8,000円、町営第五住宅屋根改修工事費4,927万4,000円、積立金として減債基金に706万円が計上されました。なお、町営第五住宅屋根改修工事費4,927万4,000円については、事業年度がまたがるため繰越明許となります。

各委員からの質疑は、以下のとおりです。

問。歳入の児童福祉費補助金、保育対策総合支援事業費補助金について、保育運営費補助金と思うが、6万6,000円の減額の説明を求めます。答。認可外保育施設の安全対策事業で、子どもの森上牧園に対する補助金の申請であったが、待機児童や児童数の減少により、経営が成り立ちにくいということで廃園になったための減額です。問。歳出における一般管理費の委託料、測量及び登記委託料123万3,000円の説明を求めます。業務内容については、調査業務、測量業務、申請手続業務、境界明示申請手続になります。詳細箇所は上中里521の1及び520の1であります。問。土木費の都市計画費、公有財産購入費17万5,000円について説明を求めます。答。服部明星線用地費の当初購入予定地122.12平方メートルを平米単価3万1,000円の378万5,720円を計上していたが、地図混乱地域により地図訂正及び地籍分筆ができないことから、道路部分以外の残地購入が必要なため、面積5.62平方メートル、単価3万1,000円で17万4,000円を予算計上いたしました。

以上、慎重審議の結果、全委員異議なく可決されました。

議第10号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

この議案に対する理事者側の説明は、今回、人事院勧告により、期末手当12月支給率を100分の172.5から0.05引き上げ、100分の177.5と支給率を改正します。また、平成31年度4月から、6月支給分を100分の157.5から100分の167.5に、12月支給率を100分の177.5から100分の167.5と支給率を改正し、総支給率は100分の335で変わらずと説明がありました。

審議の結果、質疑なく、全委員異議なく可決されました。

議第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告により、一般職の給与の勤勉手当12月支給率を現行の100分の90から100分の95に、再任用職員の期末手当12月分支給率を現行の100分の42.5から100分の47.5に支給率を改正。給与表の改正では、平均0.2%引き上げ、初任給1,500円、若年層1,000円、その他は400円の引き上げを基本に改正。宿日直手当を一般職、現行4,200円から4,400円に、水道部門においては6,300円から6,600

円に改正。平成31年度一般職の期末手当について、6月の支給分100分の122.5、12月支給分100分の177.5を、6月、12月支給分の支給率を一律100分の130に改正するとの説明がありました。

審議の結果、質疑なく、全委員異議なく可決されました。

以上、総務建設委員会の報告といたします。

○議長（辻 誠一） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

◇

◎議第2号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第2、議第2号 上牧町空き家等及び空き地の適切な管理に関する条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第4号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第3 議第4号 平成30年度上牧町一般会計補正予算（第5回）に

ついて、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第10号の質疑、討論、採決

○議長(辻 誠一) 日程第4 議第10号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第11号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第5 議第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎文教厚生委員長報告について

○議長（辻 誠一） 日程第6、文教厚生委員長報告について。

長岡委員長、報告願います。

長岡委員長。

（文教厚生委員長 長岡照美 登壇）

○文教厚生委員長（長岡照美） 6番、長岡照美です。

文教厚生委員会の報告を申し上げます。

去る12月11日の本会議におきまして文教厚生委員会に付託されました、議第1号 上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第3号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の一部を変更する規約について、議第5号 平成30年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、議第6号 平成30年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、議第7号 平成30年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について、議第8号 平成30年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について、議第9号 平成30年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について、意見書案第1号 国民健康保険県単位化に伴う国保運営のありかたに関する意見書（案）、意見書案第2号 奈良県医療費適正化計画における「地域別診療報酬」活用検討の撤回を求める意見書（案）、意見書案第3号 認知症施策の推進を求める意見書（案）、陳情第1号 県立高校適正化計画に関する陳情書、以上11議案について、12月11日午前10時から、委員6名の出席により慎重審議しました主な質疑内容を報告いたします。

議第1号 上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

放課後児童支援員の資格も含めた基準緩和に対する上牧町の考え方についての質問に対して、理事者側からは、国は基準を緩和する方向で進めているが、上牧町は待機児童もなく、人員的に問題がないので、今のところは現状維持する方向で進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

議第5号 平成30年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について。

保険給付費が約6,200万円増額計上されたが、医療費の傾向はどうかとの質疑に対し、理事者側からは、当初予算に比べ1人当たりの医療費が伸びているとの答弁がありました。

議第7号 平成30年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について。

在宅介護サービス給付費を750万円減額し、介護予防サービス給付費で750万円増額となっているが、その要因についての質疑に対して、理事者側からは、平成30年度より新たな介護保険事業計画が始まっている。当初、予防給付費よりも介護給付費が伸びるであろうとの想定で予算を組んだが、この半年間に軽度の認定者数がふえ、介護予防給付費を使われる方がふえる傾向であることがはっきりとしてきた。他方で、介護給付費の伸びがそれほど大きく

ない状況もあり、予防給付費に多くを投入したいと考え、予算の組み替えを行ったとの答弁がありました。

また、介護予防サービス費のうち、新たに計上された地域密着型介護予防サービス費の説明を求める質疑に対して、理事者側からは、町内にある18人以下の通所サービス事業所でのサービス利用者があるためとの答弁がありました。

議第8号 平成30年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について。

下水道事業経営戦略策定業務委託料744万9,000円、その財源である一般会計繰入金754万1,000円及び繰越明許費744万9,000円について説明を求めるとの質疑に対し、理事者側からは、下水道事業については、老朽化に伴う更新工事や人口減少による料金収納の減少により経営環境は厳しさを増し、不断の経営健全化の取り組みが求められている。このような中、将来にわたってのサービスの提供を行うため、安定的な経営が不可欠であり、中長期的な視野に基づく徹底的な経営の効率化と健全化を行う必要がある。そのため中長期的な経営戦略を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの強化に取り組むものである。また、平成30年度をもって、この事業の経費に関する特別交付税が終了となることを踏まえ、今回の補正予算計上を行ったとの答弁がありました。

また、下水道事業経営戦略策定業務委託料の下水道ストックマネジメント計画の進捗状況についての質疑に対して、理事者側からは、現在80%の完了となっており、3月末までには完了する予定である。この下水道ストックマネジメント計画をもとに、下水道事業経営戦略の策定を進めていきたいとの答弁がありました。

意見書案第3号 認知症施策の推進を求める意見書（案）。

国が策定した認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）と今回の意見書が求める認知症施策の推進との関連性は何かとの質疑があり、新オレンジプランは平成27年に策定されたものであり、今回の認知症患者の増加等を考えれば、それに加えて認知症への理解を深め、あるいは体制整備のための総合的な取り組みが必要となるため、基本法の制定を求めた内容となっているとの説明がありました。

以上、議第1号、議第5号、議第7号、議第8号、意見書案第3号について慎重審議しました結果、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

議第3号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の一部を変更する規約について、議第6号 平成30年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、議第9号 平成30年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）については、全委員異議なく可決すべきも

のと決しました。

意見書案第1号 国民健康保険県単位化に伴う国保運営のありかたに関する意見書（案）について。

本文にある、奈良県が国保財政の責任主体であるならば、保険料を下げるための対策を講じる必要があります。また、高過ぎる保険料の根本問題にある低い国庫負担率の改善を国に強く要請すべきですについては、同感である。ただし、記2、奈良県統一保険料水準の導入を見直すこと、記3、市町村が独自に行う施策及び市町村が決定する保険料（税）率を尊重することについては、国保県単位化の基本理念に逆行するものであると考えるがどうかとの質疑があり、奈良県統一保険料水準の導入を見直すことや、市町村が独自に行う施策及び市町村が決定する保険料（税）率を尊重することについては、市町村からも要望が挙げられている項目である。市町村で保険料を徴収しており、また、減免等についても相当なばらつきがあることから、この策を続けることは大事なことであるとの答弁がありました。

また、遠山委員から修正案が提出されました。修正案が提示され、記1の末尾の「国庫負担の大幅増額を要請する」を、本文表記と同じく「国庫負担率の改善を国に要請すること」に、並びに記2の末尾の「奈良県統一保険料水準の導入は見直すこと」を「奈良県統一保険料水準の見直しを検討すること」に修正する説明が行われました。修正案と原案を一括して質疑を行いました。質疑なく、次いで修正案と原案について一括して反対の討論がありました。急速に進む少子高齢化の中で、国民健康保険制度を維持するためには、個人負担の増大はやむを得ないと思われるとの討論がありました。

修正案及び原案について、起立採決の結果、賛成少数で否決されました。

意見書案第2号 奈良県医療費適正化計画における「地域別診療報酬」活用検討の撤回を求める意見書（案）。

第195回奈良県医師会臨時代議員会の決議では、地域別診療報酬の導入には断固反対とあり、奈良県が策定した第3期医療費適正化計画の是非については問うていないが、この意見書では同計画における地域別診療報酬の部分の削除を求めている。計画の修正の流れはどのようなイメージを持っているかとの質疑に対し、そこまでは確認していないとの答弁がありました。

質疑に続き、次の反対討論がありました。少子高齢化の中で、国民皆保険を守るため、国民、医療関係者、国・県も痛みを分かち合わなければならないとの討論がありました。

また、他の委員から、次の賛成討論がありました。地域別診療報酬に関しては、高齢者の

医療の確保に関する法律の第14条に地域別診療報酬を定めることができると規定されている。地域別診療報酬を設けることによって、町内、町外、県内の医者が減ることを危惧する。地域別診療報酬以外に保険料水準の維持を考え、検討すべきとの討論がありました。

起立採決の結果、賛成少数で否決されました。

陳情第1号 県立高校適正化計画に関する陳情書。

上牧町議会基本条例第5条第4項により、提出者より、陳情事項1、県立高校再編対象校に対し、県教育長みずから経緯を説明していただけるよう県教育委員会に要望してください。2、県立高校再編内容の見直しを審議していただけるよう県教育委員会に要望してくださいの説明を受け、質疑を行いました。

上牧町まちづくり基本条例第6条、未成年の町民についても、おのおのの年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有しますにも規定されているとおり、上牧町に在住している未成年者のためにも、この陳情書は重要な意味を持っている。半面、県立高校再編計画については県教育委員会の所管であり、上牧町議会で中身を議論することはできないので、この陳情書を町民からの要望として上牧町議会より関係機関に送付する形で採択したいと思うがどうかとの質疑に対し、提出者より、それで結構ですとの答弁がありました。

また、陳情書の作成時期、作成者、陳情書提出の効力について、提出時期が遅いのではないかと質疑に対し、提出者より、作成時期は11月21日ごろだったと思う。作成は提出者自身、県に対して効力がかなりあるとは思っていないが、上牧町からも声を上げてもらい、少しでも前に行けばと思い、陳情書を提出した。提出時期については遅いと思うとの答弁がありました。

質疑に続き、次の反対討論がありました。陳情先、奈良県教育委員会等を考えると、今回の陳情内容をそのまま採択し、陳情先へ届ける作業を上牧町議会ですべきでないことを提出者にはその旨をよく説明し、他の方法で協力すべきであるとの討論がありました。

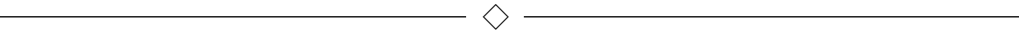
また、他の委員から次の賛成討論がありました。県立高校再編計画の具体的な内容が出されたのは6月8日で、県議会では9月議会で条例が可決された。関係者への十分な説明と県民的な議論が必要だと思うとの討論がありました。

起立採決の結果、賛成多数で、この陳情書の取り扱いについては採択すべきものと決定いたしました。

したがって、議会経由で関係機関にお届けすることを決定いたしました。

以上、文教厚生委員会の報告とさせていただきます。

○議長（辻 誠一） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。



◎議第1号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第7、議第1号 上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

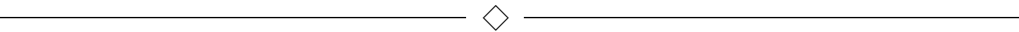
これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第3号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第8、議第3号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の一部を変更する規約について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第5号の質疑、討論、採決

○議長(辻 誠一) 日程第9、議第5号 平成30年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算

(第3回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第6号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第10、議第6号 平成30年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第7号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第11、議第7号 平成30年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第8号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第12、議第8号 平成30年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第9号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第13、議第9号 平成30年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）

について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎意見書案第1号の質疑、討論、採決

○議長(辻 誠一) 日程第14、意見書案第1号 国民健康保険県単位化に伴う国保運営のありかたに関する意見書(案)について、これを議題といたします。

趣旨弁明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

康村議員。

○10番(康村昌史) 10番、康村昌史です。国民健康保険県単位化に伴う国保運営のありかたに関する意見書(案)とその修正案について、反対の立場からの討論を行います。

国民健康保険制度は、日本の国民皆保険を支える最後のとりでであり、自営業や無職、低

所得などの方たちが必要な医療を安心して受けられるようにする大切な社会保障制度です。

しかし、急速に進む少子高齢化、人口減少等、社会環境の変化に対応しながら国民健康保険制度を維持するために、奈良県の県内どこに住んでいても、所得と世帯構成が同じなら同じ保険料水準を目指し、6年間の激変緩和を経て、2024年には統一保険料水準を達成しようとする政策は正しい方向です。

また、保険制度は、そもそも受益者と負担者の関係をはっきりさせるべきものであり、国民健康保険制度で各自治体の行う一般会計からの法定外繰り入れは、この受益者と負担者以外の方が負担しているという問題点があり、奈良県が提唱している受益と負担の関係を見える化し、バランスのとれた保険とするために、法定外繰り入れの解消は欠かせない課題、取り組みと言え、今回の国民健康保険県単位化を契機に、今年度、奈良県が行った法定外繰り入れの解消は大いに評価できるものです。

しかしながら、本町においては、上牧町の住民の生命を守るため、国民健康保険制度の責任主体である奈良県と十分協議し、議会に報告することを切に要望しておきます。

以上、反対の立場からの討論といたします。

○議長（辻 誠一） ほかにございませんか。

東議員。

○11番（東 充洋） それでは、国民健康保険県単位化に伴う国保運営のありかたに関する意見書（案）に対する賛成討論を行います。

国民健康保険県単位化に伴う国保運営のありかたに関する意見書（案）に対する賛成討論なんですが、この意見書の国や県への要望は、1、高過ぎる国保保険料を改善するため、国保財政への国庫負担率の改善を国に要請すること。2、急激な保険料上昇を招く奈良県統一保険料水準の見直しを検討すること。3、保険料上昇を抑制するために、市町村独自に行う施策及び市町村が決定する保険税・料率を尊重すること。4、保険料上昇の著しい市町村に対する県の支援を具体化すること。5、急激な所得減少や恒常的生活困難を抱える国保被保険者向けの一部負担金申請減免制度及び保険料申請減免制度を奈良県国保運営方針に明記し、周知すること。以上、5項目を要請するものです。

現在の国保の状況を考えれば、国民の多くの方々から賛同を得る至極当然の要望であり、反対する余地はどこにあるのか、このようにまず申し述べたいと思います。

現在、全国どこでも高過ぎる国民健康保険料・税に住民が悲鳴を上げています。滞納世帯は289万、全加入者世帯の15%を超えています。無保険になったり正規の保険証を取り上げら

れるなど、生活困窮で医療機関の受診がおくれたために死亡した事例が昨年1年間で63人、全日本民医連の調査に上る結果が示されています。このように深刻な事態が起こっています。高過ぎる保険料・税は、住民の暮らしを苦しめるだけでなく、国民健康保険制度の根幹を揺るがしています。国保加入者の平均保険料1人あたりは、政府試算でも中小企業の労働者が加入する協会けんぽの1.3倍、大企業の労働者が加入する組合健保の1.7倍という水準です。400万円の4人世帯で協会けんぽに加入した場合、保険料の本人負担は年19万8,000円ですが、同じ年収、家族構成の世帯が国保加入だと保険料は年42万6,000円、実に2倍以上の格差が生じています。この25年間に1人当たりの国保料・税が6万5,000円から9万4,000円に引き上がった結果です。しかも同時期に国保加入者世帯の平均所得は276万円から138万円に半減しています。国民の4人に1人が加入し、国民皆保険制度の重要な柱を担うべき国保が、他の医療保険制度に比べて著しく不公平で、庶民に大変重い負担を強いる制度になっているのです。高過ぎる保険料・税問題を解決することは、住民の暮らしと健康を守るためにも、国保制度の持続可能性にとっても、社会の公平、公正を確保する上でも重要な政治課題です。

高過ぎる国保料を引き下げ、国保の構造的な問題を解決するためには、公費を投入するしかありません。全国知事会、全国市長会、全国町村会も、国保の定率国庫負担の増額を政府に要望し続けています。2014年には公費を1兆円投入して、協会けんぽ並み負担率にすることを政府与党に求めました。もともと現行の国保制度がスタートした当初は、政府は、国民健康保険は被保険者に低所得者が多いこと、保険料に事業主負担がないことなどのため、どうしても相当額、国庫が負担する必要があると認めていました。これは社会保障制度審議会、1962年の勧告です。

ところが、問題はここです。自民党政権は、1984年、法改定で国保への定率国庫負担を削減したのを皮切りに、国庫負担を抑制し続けてきました。国保加入者の構成も、かつては7割が農林水産業と自営業でしたが、今では43%が無職です。34%が非正規雇用などの被用者で、合わせて8割近くになっています。国保に対する国の責任後退と国保の加入者の貧困化、高齢化、重症化が進む中で、国保料・税の高騰がとまらなくなったのです。国保の構造的な打開をするためには、国庫負担をふやす以外に道はありません。よく財源のことを気になさる議員がいらっしゃいますが、財源は安倍政権のもとで、純利益を19兆円から45兆円へと2.3倍にもふやししながら、4兆円も減税されてきた大企業や、超大株主（保有株式時価総額1,000億円以上）が保有する株式時価総額が3.5兆円から17兆6,000億円へと5倍にも膨れ上がるなど、株高で資産を大きくふやした富裕層に応分の負担を求めることで、十分つくり出すこと

ができます。例えば、アメリカなどと比べても、高所得者の優遇となっている証券税制を改め、株式配当の総合課税や高額株式譲渡所得を欧米並みに30%に引き上げるなど、富裕層への証券課税の強化だけで1兆2,000億円の財源が生まれます。

現行の国保制度には、災害などで所得が激減した人の保険料を一時的、臨時的に免除する仕組みはありますが、常設の免除制度ではありません。一時的に困った人は助けるけども、ずっと困っている人は助けないという矛盾した制度になっています。こうした制度のもと、所得が生活保護基準を下回る人に重い保険料が課せられたり、所得が保護基準をぎりぎり上回る境界層が国保料・税を払うことで、所得が保護基準以下となるケースが全国で発生しています。地震、津波、集中豪雨などの災害の被害者も、国保料・税の免除がいつ打ち切られるかわからない状況が大きな不安となっています。ドイツやフランスでは、所得が一定基準を下回り、医療保険料の負担が困難とみなされる人は、保険料を免除し、国庫でその財政を補う制度が整備されています。貧困と格差が広がる日本でこそ、生活に困窮する人の保険料・税を免除する仕組みが求められています。

安倍政権は、ことし4月から、これまで市町村ごとに分かれていた国保の財政を都道府県に集約することなどを内容とする国保の都道府県化をスタートさせました。この最大の狙いは何か。市町村が一般会計から国保会計に繰り入れて行っている自治体独自の国保料・税軽減をやめさせ、その分を保険料に転嫁させることにあります。差し押さえなどの収納対策の強化、病院統廃合や病床削減による医療費削減なども推進するとしています。都道府県と市町村のこうした取り組みを政府が採点し、成績のよい自治体に予算を重点配分する仕組み、保険者努力支援制度も導入されました。こうした政府のやり方を一緒になって推進するのか、住民を守る防波堤となるのか、自治体の役割も問われています。法は施行されましたが、厚生労働省は、都道府県化実施後も一般会計の繰り入れは自治体の判断でできる、生活困窮者への自治体独自の軽減は問題ないと答弁しています。地方自治の原則を完全に否定することができないからです。

国保の運営主体である市町村と都道府県が住民の立場に立って、国保料・税の値下げ、抑制の努力を続けるかどうかも問われています。高過ぎる国保料・税の問題の解決は、住民の健康と暮らしを守る上でも、国民皆保険制度の最重要な柱であります国民健康保険制度の持続性を確保する上でも、社会の公平、公正という面からも避けて通れない課題となっています。立場の違いや社会保障政策の違いがあっても、この問題の解決に向けて知恵を出し合い、力を合わせることは可能であるし、必要だと考えます。

以上の主張を申し述べて、賛成の討論といたします。

○議長（辻 誠一） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ほかになしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は否決です。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方、起立願います。

（起立少数）

○議長（辻 誠一） 起立少数です。

したがって、本案は否決されました。



◎意見書案第2号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第15、意見書案第2号 奈良県医療費適正化計画における「地域別診療報酬」活用検討の撤回を求める意見書（案）について、これを議題といたします。

趣旨弁明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

康村議員。

○10番（康村昌史） 10番、自由民主党、康村昌史でございます。奈良県医療費適正化計画における「地域別診療報酬」活用検討の撤回を求める意見書（案）について、反対の立場からの討論を行います。

急速に進む少子高齢化、人口減少等、社会環境の変化に対応した効率的医療、健康保持、介護給付の適正化等を推進しなければ、国民の最後のとりでである国民健康保険制度は守れません。そのため、奈良県は3月に第3期医療費適正化計画を発表しました。この計画は、

2023年、平成35年の県民医療費の目標を総合的に判断して、4,813億円と決めて、医療費の適正化に取り組むというものです。

また、平成30年9月議会の荒井知事の答弁の要約によりますと、2023年の県民医療費の目標を総合的に判断して、国保の保険料水準を設定しました。医療費の実績がこの目標を上回り、国保の保険料水準の引き上げを検討せざるを得ない場合に、医療費を下げる選択肢として地域別診療報酬の活用を検討しようとするものです。すなわち、国保の県単位化により、奈良県は地域の医療提供体制に係る責任の主体であるとともに、保険料水準にかかわる財政運営の責任の主体を兼ねることになり、地域において受益と負担が不均衡になったときには、負担を国民の税金にだけ求めるのではなく、その原因をしっかりと分析し、受益すなわち医療費と、負担すなわち保険料をその地域においていかに均衡させるか考え実行することが、知事に与えられた使命であると思います。

以上が、この荒井知事の答弁の内容ですが、荒井知事の答弁からもわかるように、医療費の実績がこの目標を上回り、国保の保険料水準の引き上げを検討せざるを得ない場合に、医療費を下げる選択肢として地域別診療報酬の活用を検討しようとするものであり、この意見書案の中段にあります、計画段階からの地域別診療報酬活用検討の表明は、医療費適正化の成否の責任を医療機関にのみ押しつける乱暴なやり方ですと書かれていますが、明らかに矛盾していると思います。

以上、反対の立場からの討論といたします。

○議長（辻 誠一） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ほかになしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方、起立願います。

（起立少数）

○議長（辻 誠一） 起立少数です。

したがって、本案は否決されました。



◎意見書案第3号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第16、意見書案第3号 認知症施策の推進を求める意見書（案）について、これを議題といたします。

趣旨弁明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎陳情第1号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第17、陳情第1号 県立高校適正化計画に関する陳情書、これを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

吉中議員。

○5番（吉中隆昭） 5番、吉中隆昭でございます。県立高校適正化計画に関する陳情書の提

出を上牧町議会で引き受けることに反対の討論を行います。

平成30年12月議会において文教厚生委員会に付託され、12月11日、文教厚生委員会が開催され、陳情書の提出者に説明員として出席いただき、私、吉中から陳情者に対し、何点か質問して、次の4点についてお答えをいただきました。1点目として、陳情書の作成者は陳情者本人である。2点目として、陳情書の作成日は平成30年11月21日である。3点目として、陳情書提出の効力については、効力があるとは思っていない。4点目として、陳情書提出の時期については遅いと思いますとのお答えがありました。

また、この陳情書の内容については、県教育委員会に対してクレームをつける、抗議する部分があるにもかかわらず、委員会として、陳情内容については陳情者から陳情文の読み上げを聞いただけで、何の議論もされていない。ただテーブルに載せただけであります。

また、今回の陳情内容については、既に県議会で審議され、承認、議決されています。このような状況のもとでは、陳情書を提出しても何一つ覆ることはありません。また、何のメリットも期待もできないと思います。ただ、陳情先、県教育委員会や県議会等と、また上牧町や上牧町議会等との今後の信頼関係において非常によくないと思われるので、この陳情書を丸抱えで陳情先へ上牧町議会経由で提出するのは、余りにも無責任と思います。

以上のことを総合的に判断し、陳情書提出者によく説明し、ご理解をいただき、陳情書提出は上牧町議会ではなく、議員有志で相談して応援してあげるべきであると私の意見を申し上げ、上牧町議会による陳情書の提出に反対の討論といたします。

○議長（辻 誠一） ほかに討論はございませんか。

石丸議員。

○9番（石丸典子） 9番、石丸典子です。県立高校適正化計画に関する陳情書に対する賛成の討論を行います。

奈良県の教育振興大綱アクションプランでは、2018年度において、高校の再編、県立高校の適正化実施計画の策定があります。しかし、具体的な内容が初めて公表されたのは6月8日です。廃校になる高校があったり移転する高校などの案が初めて出されました。しかもその内容の検討は、内部関係者のみで非公開で行われたと聞いております。そして、9月の県議会において関係の条例が可決をされました。高校の再編は、上牧高校が廃校となった平成12年にもありましたが、このときは3年かけて行われました。議事録は公開されています。計画の内容について広く周知することと生徒や保護者の意見を十分聞くことは、当然のことと思います。

また、12月3日には、県立高校の再編計画の見直しを求める署名が1万3,568筆、高校生の保護者などから提出をされ、県教育委員会、また県知事宛てに提出されています。多くの皆さんは、県民的な議論を経ていないとしています。今回の陳情事項は、まず1点目が、県立高校再編対象校に対し、県教育長みずから経緯を説明していただけるよう県教育委員会に要望してくださいという内容と、もう1つは、県立高校再編内容の見直しを審議していただけるよう県教育委員会に要望してくださいという、この2項目です。県立高校再編の計画の策定は、もっと丁寧に進めるべきだと思います。

以上の点で、賛成といたします。

○議長（辻 誠一） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ほかになしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告どおり採択することに賛成の方、起立願います。

（起立多数）

○議長（辻 誠一） 起立多数です。

したがって、陳情第1号は委員長の報告どおり採択すべきものと決定いたしました。



◎ごみ処理問題特別委員会報告について

○議長（辻 誠一） 日程第18、ごみ処理問題特別委員会報告について、ごみ処理問題特別委員長から最終報告をしたいとの申し出がありますので、これより報告を受けたいと思います。

ごみ処理問題特別委員長の発言を許します。

康村委員長。

（ごみ処理問題特別委員長 康村昌史 登壇）

○ごみ処理問題特別委員長（康村昌史） 10番、康村昌史です。ごみ処理問題特別委員会報告について、既にお手元に配付済みの資料の朗読をもって、ごみ処理問題特別委員会の報告とさせていただきます。

1、委員会設置と開催経緯について。今期のごみ処理問題特別委員会は、平成27年5月12日開催の平成27年第1回上牧町議会臨時議会において設置され、合計8回の委員会を開催した。当時の上牧町ごみ行政は、ごみ処理基本計画の策定とごみ焼却施設の老朽化対策が急務であり、あわせて長期安定的なごみ処理施設の方向づけが大きな課題となっていた。こうした状況を受けて、ごみ処理問題特別委員会は次のとおり開催した。

第1回委員会、平成28年2月17日開催。案件1、ごみ中継施設の建設について。2、山辺・県北西部広域環境衛生組合の設立について。3、ごみ処理基本計画の策定について。

第2回委員会、平成28年3月25日開催。案件1、ごみ中継施設の着工について。2、山辺・県北西部広域環境衛生組合の設立について。

第3回委員会、平成28年7月29日開催。案件1、ごみ中継施設の工事について。2、可燃ごみの民間委託について。3、山辺・県北西部広域環境衛生組合について。

第4回委員会、平成29年1月19日開催。案件1、ごみ処理基本計画について。2、焼却場煙突解体について。3、ごみ中継施設について。4、その他。

第5回委員会、平成29年6月29日開催。案件1、ごみ処理量について。2、ごみ処理基本計画について。3、その他。

第6回委員会、平成30年2月9日開催。案件1、可燃ごみ処理実績について。2、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について。3、プラスチック製容器包装について。

第7回委員会、平成30年7月4日開催。案件1、ごみ処理基本計画について。2、プラスチック製容器包装について。3、山辺・県北西部広域環境衛生組合について。4、その他。

第8回委員会、平成30年10月12日開催。案件1、ごみ処理問題特別委員会報告について。2、主な調査研究と審議内容について。

1、ごみ中継施設の建設について。焼却炉については、長年にわたって香芝市や近隣地区との話し合いが行われてきた経緯がある。それらを踏まえて、平成28年3月末をもって休止する方針であったが、中継施設建設用地選定の関係で約半年おくれるとの説明があった。最終的な建設場所として、奈良交通バス待機所とし尿中継基地の敷地内に建築面積656.02平方メートル、延べ床面積742.35平方メートル、高さ11メートルの鉄骨づくり、一部鉄筋コンクリートづくりの中継施設を建設する。工期は平成28年4月初旬から10月末までとし、11月1日から供用開始するとの報告があった。委員会として、周辺への臭気対策や通学路の安全対策などについての質疑と確認の上、建設方針について基本的に了承した。

2、可燃ごみの民間委託について。焼却炉の休止に伴い、11月から可燃ごみの運搬処理を

民間委託する方針であるとして、平成28年度当初予算に委託料約8,500万円、5カ月分が計上された。委託先業者の選定は一般競争入札で実施され、三重中央開発株式会社に決定された。可燃ごみ処理費（運搬費を含む）は、トン当たり3万5,100円とし、これまで委託していた不燃ごみ処理費についても、可燃ごみ処理費と同額に変更するとの説明があった。委託開始から1年間、平成28年11月から29年10月の可燃ごみの処理量は5,237トンで、月平均436トンであり、年間委託料は1億8,384万円であるとの報告があった。可燃ごみの搬出ルートについてはできるだけ住宅地内を避け、西名阪道路経由でコンテナによる運搬業務を行っている。

3、山辺・県北西部広域環境衛生組合について。平成27年9月に天理市長から、ごみ処理広域化への勧誘と参加意思の確認があった。建設候補地が既に予定されていること、一部事務組合として一般廃棄物の焼却処理業務を主として行うこと、費用負担については各市町村の実績ベースのごみ量割を基本とすること、プラスチック製、包装容器の資源としての分別回収等の基本方針が示されていた。同年9月3日に開催された議員懇談会において、協議の上、町として参加する意思が確認された。12月定例議会においては、10市町村、大和高田市、天理市、山添村、三郷町、安堵町、川西町、三宅町、広陵町、上牧町、河合町による山辺・県北西部広域環境衛生組合規約が議決された。広域環境衛生組合への参画は、ごみ処理基本計画の策定やプラスチック製容器包装の分別など、町のごみ処理行政全般とも密接に関連するとの認識で、本特別委員会として所要の協議を行った。

4、ごみ処理基本計画の策定について。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する計画、ごみ処理基本計画が義務づけられている。しかし、上牧町においては、平成7年3月に策定、平成26年10月に焼却場の操業停止及びごみ中継施設の位置づけ等を定めた一時見直しを行った。その後、近年までその運用でごみ行政が行われてきた。可燃ごみの運搬と処理の民間委託や広域化ごみ処理に参画するのを機に、議会としてもごみ処理基本計画策定の必要性を重ねて指摘してきた。平成30年3月において、ようやく策定に至ったことには一定の評価を行うとともに、その有効な活用を期待したい。

5、プラスチック製容器包装について。プラスチック製容器包装にはプラマークがつけられており、ボトル類やカップ類、トレー類、パック類、レジ類、お菓子袋など、広い範囲で行われている。現行の住民向けパンフレット「ごみの分け方&出し方」（平成27年4月発行）において、プラスチック製容器包装は分別の対象とされていない。したがって、可燃ごみと不燃ごみの双方のごみとして出されており、三重中央開発においてそれぞれの処理が行われ

ている。他方、山辺・県北西部広域環境衛生組合は2023年度中に稼働予定であり、プラスチック製容器包装は資源ごみとして分別、改修する計画である。これに対して町は、プラスチック製容器包装を2020年4月から分別回収する予定を立てている。住民段階でのプラマークの識別や周知徹底の難しさ、新たな有料ごみ袋の導入、現有職員によるごみ収集体制の組み入れなどの課題が残されているが、2023年度中、稼働以降の広域ごみ処理を見据えた根気強い取り組みが求められる。

3、今後の課題について。長期の主な調査、研究と審議内容から明らかなように、上牧町ごみ行政の最大の課題は、ごみの減量化とプラスチック製容器包装の分別収集である。ごみ減量化への取り組みについては、当面の可燃ごみと不燃ごみの民間委託による運搬と処理の委託料がごみ量によって支払われている。また、山辺・県北西部広域環境衛生組合の分担金が、同様に実績ベースのごみ量割によって決められている。このことから、今後のごみ行政にとって、ごみの減量化が戦略的な重要性を持っていると言わなければならない。また、山辺・県北西部広域環境衛生組合の施設建設費の請負単価が、諸般の事情により当初予想を大幅に上回っていることが懸念材料の1つである。プラスチック製容器包装の分別収集の取り組みについては、平成7年制定の容器包装リサイクル法に定められた市町村としての具体的な取り組みであり、あわせて山辺・県北西部広域環境衛生組合に参画する上で、資源ごみ分別収集の前提条件でもある。多くの課題が残されているとはいえ、町として避けて通れない事業であることに変わりはない。

以上、ごみ処理問題特別委員会報告を終わります。

○議長（辻 誠一） 以上で、ごみ処理問題特別委員会の報告が終わりました。

◇

◎財政問題特別委員会報告について

○議長（辻 誠一） 日程第19、財政問題特別委員会報告について、財政問題特別委員長から最終報告をしたいとの申し出がありますので、これより報告を受けたいと思います。

財政問題特別委員長の発言を許します。

牧浦委員長。

（財政問題特別委員長 牧浦秀俊 登壇）

○財政問題特別委員長（牧浦秀俊） 4番、牧浦でございます。ただいま議長よりございまし

たように、上牧町財政問題特別委員会の最終報告をさせていただきます。お手元にある報告書を読ませていただいて、報告とさせていただきます。

平成30年12月18日 上牧町議会議長 辻 誠一殿。

財政問題特別委員会委員長 牧浦秀俊。

財政問題特別委員会報告。

(1) 委員会設置の経緯。平成24年9月21日の本会議において、議第12号 上牧町土地開発公社の解散について並びに議第13号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請についての2議案の審議が行われ、可決に伴う議会による付帯決議を全会一致で可決した。その趣旨として、公社を解散させる一連の事業に関し、上牧町議会としては苦渋の選択ではあるが、土地開発公社の解散を抜きにして上牧町の真の財政再建はあり得ないとの判断に至ったと述べている。財政再建に向け、議会として上牧町に対し適切な措置を求めた。付帯決議の第8項として、公社解散の事後処理事業（引き継ぎ土地の管理、処分等と三セク債の返済）の全体について、その進捗状況を報告書にまとめ、毎年度の決算報告時に広く公表することを挙げている。この決議事項を受けて、公社解散の事後処理事業の進捗状況、適切にして安定的な財政、その指針である中長期財政計画等について、議会としての監視活動と政策提言を行うため、平成27年5月12日開催の第1回臨時議会において、財政問題特別委員会を設置した。

(2) 財政問題特別委員会開催の経緯。財政問題特別委員会開催の経緯は、以下のとおりである。

第1回委員会、平成28年2月23日開催。1、中長期財政計画について。

第2回委員会、平成30年2月14日開催。1、中長期財政計画（第5次総合計画前期実施計画）について。

第3回委員会、平成30年3月1日開催。1、中長期財政計画（第5次総合計画前期実施計画）について。

第4回委員会、平成30年8月10日開催。1、地方公会計の運用について。2、中長期財政計画（第5次総合計画前期実施計画）について。

第5回委員会、平成30年10月15日開催。1、旧土地開発公社引き継ぎ土地及び三セク債の状況。2、財政問題特別委員会4年間のまとめ。

第6回委員会、平成30年11月26日開催。1、財政問題委員会委員長報告（案）について。

(3) 旧土地開発公社引き継ぎ土地及び三セク債の状況。旧土地開発公社引き継ぎ土地に

ついて。旧土地開発公社引き継ぎ土地は、平成29年度末現在、筆数で135筆、面積で4万7,436.41平米である。平成26年に1筆が売却されている。附帯決議5では、売却可能な土地の処分により早期の資金回収に努め、売却代金を一般財源化することなく、三セク債の繰り上げ償還に充当することを求めている。これに対して、引き継ぎ土地の管理を徹底し、可能な土地から調書を作成し、売却に努めるとの答弁があった。

第三セクター等改革推進債の償還状況。三セク債については、平成25年11月29日に42億円を約定期間10年、借入利率0.87%で借り入れを行い、毎年2億円の元金と利子の支払いを行っている。平成29年末における借入残高は35億354万4,000円、平成35年度末までの元本返済額は16億1,404万3,000円、利子支払い額は2億9,458万5,101円である。また、10年後の借入残高は25億8,595万7,000円であり、将来の金利上昇が懸念され、利子負担増を予測しなければならない。

(4) 中長期財政計画について。現行の中長期財政計画は平成30年3月に策定されたもので、平成28年度決算が確定したのを受け、現状におけるこれからの予定事業を盛り込んだ今後10年間の計画として策定されたが、公共施設等総合管理計画では基本的なことをまとめることとなり、また、山辺・県北西部広域環境衛生組合については、処理施設の建設費用や運営費用、運営負担金等について不明瞭な点もあることから、計上していないとの答弁があった。あわせて、上牧町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を反映させ、また、上牧町第5次総合計画前期実施計画としての位置づけで策定されたものである。上記の部分については、毎年7月ごろに検証、ヒアリングを行い、ローリングをしていくとの答弁があった。当委員会では、中長期財政計画について、町の財政運営を行う上において、常に中長期的な財政収支の見通しや健全化の状況の把握が必要不可欠な計画であり、総合計画実施の進捗管理にも注視していかななくてはならない。

(5) 地方公会計の運用について。地方公会計の意義は、個々の地方公共団体における住民や議会等に対し、財務情報をわかりやすく開示することによる説明責任の履行と、あわせて資産、債務、管理や予算編成、行政評価等に有効に活用することでマネジメントを強化し、財政の効率化、適正化を図ることにある。今回、平成28年度決算分の地方公会計財務書類、最終的な特別会計、全体会計、連結会計を含む全体像がようやく示された。これを受けて、平成31年度の予算審議が3月議会で行われるときに、できるだけ新しい財務書類の提示を要請した。これらを踏まえて、当委員会としては住民にわかりやすい説明を行うとともに、財政運営の活用を図らなければならない。

(6) 今後の課題。平成24年9月21日付の議会による附帯決議を踏まえ、公社解散の事後処理事業（引き継ぎ土地の管理、処分等と三セク債の返済）について、議会の責任において最後まで見届けなければならない。中長期財政計画においても、公共施設等総合管理計画や山辺・県北西部広域環境衛生組合などの必要とされる経費が中長期財政計画に反映されていないこと、また、上牧町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略、上牧町第5次総合計画前期実施計画を議会としても今後も検証作業を継続する必要がある。地方公会計についてはスタートに立ったばかりで、これからの運用を進め、住民に対してわかりやすい説明を行わなければならない。これらのことから、住民福祉、適切な財政運営、三セク債の返済等のバランスを均衡させながら議会の責務を果たしていくためには、次期議会においても財政問題特別委員会の設置は必要である。

以上で報告を終わります。

○議長（辻 誠一） 以上で、財政問題特別委員会の報告が終わりました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（辻 誠一） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定いたしました。

◇

◎町長の挨拶

○議長（辻 誠一） 閉会に当たり、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 今議会に上程をさせていただきました議案について、全て議決をいただ

きましてありがとうございます。

今、我々、来年度の予算を編成している最中でございます。一般会計、特別会計、企業会計、それぞれ編成中でございます。今、議論にもなっております少子化、高齢化、これに係るいろんな要望、問題があるわけでございますので、そういうことも含めて予算を編成している最中でございます。我々といたしましては、おおむね予算編成が終わりまして、当然、印刷等のこともあるわけでございますが、その間に重要な点について、また議員懇談会を開いていただいて、ポイントを皆さん方に説明したいというふうに、今、現段階、考えております。皆さん方には時間をとっていただくわけでございますが、そういう問題についてもまたしっかりと説明をさせていただきたいと思っております。

それと、今、国からいろんな法律の改正もございまして、業務と申しますのか、大変細分化されてきておりまして、職員の業務量もかなりふえてきております。組織の見直しであったり、内容の見直しであったり、そういうこともあわせて、将来を見据えた形でやっていく必要もあるのかなというふうにも考えておりますので、そういう考え方も一定まとまりましたら、それもあわせて皆さん方にもご相談をさせていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

最後になりましたが、年末までもうあと日も少しとなりました。インフルエンザも流行をしているようでございますので、皆さん方には体に十分気をつけていただいて、よいお年をお迎えになられますよう祈念をして、お礼のご挨拶にさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(辻 誠一) これをもちまして、平成30年第4回上牧町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時42分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 辻 誠 一

署 名 議 員 竹之内 剛

署 名 議 員 遠山 健太郎